

対馬市告示第29号

平成18年第2回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成18年6月9日

市長 松村 良幸

1 期 日 平成18年6月16日

2 場 所 対馬市議会議場

開会日に応招した議員

小西 明範君	永留 邦次君
小宮 教義君	三山 幸男君
小宮 政利君	初村 久藏君
吉見 優子君	糸瀬 一彦君
桐谷 徹君	宮原 五男君
大浦 孝司君	小川 廣康君
大部 初幸君	兵頭 榮君
上野洋次郎君	作元 義文君
島居 邦嗣君	武本 哲勇君
中原 康博君	桐谷 正義君
扇 作工門君	畑島 孝吉君
波田 政和君	

6月19日に応招した議員

6月20日に応招した議員

6月23日に応招した議員

6月16日に応招しなかった議員

阿比留光雄君	黒岩 美俊君
--------	--------

平間 利光君

6月19日に応招しなかった議員

阿比留光雄君

平間 利光君

6月20日に応招しなかった議員

小宮 教義君

阿比留光雄君

三山 幸男君

小宮 政利君

平間 利光君

6月23日に応招しなかった議員

阿比留光雄君

中原 康博君

平間 利光君

平成18年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成18年6月16日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成18年6月16日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 空路改善調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 陳情第3号 患者・国民負担増の「医療制度改革関連法案」反対の意見書採択を求める陳情について  
(厚生常任委員会に付託された閉会中の継続審査報告)
- 日程第10 報告第1号 平成17年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第11 報告第2号 平成17年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報告第3号 平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報告第4号 平成17年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第14 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて  
(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第15 議案第88号 平成18年度対馬市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第89号 平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第90号 対馬市部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第91号 対馬市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第92号 対馬市情報センター条例の一部を改正する条例について

- 日程第20 議案第93号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第94号 対馬市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第95号 対馬市公会堂条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第96号 対馬市総合センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第97号 対馬市立図書館条例の制定について
- 日程第25 議案第98号 対馬市営駐車場条例の制定について
- 日程第26 議案第99号 市道の認定について（小浦ダム循環線）
- 日程第27 議案第100号 市道の認定について（小浦ダム配水池線）
- 日程第28 議案第101号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）
- 日程第29 議案第102号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小鹿地区）
- 日程第30 議案第103号 損害賠償の額の決定について
- 日程第31 請願第1号 対馬市の高齢者福祉施策の見直しに対する請願について
- 日程第32 陳情第4号 市有地貸付反対陳情について
- 日程第33 陳情第5号 基地対策予算の増額等を求める意見書提出に係る陳情について
- 日程第34 陳情第6号 最低賃金制度の改正を求める陳情について
- 日程第35 陳情第7号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 空路改善調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 陳情第3号 患者・国民負担増の「医療制度改革関連法案」反対の意見

書採択を求める陳情について

(厚生常任委員会に付託された閉会中の継続審査報告)

- 日程第10 報告第1号 平成17年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第11 報告第2号 平成17年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第12 報告第3号 平成17年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報告第4号 平成17年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第14 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて  
(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第15 議案第88号 平成18年度対馬市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第89号 平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第90号 対馬市部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第91号 対馬市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第92号 対馬市情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第93号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第94号 対馬市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第95号 対馬市公会堂条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第96号 対馬市総合センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第97号 対馬市立図書館条例の制定について
- 日程第25 議案第98号 対馬市営駐車場条例の制定について
- 日程第26 議案第99号 市道の認定について(小浦ダム循環線)
- 日程第27 議案第100号 市道の認定について(小浦ダム配水池線)
- 日程第28 議案第101号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(鴨居瀬地区)
- 日程第29 議案第102号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(小鹿地区)
- 日程第30 議案第103号 損害賠償の額の決定について
- 日程第31 請願第1号 対馬市の高齢者福祉施策の見直しに対する請願について

- 日程第32 陳情第4号 市有地貸付反対陳情について  
日程第33 陳情第5号 基地対策予算の増額等を求める意見書提出に係る陳情について  
日程第34 陳情第6号 最低賃金制度の改正を求める陳情について  
日程第35 陳情第7号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情について

出席議員（23名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小西 明範君  | 2番 永留 邦次君  |
| 3番 小宮 教義君  | 5番 三山 幸男君  |
| 6番 小宮 政利君  | 7番 初村 久藏君  |
| 8番 吉見 優子君  | 9番 糸瀬 一彦君  |
| 10番 桐谷 徹君  | 11番 宮原 五男君 |
| 12番 大浦 孝司君 | 13番 小川 廣康君 |
| 14番 大部 初幸君 | 15番 兵頭 榮君  |
| 16番 上野洋次郎君 | 17番 作元 義文君 |
| 19番 島居 邦嗣君 | 20番 武本 哲勇君 |
| 21番 中原 康博君 | 22番 桐谷 正義君 |
| 24番 扇 作工門君 | 25番 畑島 孝吉君 |
| 26番 波田 政和君 |            |

欠席議員（3名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 4番 阿比留光雄君  | 18番 黒岩 美俊君 |
| 23番 平間 利光君 |            |

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- |         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 局長      | 大浦 義光君 | 次長     | 永留 徳光君 |
| 参事兼課長補佐 | 豊田 充君  | 副参事兼係長 | 三原 立也君 |

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
助役	永尾一二三君
総務部長	内田 洋君
総務部次長（総務課長）	斉藤 勝行君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部長	山田 幸男君
福祉部長	勝見 未利君
保健部長	阿比留輝雄君
産業交流部長	中島 均君
建設部長	清水 達明君
水道局長	齋藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
巖原支所長	木寺 和福君
美津島支所長	松村 善彦君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	山本 輝昭君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
監査委員事務局長	阿比留博文君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開会

議長（波田 政和君） おはようございます。報告いたします。18番、黒岩美俊君、23番、平間利光君、4番、阿比留光雄君からの欠席の申し出がっております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（波田 政和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、糸瀬一彦君及び桐谷徹君を指名します。

## 日程第2．会期の決定

議長（波田 政和君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付しております会期日程表どおり、本日から6月23日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月23日までの8日間に決定しました。

## 日程第3．議長の諸般の報告

議長（波田 政和君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第4．市長の行政報告

議長（波田 政和君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

市長（松村 良幸君） 本日、ここに平成18年第2回対馬市議会を招集いたしましたところ、議員皆様には、御健勝にて御参会をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会において御審議を願います案件は、報告案件4件、専決処分の承認案件1件、平成18年度一般会計補正予算等2件、条例の制定及び一部改正案9件、市道の認定等5件など、合わせて21件の議案について御審議をお願いをするものであります。

議案の内容につきましては、後ほど担当部長等に説明をさせたいと存じますので、何とぞよろしく御審議をくだしまして、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、3月定例会以降の主な事項につきまして、概略御報告を申し上げます。

まず初めに、市政説明会についてであります。

2月より市内29の小学校区を単位に、「比田勝小学校区」を皮切りに市政説明会を開催しております。

対馬市の現状や今後の姿勢の運営について直接市民の皆さんに御説明をし、理解を求めることを目的に、現在まで計7回開催をいたしております。

説明会では、総合計画、行財政改革について説明を行っていきまるとともに、市民の皆様からいろいろなさまざまな御意見や御叱正をいただいております。今後の市政運営に活かしていきたいと、そのように考えております。

2点目は、「対馬市民球団まさかりドリームス」についてであります。

次世代を担う子供たちの心身の健全な育成と夢づくり、そして、市民皆さんの一体感の醸成を目的に、昨年3月に設立いたしました対馬市民球団「対馬まさかりドリームス」による「対馬まさかりドリームス・デー」を4月22日、23日の日程で開催いたしました。

今回は、諫早市の喜々津中学校、明峰中学校の生徒16名で構成された選抜チームを迎えまして、対馬中学生選抜チームとの交流試合を行い、本土の子供たちとの交流を深めていくことができました。

また、今回も市民歓迎会、野球教室、親善試合等に多数の市民の皆さんの参加をいただきまして、大会の目的は十分達成することができました。

3点目は、「釜山外国語大学オリエンテーション」についてであります。

去る3月20日から4月5日までの16日間にわたり、巖原体育館を主会場として、異文化交流を通して、日韓友好関係を深めることを目的に、昨年に引き続き釜山外国語大学によりますオリエンテーションが行われました。

ことしは、昨年よりも多い2,056名の来島がございまして、市内探検ウォークラリー、日韓文化交流の夕べ、対馬高校国際文化交流コースの生徒との交流を行い、対馬の自然と文化に触れ帰国をいたしました。

4点目は、「対馬食フェア」についてであります。

この開催は、対馬の食を観光資源として効果的に利用して、そして、対馬の知名度アップを図る目的で、去る4月1日から1カ月間、大阪全日空ホテルにおきまして、長崎対馬食フェアと銘打って開催をしました。

対馬の代表的食材でありますアナゴやアワビなどの魚介類、シイタケ、対馬蜂蜜などを使ったコース料理の提供、特産品の販売を実施いたしましたところ、延べ872名の参加をいただきました。

食フェアの開催に当りましては、関西対馬会を初め、長崎県人会、対馬観光物産協会、漁協、農協、生産者の御協力等によりまして、多大の成果が上げることができ、関係者の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

なお、「食フェア」の第2弾として、来月の1カ月間、7月1日からでございますが、東京全日空ホテルにおきまして、同じく食フェアを開催いたす運びにいたしております。

5点目は、「ひとつばたご祭り」についてであります。

去る5月7日、上対馬町鱈浦地区で第18回ひとつばたご祭りが開催をされまして、約2,300人の来場者が咲き誇るひとつばたごを楽しんでおられました。

当日は、あいにく肌寒い天気となりましたが、太鼓演奏、上対馬高校によりますプラスバンド

演奏、遊覧航海、特産品の販売等があり、終日賑わいを呈しておったようであります。また、岐阜県の中津川市蛭川からも3名の御参加をいただき、地域間交流を深めることができました。

6点目でございますが、「第1回日韓学生つしま会議（漂着ごみを拾う・考える）」という、このタイトルですが、この対馬会議についてであります。昨年度まで3年間実施してまいりました。釜山外国語大学と市民ボランティアによります海岸清掃奉仕活動について、本年度は韓国から釜山外国語大学と東亜大学の学生及び長崎県の御協力をいただき、また、県内の9つの大学生、さらには、鹿児島県の大学生、そして、市民ボランティアの皆さんと幅広く参加を呼びかけ、活動の名称も「第一回 日韓学生つしま会議～漂着ごみを拾う・考える」と、こういうタイトルで実施をいたしました。

この活動の趣旨は、漂着ゴミを日韓の学生が協働で回収するということですが、漂着ゴミを通して、海洋環境保全について考え、意見交換の場とすることを目的といたしております。

ことしは、韓国の大学生181名、日本の大学生138名の計319名、そして、市民ボランティア約300名を初め、島内外から多数の参加をいただきました。

5月20日は、豊玉町廻の海岸におきまして、また、翌21日には、巖原町豆酸の西浦浜海岸と久根浜の瀬佐浜海岸におきまして、それぞれ回収作業を行いまして、2日間で230立方メートルの漂着ゴミを回収いたしております。

また、今回は「対馬の豊かな自然をめぐるエキスカーション」及び「漂着ゴミ問題を通して海洋環境を考えるワークショップ」を開催いたしております。

対馬市といたしましては、漂着ゴミ問題の解決には、対馬市及び釜山市周辺の市民だけではなく、両国国民の理解と自然環境保護意識の醸成、そして、実践的な取り組みが急務であると考えております。幸いにして、国もこの現状を理解し自治体とともに取り組むことを決定したところであります。

このことにつきまして、私は非常に職員が育ってきているなということを痛切に感じました。痛感した次第であります。といいますことは、この漂着ゴミにつきましては、国、県とも余り当たらず触らずの対応があったわけでございますが、特に、国の責任ということに対しての私ども行政サービスでわあわあやっていたわけでございますが、私どもの職員の係長クラスですけども、環境省、外務省、それから、農水省、こういった3省庁とのネット上のバトルをやりまして、なぜ外国からの漂着ゴミを一自治体の市町村が経費を負担しなければいけないのかということで、4回、5回バトルがございました。私は知らなかったんですが、最後のネット上のバトルの中で、全国区のだれだれさんへというメールが入ってございました。その中に、あなたの熱意と説得力には脱帽ですというような形で、3省庁の局長クラスの間をつくり、国の責任ということでやりますということで、今会合が進んでおります。そういったことで、国会の方でも加藤統一議

員を座長に15名ですか、事務局長に新潟選出の近藤議員がなりまして、そういうことで国の方も動き出しております。行政も既にもう動いておる、それに政治が上に乗ったというような形があります。そのようにして、国もこの現状を先ほど申しましたように理解をいたしまして、自治体とともに取り組むことを決定したということでもあります。

7点目は、「第三回日本歌謡大会」であります。

去る6月3日に釜山市民会館において、対馬市及び在釜山日本国総領事館の共催で、慶尚道地域の青少年の日本に対する関心と理解を深めるという目的で、さらに日本歌謡を通じた両国間の相互理解と友好増進を図ることを目的に、第三回日本歌謡大会を開催いたしました。この夏開催される「対馬ちんぐ音楽祭」への出場権をかけて、16組の出場者が熱唱、会場全体が大変な熱気、熱狂に包まれたということでもあります。結果は、社会人の女性が最優秀賞を獲得し、8月のちんぐ音楽祭でその歌声を披露してくれます。

それから、8点目でございますが、対馬地区「新緑のつどい」についてであります。

去る6月4日、「森へ親子でどげえねえ。新緑のつどいイン対馬」というタイトルで、あそふベイパークにおいて開催いたしました。この「つどい」は、子供たちに自然や森林の役割を理解し、大切にすることをはくぐんでもらうことを目的に毎年開催されておりますが、今回は、主催が県から市に移行し、初めて実施したものであります。当日は、「金田緑の少年団」を初め、300名を超える親子の参加をいただきまして、ゲンカイツツジの植栽や自然に親しむネイチャーゲーム、しま自慢ガイドによる森林散策、それから、フルート奏者によります森のコンサートを楽しんでいただきました。

森林をフィールドにしたさまざまな体験を通して、対馬の自然の豊かなを再認識し、緑化意識の高揚に役立つものであったと考えております。

9点目は、「あじさい祭り・パラグライディング対馬大会」についてであります。

去る6月10日、北部地域の活性化を推進するため、あじさい祭り・パラグライディング対馬大会が、千俵蒔山を主会場に開催されました。大会には、地元対馬を初め、韓国釜山市、大分県玖珠町、長崎市からも45名の参加をいただき、楽しく競技が行われたところであります。

また、11日は佐護シーランドステージを主会場に「あじさい祭り」が開催をされ、あじさいが咲き誇る「あじさいロード」では、約8,000株、8万本のあじさいに囲まれながら、家族連れを中心にウォーキングを楽しみ、また、対州馬の乗馬体験、藻刈り舟体験、あるいは特産品販売など終日多くの方々に賑わった模様であります。

以上で報告を申し上げましたが、最後に、重大な報告と御相談をしなければなりません。実は、かねてから御叱正やら心配をおかけしておりました、廠美清華苑汚泥処理センターの機能が正常に作動しなくなってしまいました。先週から私どもというより、担当部長を初め、関係職員はも

ちろんですが、夜を徹しての取り組みをしてまいりましたが、いかんともしたく、12日だったと思いますが、その日も夜遅くまで善後策を検討しました結果、島外搬出の決断もせざるを得ないという事態に陥りまして、そのように結論を出しました。

し尿組合、汲み取り業者の皆さんにも多大な迷惑をかけたところでございますが、いかんともしたく、処理機能の回復の間、搬出を続けざるを得ません。財政、この再建の途上の中で、やっと少しずつ灯りが見えてきたわけでございますが、当面、数千万円の予算計上が必要となつてまいります。これがずっと回復しなかったら何億と続くわけでありまして、非常に残念でなりません。何がやむを得ません。このままですと、旧厳原町、旧美津島町ですから、今の厳原町地区あるいは美津島町地区の家庭が、ふん尿がまさにあふれましてパニックに陥ることはもう必定であります。何とも情けない次第になったとの報告をしなければならぬ無念さとふがいなさで、おわびをこの点でも申し上げる次第であります。

いかに旧町時代からの両町の懸念あるいは懸案事項だったとはいえ、いつかはこのようなことになりはしないかとの皆さんの懸念もそうだったと思いますが、いよいよ現実のことになってしましまして、本当に残念でありませんが、報告をいたします。

また、原因、経過につきましては、機会をそのうちにいただきまして、詳細に担当部あるいは担当課より説明をさせたいと思いますが、いずれにせよ、32億余になるような、そういった巨大な投資をした施設だけに原因、経過、それから機能も含め、専門家にも御相談をいたしまして、検討委員会を立ち上げ、設計、施工に対してもメスを入れていきたいと。これから先、今後の処理能力、機能の問題等々、その対策、検討もいたしたいと思っております。

報告は以上でございますが、今回の一連の不祥事について、道義的、政治的責任に対しまして、改めておわびを申し上げたいと存じます。熟知たる思いではいっばいでございますが、非常に遺憾に思っております。

今後、定かではありませんが、市長在任の限りは対馬の元気づくりのために臥薪嘗胆、粉骨砕身、懸命に職責を果たしてまいり、今決意を新たに、今また覚悟を新たにいたしております。

申し上げるまでもなく、市民の皆さんの馴れ合い、営みは今極限の状況下にあるといっても過言ではありません。原油、油の高騰によりまして、漁業者の皆さんを初め、対馬の産業界は激震が走っております。日本国全体も3万2,000人を超える天命を全うせずに幽明境を異にするということはふえておりますが、対馬もふえております。仕事場がなくなり、それから、雇用の場を求め、筆舌に尽くしがたい状況下の中で悲鳴が上がっておりますことも、私が今さらここに申し上げるまでもないと思っております。皆さんよく承知のことだと思っております。一日も早く産業を起こし、雇用の仕事場を創出しなければなりません。皆さんの御支援と御協力のおかげで、と

りあえず、数百人の雇用の場が年内にめどがつかず。信頼の回復に時間が思った以上にかかりましたが、相手もやっと理解をしていただきました。対馬での拠点づくりが動き出しております。市民の皆さんとの市民協働、なにかんずく議会議員の皆さんとの連携、協力がなければ、何事も成就をしていくということは困難であります。

御承知のとおり、既に半井桃水の記念館の運営関係では、すばらしい市民協働の動きが既にもう始まっております。この動きこそが対馬のあしたそのものだ、このように認識をいたしております。どうか、議会の皆さん、松村市長はきらいでしようが、好きになってくださいと私は申しませんが、当分の間がまんをしてくださいとお願いを申し上げまして、所信の一端の表明と報告にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（波田 政和君） 以上で市長の行政報告を終わります。

#### 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

議長（波田 政和君） 日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

最初に総務文教常任委員長の報告を求めます。常任委員長小川廣康君。

議員（13番 小川 廣康君） おはようございます。総務文教常任委員会の所管事務調査報告を申し上げます。

平成18年第1回定例会において、閉会中に当委員会に調査委託されておりました教育施設の設備及び教育環境の状況調査について、会議規則第103条の規定により、次のとおり報告を申し上げます。

当委員会は、5月9日、豊玉支所3階会議室において、武本哲勇委員が欠席、小西明範委員は遅刻でありましたが、委員会を開催し、調査方法、調査施設及び日程等について協議をいたしました。

近年、学校の小規模化が進む中、市内小学校150学級（29校）のうち40学級（18校）で複式編成を余儀なくされています。その現状を把握し、学校の適正な配置についての調査と今年度から給食会委託により運営されています厳原学校給食共同調理場の現場状況を調査することといたしました。

5月29・30日の2日間、1共同調理場と小学校4校、中学校1校を教育委員会、米田幸人教育長、日高一夫教育次長、俵二三昭学校教育課長に出席を求め、学校長、教頭の説明を受けながら、委員全員で調査いたしましたので、その概要を報告をいたします。

まず、1日目の厳原学校給食共同調理場では、神宮昌次場長と教育委員会に説明を求めながら調査をいたしました。当施設は平成11年度に現在地に新築され、現在、1,161名の児童生徒と112名の教職員の給食が、神宮場長ほか13名の職員により実施をされています。昭和

41年の調理場開設以来、昨年度まで町、市の直営でしたが、今年度より巖原学校給食会として運営をされています。

今後については、市全体を統一した組織を構築され、雇用条件等の整備を図られる必要があると思慮されます。本来、学校給食は教育の一環として実施され、児童生徒の食育として重要な業務であります。なお、当調理場は巖原小学校の敷地内にありますが、巖原小学校には410食もの給食が屋外を経由して台車にて運搬されておりますが、悪天候時には労力・衛生面でも不適切であります。改善を要望するものであります。

阿連小学校では、23名の児童が単式2学級・複式2学級・特殊1学級の編成の中で、前田校長ほか9名の教職員の指導のもとで学んでいました。本校は、平成7年に木の香り漂う木造校舎として新築されました。また、今年度より、知的障害児のための特殊学級が開設されています。ここ数年は、現在の児童数で推移するものと予想されます。

今里小学校は33名の児童が複式3学級で中村校長ほか8名（介助員1名を含む）の教職員とともに学んでいました。介助員は1年生の支援に週3日当たっておられました。本校の児童数はここ数年、わずかではありますが増加するものと予想されます。

今里中学校は24名の生徒が原校長ほか13名（相談員・介助員1名を含む）の教職員の指導のもと、特殊学級1学級を含む4学級の編成で学んでいました。本校は地域の児童数から将来の生徒数を予想すると五、六年後には複式学級の編成が余儀なくされる状況であります。なお、本校に2名の不登校生徒が存在することに悲しみを禁じえません。複雑な要因が考えられますが、家庭、地域、学校が一体となり解決されることを望みます。

2日目の小綱小学校は、田中校長ほか7名の教職員のもと、17名の児童が複式3学級編成で学んでいました。1年生1名、5年生1名の学年が存在し、五、六年生の学級は合わせて3名の編成になっています。

西小学校は63名の児童が単式6学級の編成で小宮校長ほか13名の教職員のもと学んでいました。訪問時間が昼休みであったため、児童のほとんどが運動場で走り回っている姿に小規模校ではありますが、学校らしさを感じました。

しかし、3年後ぐらいから本校においても、複式学級の編成が余儀なくされることが予想されます。

1日目・2日目それぞれ現地での調査後、美津島支所、豊玉支所会議室においてさらに調査いたしましたので、その概要を申し述べます。

学校は、学習とともに集団生活の中でもまれ、自分を磨き、社会性を高める場であり、子供の望ましい成長にとって非常に重要な教育施設であります。平成17年第4回定例会での所管事務調査報告でも申し上げましたように、小規模校ならではのきめ細かな指導、家庭的な雰囲気の中

で生活学習できるなどのよい面もありますが、集団が小さ過ぎますと、切磋琢磨する上で障害になることは否定できません。また、集団による教育、スポーツ活動が制限され、子供の能力を伸ばす機会を失することも考えられます。

望ましい学校規模は、集団生活の中で多様な対人関係を築き、確かな学力とたくましい心身を持ち、時代の変化に柔軟に対応できる人間を育成するためには、小学校では、1学年2ないし3学級、中学校では1学年2ないし3学級と言われていますが、本市の地理的条件からして、また、通学体制の整備状況等、近々の解決は困難と考えられます。

よって、早急に取り組む課題は、小学校においては、まずは複式学級の解消を図るため統廃合により適正規模の教育環境を整えることとあります。中学校においても、近い将来、複式学級の編成が余儀なくされる学校が数校発生することが危惧されております。中学教育での複式教育は非常に困難だと言われております。早急な対策を講じる必要があります。

今まで各地区に学校があり、地域と学校が一体となって、その地域の文化の拠点としての役割を果たしてきました。しかし、今日では、学校の小規模化が急激に進む中、さきに述べましたように、子供の教育に大きく影響を与えております。

まずは、子供の教育や将来のことを最優先に考え、子供たちが未来を明るく、希望の持てる学校づくりと、教育条件の整備、特に対馬市小中学校適正配置基本計画に基づき、子供が主役の基本姿勢のもと、保護者・地域の理解を得ながら、早急に取り組まれることを要望いたします。

次に、市内小中学校に12学級の特殊学級が併設され、15名の児童・生徒が普通学級と交流をしながら学んでおります。すべての児童・生徒の具体的内容は掌握してはいませんが、小学校で13名、中学校で2名在学をしております。このことから、中学生になると、市外のそれぞれの学校に転校されていると考えられます。離島がゆえの保護者の精神的・経済的負担等を考えるとき、この子供たちの学習の場が市内のどこかの中学校に併設できないのか、保護者の意向をとらえながら検討すべきと考えます。

最後になりますが、本調査のため協力をいただきました教育委員会及び説明をいただきました学校長、教頭、そして、授業を参観させていただきました児童・生徒の皆様にお礼を申し上げます。

近年の子供を取り巻く事件・事故にはまことに心の痛む思いがいたしますが、市内3,441名の児童・生徒が安全な教育環境の中で健やかに育まれることを祈念し、委員長報告といたします。  
議長（波田 政和君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

## 日程第6．産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

議長（波田 政和君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。14番、大部初幸君。  
議員（14番 大部 初幸君） ただいまより産業建設常任委員会所管事務調査報告を行います。

平成18年第1回定例会において、会議規則第98条の規定により、事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を同規則第103条の規定により報告をいたします。

当委員会は、5月24日に黒岩美俊委員欠席、説明員として、市長部局より、齋藤水道局長、担当課長を初め、関係職員に出席をいただき、安神統合簡易水道整備工事の進捗状況並びに施工に不正があるとの情報があり、その確認のため事務調査を行いました。

平成16年度に完成した安神第1工区の現地では水道局職員と工事の元請負人であるアビル住設代表者の阿比留厚氏に説明をいただきました。設計では、鑄鉄管及び鋼管を布設すべき箇所の一部に、塩化ビニール管が布設されており、さらに不正がばれないように黒いビニールテープが幾重にも巻かれて、塩化ビニール管が鑄鉄管や鋼管に見えるような不正工事が施されていました。この工事で、アビル住設の下請負をしたのは、（有）マルハであります。水道局に提出されている下請負人報告書等を確認したところ、配管工事はアビル住設、土木工事は（有）マルハとなっているのですが、実際にはアビル住設は配管工事をしていないことが判明をしました。このことについて、委員から、（有）マルハに工事を丸投げしているのではないかと質問に、アビル住設は工事費の一部を元請として差し引いて、下請けさせているので丸投げではないという何とも理解しがたい回答がありました。

その後、豊玉支所に戻り、水道局職員同席のもと、会議を開きました。その中でまず判明したことが、（有）マルハが、市の入札契約課、当時の財務課へ提出している平成16年度実績の工事経歴書（県へ提出した書類の写し）これでは、安神統合簡易水道工事の配置技術者は波田政和氏が記載されています。

しかし、水道局に提出された書類では、技術者は仁位正博氏となっており、水道局長も水道局と入札契約課の書類で技術者に相違があることは今回初めてわかったとのことであります。安神統合簡易水道整備工事は、アビル住設が（有）マルハに一括下請負をさせた疑い、設計規格外の部品の使用、（有）マルハの配置技術者の相違並びに工事経歴書の虚偽記載の疑いと疑義が多いため、6月2日に関係者からの意見を聴取するために、参考人の出席を求め、再度事務調査をすることと決定しました。

参考人は次のとおりであります。アビル住設代表者阿比留厚氏、同社員黒岩益美氏、（有）マルハ前代表取締役波田麻美氏、同代表取締役内山義幸氏、同社員大石幸人氏の5名であります。

6月2日、豊玉支所3階会議室にて全委員出席、説明員として、市長部局より齋藤水道局長、担当課長を初め、関係職員に出席していただきました。残念なことに参考人は5名とも欠席の申

し出があり、意見を聞くことができませんでした。会議では、委員より鑄鉄管・鋼管を布設すべき箇所の一部に、塩化ビニール管を布設した偽装行為は、瑕疵として修補すれば済む問題ではない。ましてや取りかえ工事は、本来であれば、元請のアピル住設が行うべき。なぜ（有）マルハが修補しているのか。等の意見がありました。また、水道局より、今回の問題は不誠実ということで、通常より重い瑕疵担保の約定による処分をしている。それと、検査が不十分だったことを反省をし、個人的な立場で発言させていただくならば、今回の件は、詐欺行為と思うとの意見も出ました。

委員会では同じ元請負人が施工した水道工事の大調第1工区、安神第3工区については、当委員会委員の立ち会いによる抜き打ち調査の実施、安神第1工区の修補前と修補後の経費の比較、工事経歴書と実際の配置技術者の照合確認を水道局へ求めました。また、今回の件について、市の指名審査委員長の意見、説明を伺うために、6月6日に再々度事務調査をすることと決定しました。

6月6日豊玉支所3階会議室にて、全委員出席、説明員として、市長部局より永尾指名審査委員長、齋藤水道局長、担当課長を初め、関係職員出席のもと会議を開きました。

まず、このような不正行為に対する指名審査委員長の意見と今後の対応について伺いました。永尾指名審査委員長からは、今回のように故意にやった不正行為は、瑕疵担保の約定に沿って取り扱っていく。工事の一括下請負の問題は、今後調査をして検討をしていくとの回答がありました。

また、大調第1工区、安神第3工区については、関係書類、施工状況、写真等の確認により、水道局としては、両工区において不正はなかったと確信しているとの報告を受けました。配置技術者の相違については、水道局に提出された書類と工事経歴書の記載内容が違っていることを確認しているとのことであります。一括下請負に関する問題は、建設業法の監督官庁が県なので県へ報告。最終処分は県が行い、市としてはその結果報告を受けて、指名審査委員会で協議することとあります。また、安神第1工区で設計どおり鑄鉄管・鋼管で布設された場合と、今回不正に布設された塩化ビニール管の金額の差額は約70万円です。最初から鑄鉄管・鋼管の場合と比較して、一度埋設した部品を取りかえる場合は、長さ調整等ができないために、材料費が余分に必要となり、当然経費も余分にかかるとのことであるが、本工事は、元請負人の瑕疵による修補のため、経費は元請負人の負担となります。

今回の件を踏まえると、現行の市の入札制度では、落札価格が下がり、このような問題が多く発生するのではないかと危惧されるところであります。委員会としましては、公共事業の正常化のためにも、今後は厳しい罰則規定等を設けて対処するよう要望いたしました。

次に、市道竹敷昼ヶ浦線道路改良工事と巖原港の整備について、5月25日に宮原五男委員欠

席、説明員として市長部局より、清水建設部長、担当課長を初め、関係職員の出席同行のもと事務調査を行いました。初めに、市道竹敷昼ヶ浦線道路改良工事の現地調査を行い、その後、美津島支所にて会議を開き、概要説明を受けたところであります。この昼ヶ浦線は、総事業費7億2,000万円で、内訳は国費55%、市費45%、そのうち起債95%、一般財源5%となっており、完成をすると距離にして340メートル短縮ができます。関係地域の戸数は昼ヶ浦地区40世帯、黒瀬地区20世帯であります。

説明後の質疑では、市の財政が厳しい中で、今なぜ昼ヶ浦線を改良する必要があるのか。それよりもスクールバスの路線となっている道路の方を早急に整備すべきではないかとの意見がありました。また、この工事は、(株)小宮建設との契約であります。この業者は現在指名停止の処分を受けております。事業の執行残約2,000万円については、追加事業となると考えますが、委員会としては、指名停止中の業者については、追加契約の対象から除外する等、市側の適切な対応を求めたところであります。

次に、厳原港の整備状況について説明を受けました。厳原港の沖防波堤の建設について、市としては、まだ国への要望はしていないとのことですが、国土交通省九州地方整備局としては、現在整備中の岸壁の工事が完了すると、対馬事務所を引き上げるとのことになるので、沖防波堤の建設については早く要望をしてほしいとのこと。この沖防波堤の事業費は、推定ではあります。200億から300億円が見込まれ、すべて国費とのこと。厳原港は重要港湾でもあり、対馬の大事な商港でもあります。公共事業も減ってきている中、地元経済の活性化と対馬の発展のためにも、この件について建設部で早急に取り組んでいただくよう強く要望をして会議を閉じました。

なお、当委員会では、今後も所管にかかわるさまざまな問題の早期解決を図るため、引き続き事務調査を継続することに決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

議長(波田 政和君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

議員(3番 小宮 教義君) 1件お尋ねをいたします。報告書の中で、水道問題が出てまいりましたが、この分については、平成16年、約2年ほど前の状況でございますが、もともとこの所管事務調査というのはお手元にこの議員必携がございますけども、これの155ページですか、所管事務の調査とは、条例案その他の議案の立案のためや、問題点のある具体的な事務の改善策を究明するために調査をするということでございますから、この委員会はこのほかにも水産とか幅広くいっぱいございます。もし、私はそういう水産とか、本来立案すべきものについての政務調査が主と考えておりますから、今後の調査されるときには、それを主にやっていただきたいということ、要望でございます。

議長（波田 政和君） ほかにありませんでしょうか。22番、桐谷正義君。

議員（22番 桐谷 正義君） 委員長の審査報告に若干質問させていただきますが、皆さんも御承知のとおり、安神の水道の問題は、第1工区並びに第3工区並びに大調第1工区は監査が随時監査をするということで市長にも通達をし、現在進行中ではありますが、その中で、これは業者の内部告発によって瑕疵ある行為がされておるといことがあって問題になっておった箇所であります。現状の中で、産業建設常任委員会の報告書では継続審査をされておるようではありますが、その中で参考人で5名の方を呼んだけれども出席がされなかったというような状況で、今後継続でとりあえずそういうことを呼ばれようとするのか、呼んでも法的には欠席をすることが可能であります、そういうところはどの辺まで産業常任建設委員会が考えておられるのか。また、監査は監査として別個随時監査をするというのは、産業建設常任委員会がやる前からいろいろこの分は内部告発等があつて調査をしておったわけではありますが、なぜ監査が、随時監査を発動したかといいますと、破壊工事が委員会とか議会ではできないというのを、現場を掘ることができませんので、これは監査しかできないということで、それはすべて事実を明確にしなければならぬということで、199条の5項で随時監査を発動しておるわけではありますが、その辺はお互い委員会でもその審査をされておるようではありますが、まず、1点目に聞きたいのは、今後、参考人として呼ばれた方を再度呼ぶような方向を考えておられるのかどうか。それから、この問題は安神の件は、第1工区、第3工区、アビル住設は大調第1工区までしておりますが、その辺まで審査をされようとされるのか、その辺の考え方を委員会で協議がされておれば伺いたいと思っております。

議長（波田 政和君） 14番。

議員（14番 大部 初幸君） まず、第1点目の参考人を再度委員会の方として呼んで聞くことがあるのかということにお答えいたします。委員会といたしましては、せんだって参考人を来ていただくように要望いたしましたが、報告のとおり、参考人の方から理由づけがありまして欠席であります。今後につきましても、委員会といたしましては、参考人を再度呼ぶことは考えておりません。

それから、第1工区、第3工区のかかわり合いですけれども、第1工区と第3工区に關しましては、今後、県の報告とか、指名審査委員長が説明員として来られたときに、県の報告を受けて市の対応をすることありますので、それに基づいて委員会もまた今後の動きを考えたいと思えます。

議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

議員（22番 桐谷 正義君） よくわかりました。では、もう一点ございますが、現在、産業建設常任委員会も現地で確認されておりますが、鑄鉄管並びに鋼管を塩化ビニール管にしてお

たところのやり直しを、内部告発があった3カ所の分の2カ所はやり直をしておる件でございます。1カ所はまだそのまま部品が遅れたということでやり直しをしてませんが、これは、私も監査としてきのう現地に行きましたが、2回目に行ったんですが、部品が全部来とるわけでありまして、本年度の工事で、八興電気が上の工事にかかっておる関係上、そこに邪魔にならないように、その周辺の破壊作業はすべてきのう行って行いました。そういうことで迷惑に非常に本年の工事にならないように、後で済んでから掘り返しがないように、きのう行って全部掘り返しをいたしました。要は、その辺のところをすべて工事をやり直す場合に、従前の写真並びにビニールテープをはいたときの写真、それから、やりかえたときの写真、部品、すべて写真を撮って産業建設常任委員会が継続審査をされる場合は、そういうのをぴちっとしてやりかえにやならんと私も考えておりますが、そういうことで、一応もう現場を見られておることで、その見られておる分だけについては、そういうことで認識してよろしゅうございますか。

議長（波田 政和君） 14番、大部初幸君。

議員（14番 大部 初幸君） 当然修補をする部分は、今桐谷議員が言われるように、当然証拠写真として写真は当然つけますし、今修補されている部門も水道局の方でちゃんと証拠品として鋳鉄管が使われてない塩化ビニールのところも、また、かえたところもちゃんと証拠写真としてあります。今後もそのようにしていきます。

議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

議員（22番 桐谷 正義君） 質問のしようが悪いんだらうと思うんですが、平成18年度の何年の継続かどうか知りませんが、八興電気が次の上の工事をもうかかっておるんです。そういうことで電気が回ってつなぐ場合はやりかえとかにやいかんという現状があるもんですから、産業建設常任委員会が早急に委員会開いてされるのは別として、早急に塩ビ管の場合はやりかえとかにやいかんという現実がありますので、その分は今産業建設常任委員会が審査中でありまして、ぴちっと別々の写真をとった中で証拠書類と全部した中で、工事はその分は、見られておる部分はさせてよろしゅうございますかということをやちょっと委員長に意見を聞いてとかにやいけませんと思ひまして。

議長（波田 政和君） 14番、大部初幸君。

議員（14番 大部 初幸君） 委員会といたしましては、もう少しいろんな調査をすることがありますので、再度それを委員会の方として承認したい場合は、委員会を招集し、委員会の委員の意見を聞いてやりたいと思ひます。

議長（波田 政和君） 小宮教義君。

議員（3番 小宮 教義君） 1点お尋ねいたしますが、最後の5ページの方に、引き続き事務調査を継続をするということでございますが、その前の方に、当委員会では今後も所管にかかわ

るさまざまな問題の早期解決を図るためということですが、継続ということですが、やはり具体的な事務の内容を絞ってそれによって議会で決議を得て、それをするというのが常でございますが、さまざまな問題ということは大きくとらえるわけでございますから、やはり継続ということであれば、事務的にものを絞るということが必要かと思いますが、どうでしょうか。

議長（波田 政和君） 14番、大部初幸君。

議員（14番 大部 初幸君） 産業建設委員会は本当に今話題の的でありまして、非常に私も委員長として困っている部分が多いわけでありまして、言いますように、対馬市発展のためにいろんな問題が多くありますけども、自分たちとしても、言いますように、早期解決のために一生懸命やるつもりでございます。

議長（波田 政和君） 3番、小宮教義君。

議員（3番 小宮 教義君） 私が言わんとするのは、さまざまな問題ということだから、事務的ものを絞らんといかんわけです。そうしなければ継続審査はできないんです。よろしいですか。ここにもあるように、よう議員必携よく読まんといかんです。所管事務の調査は会期中が原則であるが、個々の具体の特定の事務をとらえて継続審査を行う議会の決議があれば、閉会時でもいいということですから。さまざまなちゅうことは、こういうことで継続はできませんよ。もう一回。

議長（波田 政和君） 14番、大部初幸君。

議員（14番 大部 初幸君） それでは、今問題になっているこの水道問題を安神第1工区、第3工区早期解決を図ります。

議員（3番 小宮 教義君） そういうことであれば理解できます。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午前11時02分休憩

.....  
午前11時12分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

日程第7、空路改善調査特別委員会の閉会中の調査報告を求めます。

進行します。休憩。

午前11時13分休憩

.....  
午前11時14分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

21番、中原康博君。

議員（21番 中原 康博君） 委員長報告に対しまして、議長は本人であると思いますので、議長の退席をお願いします。

議長（波田 政和君） それはもう話が前後してますが。

暫時休憩します。

午前11時15分休憩

.....  
午前11時17分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

議員（9番 糸瀬 一彦君） 委員長に1点だけお尋ねしたいと思います。私の方からお尋ねしたいことは、行政側の対応がどうであったかということをお尋ねいたします。例えば、公共工事である以上、事前に床堀検査とか材料検査とか、検収調書とか、そういうものが当然あってしかるべきだと思います。こういうのについて調査をされたのか。そして、行政の責任はどの範囲まで行政側として責任を認めておられるのか、そこら辺を御説明願います。

議長（波田 政和君） 14番、大部初幸君。

議員（14番 大部 初幸君） 市側の当局の対応にしましては、糸瀬議員が指摘されるように、私たちが委員会といたしましては、材料の確認等があればこういう失態はないということで強く要望いたしました。もちろんその確認をしたわけですが、そのときに材料が実際になくて、後からそろえるということで、そのままで進んだというのが今の現状であります。それに対して、市側も、水道局の方も認めて謝罪があっておるわけです。

議長（波田 政和君） これで質疑を終わります。

.....  
日程第7．空路改善調査特別委員会の閉会中の調査報告

議長（波田 政和君） 日程第7、空路改善調査特別委員会の調査報告を行います。

空路改善調査特別委員長の報告を求めます。空路改善調査特別委員長大浦孝司君。

議員（12番 大浦 孝司君） 空路改善調査特別委員会の調査報告を行います。

閉会中の継続調査といたしておりました空路改善調査特別委員会の調査研究等の結果を、会議規則第103条の規定により次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成18年3月定例会終了後、早速理事者を通じ、全日空側に対馬市と当委員会

の合同による空路改善の協議を持つよう申し入れをお願いしていたところであります。

当委員会は、今までの委員会の調査研究から、対馬・福岡間のプロペラ機（ダッシュ 8 - 400 型）の就航で明らかになったこと、このことは一つは、貨物、主に鮮魚の取扱量の不足と水産振興の関連、2つ目には、度重なる機材の故障等による欠航問題。最後に平成 18 年度下半期、10 月から 3 月までの運行計画予定、特にこの 1 点目と 2 点目をクリアするためにも、下半期以降においても、ジェット便就航を全日空側に強く要望することで確認しておりましたが、5 月 26 日の当委員会の開催までの間、全日空側の都合により、実施できなかったことを御報告申し上げます。

また、閉会中、私と兵頭副委員長は、政務調査を兼ね、3 月 22 日に国土交通省航空局を訪ね、次の点について意見交換を行いました。その概要を参考でございますが報告いたします。

一つに、昨年 10 月から「ダッシュ 8 - 400 型」が国内で就航していますが、四国（高知）・大阪（伊丹）間においても、対馬・福岡間同様の機材の故障が相次いでおり、同機種の安全性に疑問があること。2つ目に、対馬・福岡間の搭乗実績は、この 30 年間平均 70% と非常に高い搭乗率がありましたが、最近の運賃値上げは甚だしく、1 マイル当たりでは、国内一高い運賃設定となっている。この運賃の積算根拠はどこにあるのか、また運賃の改善は可能であるのか、この 2 点について対応された国土交通省航空局航空事業課長及び専門官の 2 人の回答は次のとおりでありました。

まず、一点目、「ダッシュ 8 - 400」の安全性については、国は法令上、航空機が安全基準を満たしているかなど、その性能について判断を行っている。また、航空各社から同機種の車輪・脚関係及び計器等の故障が報告されていることは事実であり、設計製造している会社（カナダ、ボンバルディア社）に改善要請を行っているところであります。

2 点目に、国内航空法が平成 12 年 2 月 1 日に改正され、航空運賃は自由化となり、航空会社の届け出制となっている。一般的には短い距離ほど運賃は高く、距離が長くなるほど運賃は安いのが通常のようにあるが、現実には、全くそうでない路線もあり、その根拠ははっきりしていないとのことでした。当区間（対馬・福岡間）の割高な運賃に対しての行政指導はできない。しかし、同法の改正により、一路線に対し、従来とは異なり、2 社以上の航空会社の参入を許可できるよう規制緩和がなされている。先ほどの運賃値下げに対して、他社の参入による対抗策以外にはないのではないかとと思われる。国土交通省は新規参入をとめるようなことはしない。との回答でございました。

5 月 26 日、対馬市豊玉支所 3 階会議室で委員会を開催、委員全員出席のもと、先ほど申し上げたとおり、全日空への協議、申し入れ事項について、資料に基づき再確認し、全日空側が協議に応じない場合については、当委員会はここで終結することとし、今後においては、委員 5 名が

核となり、島内の経済団体等と任意の組織を編成し、全日空以外の航空会社参入に取り組む方針を確認しているところであり、最終的には、全日空に当委員会との協議に応じないことを6月9日に確認しているところであり、

余りにも割高な航空運賃は対馬活性化の大きな障害要因となっており、今こそ対馬島民は団結し、この現実を打破する重要な時期を迎えているものと思われ、

平成17年7月4日に設置された当委員会の調査研究は、今回の報告をもって終結することと決定した次第であります。

以上、空路改善調査特別委員長の報告といたします。

議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長報告は、空路改善調査特別委員会を終結する報告であります。委員長報告のとおり、終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり決定しました。

#### 日程第8．イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告

議長（波田 政和君） 日程第8、イノシシ等被害対策特別委員会の調査報告を行います。

イノシシ等被害対策特別委員長の報告を求めます。イノシシ等被害対策特別委員長小西明範君。

議員（1番 小西 明範君） イノシシ等被害対策特別委員長会の調査報告をいたします。

平成18年第1回定例会で御承認いただきましたイノシシ等被害対策特別委員会の設置により、当委員会で実施した調査研究等の経過を会議規則第103条の規定により、下記のとおり報告いたします。

当委員会は、4月24日月曜日、第1回目の会議を全委員及び事務局担当職員出席のもと、豊玉支所3階小会議室において開催いたしました。

審議内容は、第2回目以降の委員会活動計画の策定及び確認を行いました。それにより、被害現場の視察を含め、早急に被害状況の把握に努め、農業被害等に対する効果的な対応策を構築することを確認いたしました。

具合的な活動といたしまして、被害住民との意見交換、あるいは対馬地区有害鳥獣対策協議会及び対馬猟友会からの意見聴取等を実施することといたしました。

また、長崎県鳥獣害対策専門員によるイノシシ被害対策等の専門的な講習会を被害住民を含め実施されるよう当局に働きかけていくことを決定しました。

その他審議の中において、次のような意見が出されております。1、当委員会としては、イノシシの絶滅を前提として活動に取り組みたい。2、行政は、これまでいろいろと手を尽くしてきたが、今までの取り組みに対する洗い直しが必要ではないか。3、防護ネットや金網等の効果を最大限発揮し、被害軽減を図るため、行政側の徹底した指導が必要ではないか等々の意見があり、最後に次回開催日を5月18日木曜日で決定し、終了いたしました。

次に、第2回目の委員会を5月18日木曜日、全委員及び担当課職員4名並びに事務局職員2名の参加のもと、本庁別館会議室並びに厳原及び美津島の耕作地現場において実施いたしました。なお、午前中は波田議長の出席をいただき、開会あいさつに引き続き、担当職員の現況説明等にも熱心に耳を傾けていただきました。

担当課長の説明によると、これまでの被害に対する取り組みについての反省点として、行政主体で行ってきたので、これからは農家と連携し、農家が主体となった取り組みを実施したいとの説明がありました。

また、イノシシ被害対策の経過として、平成10年10月、対馬イノシシ対策協議会が発足、11月、対馬イノシシ対策協議会と対馬町村会で県へ陳情、13年、旧町において、イノシシ所持・持ち込み禁止条例を制定、15年、移入鳥獣の指定、16年4月、一定の条件で農家自らの有害捕獲が可能となる。10月、対馬地区有害鳥獣対策協議会が発足。同じく12月、対馬市で一般猟期延長を県に要望。本年1月、イノシシに係る狩猟期間の1カ月間延長が決定等の経過説明を受けました。

なお、被害防止対策として防鹿ネット・金網フェンス・電気牧柵等が設置されてはいるが、完全に普及するまでには至っていない。さらに設置後の管理が行き届かず、十分に効果が発揮されていない状況が多数見受けられるので、農家への指導を徹底する必要があると思われます。

担当課説明後に委員から次のような意見がありました。

1、農家による有害駆除実施は、制限があり過ぎて簡単にはできないので改善してほしい。これに対し、担当課の方より、県に有害鳥獣捕獲実施要領の簡素化を陳情する。2、箱わなは危険も少ないので規制緩和してほしい（農家全員が捕獲できるようになれば捕獲補助金が不要になり、その補助金分を農家の助成に充てることができるようになる）。3、防鹿ネット等の管理問題について管理・施工の確認を確実に行ってほしい（18年度から団地ごとに取りまとめ、効果的な予算執行を行う）4、捕獲補助金の見直しが必要ではないか（長崎県第9次鳥獣保護事業計画内の金額である。近々見直しがあるだろう）

その他いろいろな意見があり、昼食休憩後、午後より現地視察を実施しました。

午後、小茂田地区の団地における金網フェンス設置状況を視察しました。以前は、防鹿ネットによる被害防止策を講じていたが、イノシシによりネットが耐え切れず、金網フェンスにかえ

たとのことであった。設置状況及び維持管理もきちんとされ、確実に被害防止効果が上がっております。

次に、旧美津島町鹿解体施設見学。現在は使用されておりませんが、わずかの改修をすればまだ十分に機能発揮できる状況にありました。ただ、焼却炉については大がかりな改修が必要ではないかと思われます。将来の食肉商品化に向けて再度の検討をお願いしたいと思います。

次に、洲藻地区電気牧柵設置水田視察。電気牧柵は雑草等が電線に触れることで漏電等の原因となり、効果が半減するが、洲藻地区の水田は下刈りも確実に実施され、行き届いた管理がなされておりました。

現地視察終了後、再び別館会議室において委員会を開き、担当課との意見交換を実施しました。

委員から、現地調査をして気づいたが、あるところでは補助によりネット、フェンスが整備されているが、一方では、トタン、ドラム缶を使って防御策を施していた。地域によって差があるので平等にしていきたい。との意見がありました。担当課として、補助事業については平等に執行できるよう周知していくとの答弁がありました。

なお、時期的に春の季節はイノシシが山奥に出没するので、目立った被害は見受けられなかったが、これからは活動が目立つ秋に向けての被害防止対策も必要となるので、今後も引き続き、調査・研究を実施することとし委員長報告といたします。

議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### 日程第9 陳情第3号

議長（波田 政和君） 日程第9、陳情第3号、患者・国民負担増の「医療制度改革関連法案」反対の意見書採択を求める陳情についてを議題とします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長作元義文君。

議員（17番 作元 義文君） 厚生常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に閉会中の継続審査として付託されておりました陳情第3号、患者・国民負担増の「医療制度改革関連法案」反対の意見書採択を求める陳情について、会議規則第103条の規定により報告いたします。

本委員会は、平成18年4月5日、豊玉支所3階会議室において、中原康博委員は欠席でありましたが、委員会を開催し、事務局の説明を受け審査をいたしました。国会審議中であるため、しばらく国会の様子を見ることとして、委員会は終了いたしました。平成18年6月5日、豊玉支所3階会議室において、平間利光委員は欠席でありましたが、委員会を開催し、審査をいた

しました結果、平成18年5月18日に医療制度改革関連法案が衆議院で可決され、その後、参議院に法案が送られて審議中であり、参議院でも可決される見込みでありますので、陳情第3号、患者・国民負担増の「医療制度改革関連法案」反対の意見書採択を求める陳情については、不採択とすることに決定をいたしました。

なお、6月14日に参議院でも可決されましたので申し添えます。

以上で厚生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。20番、武本哲勇君。

議員（20番 武本 哲勇君） 委員長に質問をいたします。この法案は、今国会における最悪の悪法であると私は考えております。委員長報告では、この法案についての検討をされた結果が全然あらわれておりません。すべて国会の審議を待つという態度であります。これでは、対馬市議会または委員会としての考え方が全然あらわれていないわけであります。それで、審議の中でこの法案について、どういうふうな審議をされたのか。すべて国会の審議を待つという態度がすべてだったのか、その件について伺いたいと思います。

議長（波田 政和君） 17番、作元義文君。

議員（17番 作元 義文君） 国会の審議中であるということで、国会の審議を待つということで審議はいたしました。類似の市町村の動向もいろいろ参考にいたしまして、ほとんど議員に配付で終わるとか、あるいは不採択とかいうことでありましたので、本委員会としても審議をいたしましたけれども、不採択にすると。2回審査を行いましたけれども、不採択ということで決定をいたしております。

議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

議員（20番 武本 哲勇君） この法案は、特に老人の医療費の大幅アップ、さらに病院等の療養型病床、これについて非常に診療報酬の引き下げ、これが盛り込まれております。こういうことになると、特に療養型病床の多い上対馬病院あたりは多いんですけども、これが経営が成り立たんという状況が生まれてきているわけであります。こういう重大な案件を陳情者の意見を本当に真剣に協議されたのか、私は不思議でならないわけですけども、再度委員長にその審議の内容を伺いたいと思います。

議長（波田 政和君） 17番、作元義文君。

議員（17番 作元 義文君） 審議はしましたけれども、国会で不採択ということになりますので、我々が提出してもどうにもならないということで不採択にしたわけですけども、当然、そういった負担増になるということはわかっておりますけれども、そういった国会の動向ということで不採択といたしております。

議長（波田 政和君） 武本哲勇君。

議員（２０番 武本 哲勇君） そういう委員会だと、例えばいろんな陳情がありますけれども、国会の決定と反する場合がよくあるわけです。そうすると、これまでも国会の方針と違った陳情を採択した例もあったと思います。そういうふうによっぱり国会の決定を待つ前に陳情を市として市議会としてどういう方針を出すのか、この前提を崩したらいけないと思うんです。だから、今後については、まず市の議会、委員会及び市議会の方針をやはり先に出そうと後に出そうが、それは勝手でありませぬけれども、やはり陳情を受けたからには、やっぱり早急に議会の議決を待つ前に方針を出すという姿勢を貫いてほしいということを要望したいと思います。

議長（波田 政和君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませぬか。２０番、武本哲勇君。反対討論です。

議員（２０番 武本 哲勇君） 私は質疑の中でも申し上げましたけれども、この法案は特に高齢者に対する医療費の大幅アップがその中心であります。その先には７５歳以上の老人には特別な仕組みをつくって引き上げていくと。そして、特に心配になるのは、療養型病床の大幅削減であります。既に、もうこの法案が提出されたころから、この療養型病床の大幅削減が決まると経営は成り立たんと。そして、そういうことで病院を閉鎖するという事態が全国に幾つか起こっております。このように、年寄りを病院からどんどん追い出して、そして、特養とか老健施設に入れと。しかし、そこも満床であったり、いろいろ介護保険の関係で受け入れができない、自宅に帰れと、自宅に帰ってもだれも見ってくれる者はおらんと、そういう深刻な問題をはらんでいるわけです。

病院の経営は非常に打撃を受ける。老人は路頭に迷う、このような重大な法案であります。それについて、本議会が、いやそれはやむを得んと、財政が国の財政が苦しいからやむを得んという態度でいいのか。私はこういう態度では、この市議会が本当に住民の立場に立つ、その姿勢を自ら投げ出したことになりはしないだろうか、そのように危惧をするものであります。

私は、こういう住民の立場に立った、特に高齢者をいじめるような姿勢については、徹底的に反対をすべきであると考えます。私はこの委員長報告には承服いたしかねますので、以上の点を強調して反対討論とするものであります。

議長（波田 政和君） 次に賛成討論はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第３号、患者・国民負担増の「医療制度改革関連法案」反対の意見書採択を求め陳情についてを採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報

告は不採択です。陳情第3号、患者・国民負担増の「医療制度改革関連法案」反対の意見書採択を求める陳情についてを採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（波田 政和君） 休憩。

午前11時49分休憩

.....  
午前11時49分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

起立少数です。したがって、陳情第3号、患者・国民負担増の「医療制度改革関連法案」反対の意見書採択を求める陳情については、不採択とすることを決定しました。

暫時休憩します。午後は1時から再開します。

午前11時49分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

日程第10、報告第1号

議長（波田 政和君） 日程第10、報告第1号、平成17年度対馬市一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務部長、内田洋君。

総務部長（内田 洋君） ただいま議題に供されました報告第1号、平成17年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について、その提案理由と内容を説明申し上げます。

本案は、平成17年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

内容は、平成17年度対馬市一般会計補正（第1号）で議決をいただきました市道と板糸瀬線道路改良事業のトンネル工事の継続費につきまして、別紙の平成17年度対馬市一般会計継続費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越すものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号を終わります。

日程第11．報告第2号

日程第12．報告第3号

日程第13．報告第4号

議長（波田 政和君） 日程第11、報告第2号、平成17年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第13、報告第4号、平成17年度対馬市水道事業会計繰越計算書についてまでの3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、内田洋君。

総務部長（内田 洋君） ただいま一括して議題に供されました報告第2号から報告第4号のうち、報告第2号についてその提案理由と内容を説明申し上げます。

本案は、平成17年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告するものであります。

内容は、平成17年度中の一般会計予算で繰越明許費の議決をいただきました林道ナム口線開設事業のほか45件の事業について、別紙、平成17年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、翌年度繰越額及びその財源内訳が決定いたしましたので、報告するものであります。

なお、翌年度繰越額につきましては、さきに議決をいただきました範囲内での繰り越しをいたしております。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（波田 政和君） 水道局長、齋藤清榮君。

水道局長（齋藤 清榮君） ただいま議題となりました報告第3号と報告第4号はいずれも水道事業にかかわる議案でございますので、続けて御説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

報告第3号平成17年度対馬市簡易水道特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告を行うものであります。

次のページをお開き願います。平成17年度対馬市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書、1款簡易水道費2項水道建設費、繰り越しました事業は美津島地区の簡易水道生活基盤近代化工事事業、水道管移設工事事業、豊玉地区の簡易水道改良工事事業、上県地区の水道管移設工事事業、以上の4件の繰り越し事業であります。

さきの3月議会で議決をいただきました範囲内で、2億1,580万2,650円の翌年度繰越額でございます。充当する財源は繰越計算書財源内訳欄のとおりでございます。

繰り越し理由は次ページに添付をいたしております。

以上、簡単でございますが、報告第3号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号議案をお願いいたします。報告第4号平成17年度対馬市水道事業会計繰越計算書について御説明を申し上げます。

平成17年度対馬市水道事業会計建設改良費を別紙のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第1項の規定により、議会に報告を行うものであります。

次のページをお願いします。繰り越し事業は、北巖原簡易水道既設管撤去工事、安神統合簡易水道拡張事業の2件であります。事業費1億5,036万円のうち、9,342万8,500円を翌年度に繰り越したものでございます。充当する財源は、繰越計算書財源内訳欄のとおりでございます。

理由は説明欄に記載をしております。

以上、簡単ではございますが、報告第4号の説明を終わります。

報告3号議案、報告4号議案、よろしく御決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから各案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号から報告第4号までを終わります。

#### 日程第14・承認第9号

議長（波田 政和君） 日程第14、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市民生活部長、山田幸男君。

市民生活部長（山田 幸男君） ただいま議題となりました対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、提案の理由及びその概要を説明申し上げます。平成18年度の国民健康保険税算出の基礎となります所得及び固定資産税額が確定した等に伴い、国民健康保険税の税率を改正するものでございます。

なお、本市におきましては、国民健康保険税の本算定時を6月1日といたしております。本条例につきましても、同日から施行する必要があるため、平成18年5月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、その承認をお願いするものでございます。

また、税率の決定に当たりましては、5月24日に開催されました対馬市国民健康保険運営協議会におきまして、原案のとおり決定することで答申を得ております。

以上が本案の提案の理由でございます。

次に、改正の概要につきまして説明申し上げます。所得割率を100分の8.8に、資産割率を100分の2.7に、均等割を3万円に、平等割を3万円にそれぞれ改正するものでございます。

また、40歳以上64歳以下の被保険者の方に納めていただく介護納付金に係る所得割率を100分の2.2に、均等割を1万1,000円に、平等割を8,000円に改正するものでございます。

第13条は、国民健康保険税の減額規定でございまして、低所得者世帯の均等割額及び平等割額をそれぞれ7割、5割、2割と減額する額を均等割、平等割の額の決定に伴いそれぞれ改正するものでございます。

以上が対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由及びその概要でございます。何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（波田 政和君） これから質疑を行います。22番、桐谷正義君。

議員（22番 桐谷 正義君） 2点だけお尋ねいたしますが、まず、国民健康保険税はこの改正により対前年度から総額でどのくらい多くなったのかということがわかれば、概算ができておれば説明をお願いいたします。

なお、介護保険についても、この改正によりどのくらいの総額でこの負担増になったのか、総額でいいですからわかればお知らせを願います。

議長（波田 政和君） 市民生活部長。

市民生活部長（山田 幸男君） 総額ではございませんけども、一人当たり平均、一世帯当たり平均というふうに見ていきますと、医療費分で一人当たり平均で前年度に比べまして6.1%増でございます。介護納付金分で2.2%増となっております。合計で一人当たり平均で10%の増となっております。また、一世帯当たり平均で見ますと、前年度に比べまして、医療費で3.8%の増、介護納付金分で2.9%の増というふうになっております。ちょっと合計で見ますと、一世帯当たり平均で8.2%の増というふうになっております。

議長（波田 政和君） ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

#### 日程第15、議案第88号

議長（波田 政和君） 日程第15、議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務部長、内田洋君。

総務部長（内田 洋君） ただいま議題に供されました議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）について、その提案理由と概要を説明申し上げます。

今回の補正は市街地再開発事業に伴う再開発ビル保留床を購入、再開発資金貸付、また新エネルギーにかかわる調査委託事業、汚泥運搬処分に係る委託費及び道路災害復旧費ほか補助事業の内示による調整、それに人事異動による給与費目の組み替え、退職者の給与の減額など、緊急を要する事業費等を補正するものであります。

まず、1ページをお願いいたします。平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定いたしまして、第1条、第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ330億1,000万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから5ページにかけて記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条、地方債の補正は、地方債の追加及び変更を、「第2表 地方債補正」によることを定めるものであります。

6ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」につきましては、災害復旧事業債100万円及び市街地再開発資金貸付事業債8,700万円を追加し、事業費の変更等により、一般公共事業債、一般単独事業債、過疎対策事業債を変更し、起債限度額を51億2,180万円と定めるものであります。

次に、歳入歳出予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入であります。12ページをお願いいたします。中ほどの14款国庫支出金1項国庫負担金424万円を増額計上いたしております。市道と板糸瀬線の災害復旧費にかかわるものであります。2項国庫補助金は、1目総務費国庫補助金でバイオマス等未活用エネルギー事業調査補助金、6目土木費国庫補助金で市街地再開発事業に係るまちづくり交付金事業補助金等の増

減で1億248万8,000円を増額をいたしております。

次に14ページをお願いいたします。15款県支出金2項県補助金は図書館の床をヒノキ材で整備するための木質化事業補助金が主なもので、1,078万2,000円を増額するものであります。

18款繰入金2項基金繰入金は、市街地再開発組合への貸付金として、財政調整基金から8,700万円を繰り入れるものであります。

20款諸収入3項貸付金元利収入は、市街地再開発組合に貸し付ける市街地再開発資金貸付金の返還金1億7,400万円を増額するものであります。5項雑入につきましては、965万2,000円を増額いたします。これは、新エネルギービジョン策定事業補助金、地域伝統芸術等保存事業補助金が主なものであります。

16ページをお願いいたします。21款市債1項市債につきましては、2億2,000万円を増額計上しております。6目土木債の再開発ビル保留床取得にかかわる第一種市街地再開発事業債、市街地再開発資金貸付事業債が主なものであります。

次に歳出であります。18ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費3目財政管理費で8,700万円を増額計上いたしております。財政調整基金への積立金であります。

次に20ページをお願いいたします。7目企画費で1,779万5,000円を増額いたします。バイオマス等未活用エネルギー事業、新地域エネルギービジョン策定事業に係る事務費、委託料及び移動通信鉄塔施設整備事業、CATV施設整備事業の事業内容の変更、事業費の額の決定による調整が主なものであります。

次に飛びまして、28ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費に予防接種健康被害補償費として101万5,000円を計上いたしました。これは議案第103号で提案いたしております予防接種にかかわる損害賠償額であります。2項清掃費3目し尿処理費で1,492万7,000円を増額ありますが、巖美清華苑のし尿処理機能の悪化及び汚泥槽補修のための応急処置の経費であります。

次は、32ページをお願いいたします。6款農林水産業費3項水産業費4目漁港建設費は、県との協議が整い、事業費の調整、事業内容の変更によるものであります。

34ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費3目観光費は299万4,000円を増額いたしております。施設管理棟委託のうち、指定管理の受託者がいないため、直営とするための費目の組み替えと不足分を追加するための増額計上であります。

次に36ページをお願いいたします。8款土木費2項道路きょうりょう費3目道路新設改良費は、事業内容等の変更により、工事請負費、建物等補償費を組み替えるものであります。

38ページをお願いいたします。5項都市計画費は4億2,007万5,000円を増額計上い

たしております。2目街路事業費で事業内容の確定により、電線地中化委託料の730万円の減額と、電線移設補償費の130万円の増額により600万円を減額し、3目再開発事業費で再開発ビルの図書館部分の保留床購入費として2億3,237万5,000円、交流センターオープンイベントの負担金350万円、図書館の床の木質化事業補助金1,000万円、再開発組合に貸し付けます市街地再開発資金貸付金1億7,400万円、合わせて4億1,987万5,000円の増額、5目まちづくり事業費で事業内容の確定により、横町線照明整備工事578万5,000円の増などで620万円の増額計上によるものであります。

42ページをお願いいたします。10款教育費5項社会教育費3目文化財保護費で468万2,000円を増額計上いたしております。国選択の無形民族文化財であります命婦の舞を記録保存するための委託料と古文書の購入費であります。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路災害復旧費530万円は市道板糸瀬線の災害復旧にかかわるものであります。

12款公債費1項公債費1目元金で8,700万円の増額であります。国から無利子貸付を受けている市街地再開発資金の返済金を増額するものであります。

44ページに給与明細書を掲載しております。まことに恐れ入りますが、職員手当の内訳中、時間外勤務手当につきまして、補正後と補正前の額に記載の誤りがありました。お配りしております正誤表のとおり御訂正くださいますようお願いいたします。訂正箇所は黒で網掛けしている部分で、金額は訂正前のそれぞれの金額から80万円を差し引いた額となります。

以上であります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12番、大浦孝司君。  
議員（12番 大浦 孝司君） し尿処理費の内訳が書かれておりますね。市長の最初の今回の会期のあいさつの中に、巖美清華苑の思わぬアクシデントがあったということで、この対応の一時的な予算が含まれたと思います。それで、これは、再三過去に厚生常任委員会の委員長の改善の指摘報告もしくは一般質問等によって特に下、巖原、美津島の関係、議員の指摘と改善の方向について懸念をしておったわけですが、現実にはせっかく4年もたない施設がパンクをしたと、こういうふうな解釈をするわけですが、これは、当初の積み上げに問題があったと思いますが、メーカーが言ったことは、100%の稼働を110、120として上げて限界に達しておりますと。これ以上のことを受けるわけにはメーカーとして責任をとれないということ、昨年私は確認をとっております。それで、この原因がメーカーの判断として、負荷がかかったからパンクしたのか、その他、原因がほかにあったのか、その過程についてコメントがあればまず聞きたいと思っております。

それと、この委託料の金額が一時的なものか、あるいはこの後、メーカーと相談の上、今後新

たな対処、対応が経費を要するのか、このままで済むわけはありませんが、今後の方針を今の段階でどのように考えておられるか、この点をひとつこの場でお聞きしたいと思います。

議長（波田 政和君） 市民生活部長。

市民生活部長（山田 幸男君） 今回のこの補正予算をお願いをいたしております1,492万7,000円は5月の連休明けに巖美清華苑の脱窒素槽の悪化に伴う、その改善に要する経費でございます。この原因といたしましては、もともと巖美清華苑は60キロリットルの能力でございます。それで、昨年16年、17年の搬入の一日当たりの量というのが大体66キロリットル、110%程度の稼動でなされております。その間は、順調に業務が出されておったわけですが、この連休明けに急に脱窒素槽の能力が低下したということで連絡を受けまして、その原因と考えられるのが、この連休の間に市内に關係管内に4カ所の一時貯留槽がございます。その貯留槽にたまっていた、一時保留していた状態の悪いし尿が搬入されたのが原因ではないかというふうに考えておまして、それと、もう一つの原因といたしまして、同じ施設の中に分離液槽というのがございまして、そのバッキプロアの配管が欠落していたというのがございまして、そのためには、その槽の清掃をする必要があるということで、その清掃に要する経費を今回計上をさせていただいております。

それと、脱窒素槽を性能を上げるために一時搬入を、処理能力を抑えるという必要がございますので、その間のし尿を市内のほかの施設に運んで処理をする経費を、その費用といたしまして、ここに上がっております運搬業務委託料を上げております。これは、先ほど申し上げました、まことに申しわけありませんけれども、緊急を要するというので、先月の5月15日から26日までの10日間この作業を行っております。このために、汚泥し尿の運搬に要する経費といたしまして、この内訳といたしましては、その経費が498万6,000円、それと、もう一つ、巖美清華苑から阿連漁港の集落排水の浄化槽もお借りいたしまして行っておりまして、それらも含めまして、合計で657万9,000円。それと、巖美清華苑の汚泥槽、バッキプロアの分離液槽の汚泥を運搬する、これ5メートルぐらいの高さの槽でございますが、実質的にはその5メートルぐらいの槽の中に3メートル50ほどの汚泥が堆積をいたしておりましたので、その汚泥を処理する施設というのが島内にはございませんので、これを島外の業者のところまで運搬をいたしまして処理をしていただくということに決定をいたしまして、その費用を834万8,000円、合計で1,492万7,000円を今回計上させていただいております。

それと、順調に進みますと、今までの処理能力は60トンでございますけれども、実質的には110%程度の稼動がなされていたということは事実でございます。それと、今回また新たに今回は計上をいたしておりませんが、先ほど市長の行政報告にもございましたように、またさらに緊急な事態が生じまして、現在その作業に当たっているところでございます。

議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

議員（12番 大浦 孝司君） 少し説明が長くなりましたが、問題は今の回復する機械の能力がもとに戻る見込みがあるのか、あるいは全く110%程度で動かせば責任もとれないと。100%の能力で処理不足をどうするかということが生まれるのか、その辺が一つ私聞きたかったんですが、とりあえず今の機械が復元するということは間違いはないんですか。その辺をひとつ明確に答弁してください。そこはわかりませんね、全然。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） これは、もう大浦議員が一番、旧6町時代からの巖原、美津島の一部事務組合でやった事業でございますので、これが御承知のように、事業形態が巖原と美津島のがちょっと違っておりましたね。上県、上対馬の場合は片一方が管理者だったら、片一方が副管理者という形で、どちらも執行権を持った組合でした。ところが、中対馬もそうですね、峰と豊玉、片一方が管理者で片一方が副管理者、ところが、巖原、美津島の場合は、そういう制度じゃなしに、管理者、そして助役ということで、執行権では巖原町がなった。私も議会という形で美津島町の方から議長が出てということで、その間のいろんな取り組みについてはもう大浦議員がよく御承知と思います。それはいいですね、その件は。

まず結論から申し上げます。回復するであろうというのが、実は、これも数日前、そうですね、10時、11時まで皆夜中までやってたんですけども、どうしようもないんです。結局、今山田部長が説明しました、上対馬にも運びました。それから、豊玉の中対馬にも運びました。中部地区にも。それが、それでもどうにもならんから、阿連の集落排水までもっていきました。それでもどうにもならない。

今言われたように、このままほっておくと回復の兆しは出てこないし、もうパンクしてしまいます。そういったことで、処理能力を落として、5割まで落としてかわった方式でございますので、バクテリアがうまく作動するような形での詳しくわかりやすくいうとそういうことです。それには、約2週間でも、3週間は最低かかるということです。ということは8日以上かかるということです。だから、最低3週間ということでございますので、その間、このままほっておくと、吉見議員がずっと指摘してましたように、もう巖原地区と美津島地区はそれこそ、くそし尿のあふれ出る町になってしまいます。これはもうどうしようもないです。

それで、実は、今後のことで、その間そんならどうするかということになるんですが、その間は運搬船をこっちにチャーターいたしまして、そこであふれ出るものをそこに搬入する。それで、それを産業廃棄物になるわけですから、長崎の方にでもお願いをして受けてもらう、そういうことでしのぐ以外はない。それに、4,000万、5,000万というのはゆうにいったいと思います。

本当にどうしようもない状況ですが、これはもともと90人の議会のときからも何度も議論が  
あっておりましたように、まさに欠陥商品であります。過程はともかくとして、60トン、  
60キロリットルということですから日常の能力が、今66トンやっているわけですが、実際  
66トンやっている、これも精査してみにやいかんと思っております。専門家を入れて、わから  
ない素人が言っちゃいけませんので、これで、汚泥が7キロ、それから、し尿が53キロでした。  
これで今までどうにもならんということで新しく建てかえた。オープンして稼働したと同時にし  
尿処理業者の台数制限が始まった。それしきらないんだから。全くどこでどう間違えたのか、設  
計ミスなのか、施工ミスなのか、あるいは積算ミスなのか、全くこれがうやむやになって、こ  
の前の議会のときに皆さんに報告したとおりであります。

したがって、7キロの汚泥ということは、365日掛けますと2,555キロです。しかし、  
実際、汚泥の実績というのは7,000キロを超えてたわけですから、これは、汚泥脱水処理車  
でやっていたのが5,000キロを超えてたわけです。それが抜けてたんだらうというけど、そ  
んなことありませんってずっとそれが進んできた。その結果がこういうことなんです。これはも  
う大変なことなんです。32億にもなんなんとする金をつぎ込んでつくった施設です。これは、  
巖原、美津島の責任なんです。そういったことで、いろんなこのときは取りざたされたことも  
ありますけども、このことは、十分だから検討委員会で精査せにやいかんと、もうこれ以上この  
まま放置していると、これは、住民、市民の皆さんから本当に大変なことになると思いますし、  
産業廃棄物といしまして、さっきの一般廃棄物の産業系っていうやつですけど、だから、そうい  
うことで、もう本当に手の打ちようがないんです。だから、今大浦議員が言ってますように、今  
まで懸念していたことは事実になってしましまして、果たして110%稼働していたかどうかも、  
これは精査してみる必要があると思うんです。もしかしたら、110といいながら90%の稼働  
だったかもしれません。あるいは80%の稼働だったかもわかりません。だから、素人がとやか  
く言ってもいけませんので、専門家を入れて、こんな論議をされるから、また恐らく監査委員の  
方も職権でもって随時監査が恐らく行われると思います。今までのその監査では、前の一部事務  
組合でしましたけど、わかったかわからないような監査で終わっております。だから、これはも  
うゆるがせにできませんので、この点はこの際徹底的にちゃんとして、実は栗田工業の方にも連  
絡しました。金をこれだけ払えちゅうて、まあまあ来るとか言ってますけど、もうめちゃくちゃ  
な話になっておりますので、これは本当に頭を痛めております。それで、また落ち着き次第、ぜ  
ひ皆さんの英知もいただきながら、検討委員会を立ち上げにやいかんと思っておりますが、今の  
ところはとにかく早く回復をする、とにかく20日以内に今の運転をしている、ハンドリングを  
やっている責任者の人には言っております。とにかく間違いなく20日以内に3週間以内にはで  
きるだらうなって、3週間以内には何とか回復できると思いますという一応心証は得ております。

ということによろしゅうございますか。

議長（波田 政和君） 大浦孝司君。

議員（12番 大浦 孝司君） こういう緊急事態のときには、よくよくお互いに今をどうするかに全力で傾注するということは私も議会議員として当たり前だと思いますし、そのこのところをひとつ早急に対処していただいて、処理能力の積算を再度見直しまして、どうしたら本当の対応ができるかという答えを出されまして、金が要っても出されましてとりあえず、そういうふうな方向を、今回、逆にそれを確実にせにゃいかんことがなつたわけですから、これきちんとそのこのところをお願いしたいということでもう私はこれでやめます。お願いします。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） とにかく金を出してというんですが、金はないんですよ。だから、どこをどうして財源を浮かしていくか、来年度の予算もありますから、今、大体15億9,000万円基金に取り崩したやつを今積み戻しをしております。で、来年の予算を何とか乗り切ろうと思っておるんですが、その矢先にこれをやられたら、もうどうしようもないんです。だから、当面はとにかく糞と尿で街中あふれてしまっちゃいけませんので、これだけでパニックにならないようにすることが今もう当面の課題ですから、それを32億もかけて、何割高のどうだという言い合いをされながらしてきたものを、これまた金がかかりますから金を出しますよ、それはとどろき市民感情許さんと思いますので、許されないと思います。どうしていくか、やっぱり責任の所在も明らかにしていかなきゃいかんと思いますので、これは、この際徹底的に現状を今言われたように、いかなきゃいかに何とか、どっかを切ってもそれをして回復をするようにしていきたいと思います。

次の中部の問題につきましても、中部にもって一つつくり上げたがいいのか、そういった中で処理能力、そうすると、逆にこっちの処理能力を下げるために、美津島の三浦湾から以北を中部の方に搬入するようになったがいかいと、区域にしたがいか、いろいろ考える。そうすると、いやいやそれはまた管理が2つになったらいかん、むしろ、巖原の方に大きくして一括にしたがいかとか、いろんな論議が、今議論をされておりますけども、これは、あくまでも基本構想、基本計画をつくり実施計画をつくるいうたら何年も先になりますから、今間に合う話じゃございませんので、大浦議員の指摘のように、今をどうするかにして、あとの処理については、これ皆さんによく相談もします。専門家を入れてやります。そういったことで、これはもう徹底的にやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（波田 政和君） ほかに質疑ありませんか。11番、宮原五男君。

議員（11番 宮原 五男君） 21ページの13節にバイオマス等未活用エネルギー事業、地

域新エネルギービジョン策定とあります。この事業内容と委託先、これをちょっと教えていただきたいと思いますが。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 11番議員のお話のバイオマス、実はバイオマスタウン構想を今詰めておりまして、宮原議員がこのバイオマスのことをどこかに御相談されていることもちょっとお伺いいたしましたが、それとも関連が出てくるかもわかりません。これは、御承知のように、今原油がどんどん上がっております。それで、バイオマスでのエネルギーということで、これを今立ち上げつつあるんですが、NEDOと通産の方とそれから農水の方と、これ今ブラジルがエタノールで約80%が動いております。これはトウモロコシです。アメリカも10%ぐらい。日本も今度法改正で10%までエタノールが入れられるようになっておるとお思いますので、実は、私どもというのはどうするのか、木材でこれをやるんです。国が約、今手が十六、七挙がっているようですが、そのうちに来年度、今年度から調査に入っておりますから、来年度、実験パイロット的に、パイロットプラントとしてのものを全国で3カ所ないし4カ所決定するはずであります。約10億ぐらいの実験プラントになるんじゃないかと思いますが、そういったものも含めながら、あと産廃も含め、動物のふんも、人間のふんもそうなんです。こういったもの場合は今度はメチルになるんですけど、今はエタノールで、メチルじゃなしにメタンガスになるんですが、いずれにしても、そういったことでバイオマスということで今いろいろ研究をし、いろんなところとして、お金もほとんど補助事業でやれるようにいたしておるようですが、あと詳しいことは松原部長の方が具体的に話します。

議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

政策部長（松原 敬行君） お答えをいたします。今市長の方から大体柱になる分のお答えがあったようですが、この委託料のバイオマス等未活用エネルギー事業調査委託料及び地域新エネルギービジョン策定委託料、これは、石油にかわる代替エネルギーといいたしでしょうか、非常に地球温暖化の問題がクローズアップされております。そういうふうなことから、この対馬の地域特性といいたしでしょうか、地域資源を活用をして、新しいエネルギーの開発とか導入、こういうものの可能性を調査研究していこうという計画書づくりの事業でございます。

特に、その地域新エネルギー、この下の方にあります分ですけども、対馬の中でこういった素材といいたしでしょうか、資源が新しいエネルギーとして利用されていくか、これは、広範囲な調査をやりたいというふうに思っております。

それから、その上のバイオマス等未活用といいたすのは、先ほど市長が御回答されましたように、木質バイオマスということで、森林資源、未利用の資源ですけども、例えば、間伐材だとか、あるいは製材所から出る端材、こういったものを燃焼させて新しいエネルギーに変換をしていく。

その中で、新しい地場産業の活性化にもつながっていくでありましょうし、それが可能性があるということになりますと、雇用の場の創出にもつながっていくではなからうかなというふうに思っております。

それで、市長の方からお答えがありました。この2つとも、一つは九州経済産業局、それから、もう一つは、通称NEDOとこう言っておりますけども、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構というところですけども、この2つの機関から全額委託をもらいまして、そして、今まだこれのコンサルはまだ決まっております。もちろん予算が通ってからそれなりの手続をして決めていきたいと思っております。

どういう内容の調査をしますかといいますと、どちらの事業につきましても、策定ビジョン委員会なり、あるいは大学の専門家あたりも来ていただいて、研究委員会を立ち上げまして、対馬のエネルギーの消費実態がどんなふうになっているのか、そしてまた、対馬でそういった資源が賦存量があるのか、量があるのかということです。それから、どういった利活用をしていくのか。あるいは事業の採算性が成り立っていくのかと、そういうふうなことについて、1年間、来年の3月までかけて調査をしていこうという事業内容でございます。よろしくお願いいたします。

議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

議員（11番 宮原 五男君） 私、14日に諫早の長崎総合科学大学の工学博士の坂井先生という方が、今そのバイオマスの研究施設を、農林省より技術開発補助をいただいて、今実験結果を出されているところやったです。それで、国会議員の先生2人がお見えになられて、ちょっと私があるところでその質問もしたこともありまして、試運転をするからぜひ来てくれということで、14日私が行って見てきました。

その内容が、やっぱり木材を利用したやり方で、間伐材を利用して、それをメタンガスに変えて、そのメタンガスをメチルエタノールに変えるという方式を、2時間ぐらいやったですか、技術員の方と、そして、その機械を稼働されまして、それで、一応説明まで聞きまして見てきました。

これは、対馬的にはかなり合う事業内容って私は思っております。これからの木材を利活用するためには、結局、今のその産廃で出る木材関係を破砕して、その破砕したやつを燃焼させる。燃焼した分に対して蒸気の発生した分におがくずを注入すれば、そこで自然とガスが発生して、それがメタンガスに変わるということです。そのメタンガスで今度そのガスの自家発電機を始動させるわけです。そこにもありました。私の記憶では、60機動やったですかね、今現在のその自家発電の機械が、それ起こされて電気が全体につくと。それで、そのメタンガスも、それがかなり性能の高いええガスらしいです。それで、今度それをメタンガスをエタノールに注入するとに時間当たり30リッターの抽出ができると。ですから、それを長期的に抽出というのはこれが

らの課題やということで、私の方も国会の先生方と、対馬の方が3人来てあったですもんね。それで、皆さんに要望して、ぜひ大型のその研修施設の予定地をぜひ対馬にお願いしたいという要望を一応上げてきたわけです。そしたら、その国会の先生も、それはぜひ対馬の方で私の方も要望しようという返事までいただいておりますので、ぜひこの計画は対馬に合います、それです。まして漁業者が70円ですね今、安くて70円、今90円しますか、それが燃料が40円できるという値段、想定もできておりますし、さっき言われたように、事業の採算ベースの内容がどこまでということは、これからのやっぱり課題やろうということで、できましたら、そやから大型化の実験、研修施設をぜひ要望して、対馬の方に農林省の方に要望していただいて、設置いただくようお願いしたいんですが、どうぞ。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 今宮原議員の話のように全く今バイオマスがもういろんなところで研究されておりますね。今言われたこともそうですし、実は、先ほどの大浦議員の御意見のし尿汚泥もそうなんです、今度新しくつくるところは、そういう結局ガスを発生させることによつてのメタンガス、そういったものを、これもバイオマスということでやっていくと、処理がこんなに処理せんでいいようなことにもなるんです。だから、その研究もしながらしていかにやいかんのですが、もう既にこのバイオマスの資源を利用するということは、今湯多里ランドがああとき四千何百万かかっておりまして、これは皆さんにおわびして、私も給料を5割カットされたのでよく覚えておりますが、これが四千数何百万電気代かかってました。これがバイオマスで今1,000万かからない状況になってます。これは、すごい人がおられまして、だから、あの人にも今度御相談せにやいかんと思っております。公の場で名前を上げていかどうか知りませんが、大增に原子力機構におられた方がおられて、この人のことで、今、おがくずやらそれで、水質性の0.17グラムをクリアするもので、それが2基、サポートシステムが要るということで2基でやっておりますが、これは1,000万弱できておるわけです。だから、それが約一億四、五千万かかるということやったら、5年間、私ども金がないから、そんなら委託先でやってくださいということで、それを出してもらってますから、その焼却場として3,000万ずつ5年間で1億5,000万ということではしているんですが、それが見事に今言われたバイオマスで稼動しております。簡単なものですけど、だから、今言われたような、水素がやっぱり化石燃料がもうあと80年とか100年とか言われておりますので、まして今度OPEC、原油国、こういったことがどんどんこういった形になっておりますから、もう水素自動車はまだまだ実用化ができませんけど、一番手っ取り早いのがやっぱりバイオマスだろうと思っておりますので、この研究はしていかにやいかんし、今後も続けていって、国の実験プラント、恐らく農水だと思っておりますけど、約10億ぐらいの事業規模になるのかな、50人ぐらいの雇用ができますから、大体同じよ

うなことだと思しますので、これも今手を挙げて鋭意やっておりますので、大分信頼回復もできつつありますので、ぜひまた皆さんと一緒にこれはバイオマス、地域資源を利用したことでやっていかにかいかんと思っております。ぜひまたそのときは、そっちの方の話も力添えしていただいて、一緒に、同じことだろうと思いますが、別々になるかもわかりませんが、いずれにしても、積極的に取り組むということをお願いしたいと思います。よろしいですか。

議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

議員（11番 宮原 五男君） 今わかりますけど、この今の委託料はこれはどこから歳入されとったですか。今委託先が決まっているような話じゃったですね。まだ決まってないのですか。それなら、そのところをよく検討されて、やっぱり自己財源の出さない方式をもう少し研究されて、かなりバイオマスの補助は何か私が聞くところによれば、そういう分は農林省とかいろんな窓口からの分があるということを知りましたので、そのところはよく検討されて、金のない時期に手出ししないような方式をいろいろ考えられて、よろしくお願ひしときますが。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） これは、後で松原君のところに話をよく聞かせますから話をしてください。その上で、どうしていくかとしていかにかいかんですが、いずれにしても、これは、NEDOと、さっき言いました機構の方から、全額補助金で調査をしているわけですから、だから、できるだけ金の要らないところでやっていかにかいかんと思っておりますし、それから、こういうことが、やっぱり続けていくためには、どうしてもやっぱり動きを活発化せにかいかないんです。だから、どことも手を挙げてるんですから、それで、非常に難しいです。私ども、16市町村ぐらいが手を挙げております。そのうち、今私どもが進めている部分は、これで3カ所か4カ所でしょう、実験プラントで採択されるのは、あんまり詳しいこと言われませんが、安倍さんの関係でいろんなそういったことが動いております。やっと今言われた話も恐らく違う形でも同じようなものだろうと思しますので、それも両方あわせて、ぜひお願ひしたいと思ひます。よく話を聞いてください。あと話してください。

議長（波田 政和君） 政策部長。

政策部長（松原 敬行君） まず予算の関係をちょっと御説明いたします。

13ページを見ていただきますと、総務費国庫補助金ということで985万8,000円、ここにバイオマス等の未活用エネルギー事業調査補助金ということで、満額でございます。

それから、15ページを見ていただきたいと思ひます。これは、独立行政法人からの補助ということで、雑入が965万2,000円上がっております。そのうちの899万2,000円、これが、地域新エネルギービジョン策定等事業補助金でございます。これも、満額私どもの満額でございます。

先ほど御説明しましたように、今年この予算を承認いただきますと、宮原議員もおっしゃってありましたが、大学の先生等あたりの委員会をつくらなければなりません。地場産業の産業団体、農とか林と水、そういった団体、それから、エネルギー供給者とか、そういった関係団体の方で10何名かの委員会を設置をして、先ほど言いますように、資源の分についてはさほど問題はないと思いますけども、そういった安定的な、また持続がされていくか、事業の採算性の問題とか、それからまた、資材を収集をして搬入をしてくる、そういった経費の問題あたりがどうなのか、そういうものも、この委員会の中で十分調査をしていただきまして、できれば、事業化に結びつけていきたいというふうに思っております。

議長（波田 政和君） 13番、小川廣康君。

議員（13番 小川 廣康君） 1点だけお尋ねします。質問する事項は教育にかかわる問題ですが、私どもの総務文教常任委員会に審査付託をされる予定になっておりますが、教育長が委員会になかなか出席が困難でございますので、考え方だけこの場で質問させていただくことをお許しをいただきたいと思っております。

冒頭の、私ども総務文教常任委員会の所管事務調査でも学校施設の環境整備等については報告いたしましたし、昨年第4回の定例会でも所管事務調査の中で市内の各学校の設備問題を要望として委員長報告をしたことはまだ記憶に新しいと思っておりますが、私が考えますときに、その当初予算のときもそうでした。今回この教育費の補正予算を見ても、何らそこあたりのその対応がされてないなという気がして、本当に悲しい気持ちでいっぱいでございます。私どもも教育行政に何らかの波紋を打開したいということで、委員会として、委員全員が所管事務所の中で各学校、あるいは現地での要望を聞いてきたわけですが、それを昨年の委員長報告の中でもいろんな要望、あるいは指摘をしてまいりました。それが当初予算にも反映されない、ましてや、この今回の補正にも何ら反映されてないなというふうなことで考えます。

一つここで尋ねしておきたいのは、特に昨年校舍関係、私が指摘しました委員会の総意として報告しましたように、例の久田幼稚園の園舎の問題、そして、一番ひどかったのが、峰町の東部中学校の非常階段の件、非常階段があるにもかかわらず、ひび割れがひどくて、そこを通行できないようにトラロープを張ってあったという姿が今でもはっきり覚えておりますが、果たして非常階段になるのかどうか、それを何ら今までこの1年もなろうとしておるのに、監視の手立てすらしてない。非常にそこあたり歯がゆい思いもして居るわけですが、その後、そういう市長部局の方に予算要求して蹴られたのか、あるいは予算要求をしなかったのか、まず、その1点について教育長に答弁を求めたいと思っております。

議長（波田 政和君） 教育長。

教育長（米田 幸人君） お答えいたします。教育の施設の充実、また環境の整備というのは、

当然重要なことでございます。特に義務教育におきましては、憲法26条で保障された、どこでもだれでも無償で教育を受けるという権利があるわけですし、そういうことで常々大切なことだと思っております。

ただ、御承知のとおり、この整備等については財政が伴うわけでありまして、そういう意味で御承知のとおり、対馬市も今財政再建の途上であります。そういう意味で、これも無視して私どもはこの範囲に入れて、考え方の中に入れてしなければいけないというようなことでありまして、そういう意味で、今久田幼稚園の園舎の問題、それから、東部中学校の非常階段の問題等、これ緊急を要する問題であります。東部につきましては、今後、なお積極的にこの改修に向けて努力をしまいたいと思っておりますが、幼稚園につきましては、大きな事業でございますので、財政状況を見ながら整備をしていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 13番、小川廣康君。

議員（13番 小川 廣康君） 財政面を言われるともうそれ以上言うことはないですが、特に東部中学校のあの階段、そして、あの玄関の陥没の仕方、私は、それで、そのまま財政が困難だからそれでいいのかなと私は悲しい思いがするわけです。そして、ほかにもいろんな要望を前回させて、委員会として提案をしまいましたが、やはり事故が起こりかねないような状況の中で、財政が厳しいから今はちょっと難しい、財政をと言われると、そうでしょうが、果たしてこれがその原因で、もし何かの事故が起きた場合、その責任は私は重大な責任がそこに、市当局に出てくると思います。

そういうことで、財政財政って昨今言われますが、これで視点をかえまして、市長、そういうことで、教育委員会も現場を各実際把握はしておると思います。それを市長部局の方にもその要請はしておるようですが、なかなかその財政が厳しいちゅうことで、末端まで改善のする予算がとれないということですが、1回東部中学校にでも1回市長、もしあそこ通られるときに、1回立ち寄ってみたいと思います。そういうことで、部局は違いますけど、そういう側面からの市長に対してお願いをしておきたいと思います。何かコメントがありましたら、言葉遣いに注意しながら御答弁いただきたいと思います。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） おっしゃることはよくわかるんですが、財源が厳しいからだけじゃいかんじゃないかと、ないそでは振れないわけです。それは家庭と一緒にですから、しかし、その中でも創意工夫すればできることがあるかも知れません。これは、この前中体連で聞きましたので、あの帰りに行って見てきました。だから、非常階段が非常階段の役をしない、もし何かあったら行政の責任がどうかということ。責任を言われると何もしないことが一番、何もしなかったら責

任とる必要ないんです。それじゃだめでしょう。お互い責任を回避せずにやっぱりリスクを負いながらもやっていくということですから、今おっしゃるように、金がなければいけない方法で、1,000万かかるのが100万でできるかもわかりませんし、それは創意工夫をしますので、教育長とこの前話を教育長から聞きましていたしております。教育長も財源絡みのことだからどうだって言われたいんですが、例えば、巖原の音楽祭、何十年続いた音楽祭も、これもやっぱりそれは巖原町独自の音楽祭だからってということで、均衡を著しく害するということで、予算は全面的におちてました。でも、これもやっぱり創意工夫をするということですから、それなりのことをしていかにやいかんじゃないですかということの中で、教育長を初め教育委員会が努力されたことは、30万円の寄付をされて、90何万かかりますから、そんなら60万補正でということでしたというようなことですが、そういうふうに、やっぱりやりにやいかんことは、どうしてもやりにやいかんわけですが、財源がないものではなくて、家庭としては金がないのはどうしようもないわけですから、どこを切ってどこをするかに取捨選択になるわけですから、この前も初村議員さんからも言われております。安徳天皇のこれも教育委員会絡みですが、陵墓がありますね。戦前は、今参考地になっているんですか、その前は玉串奉てんなんか来ていたぐらいのやっぱりところですが、観光客とか史跡観光巡りの人らが来て、便所を使うから民家は大変な目に遭ってるんです、何百人の人が。だから、その話を聞いておりますけど、それも何とか努力をせにやいかんということで、区長さん方と一緒に外に出でになられて話をいたしておりますが、これだって、やっぱり創意工夫をして、ミニ公園の中で公衆便所をつくっていくということになるのかと思います。これも、洲藻というところで、山登りをする観光の人らが、ある農家の者に何百人がバスで来て便所使うから大変な迷惑かけておまして、そういったことで、あすこもそういったふうにやったんですが、いずれにしても、いろんな形で創意工夫をしながらやっていくことはしていきたいと思っております。

しかし、限度がありますから、できることとできないことがあります。大体基本的なものが大体今財政が順調というよりも、この糞問題が出らなだらうまく行っているんですが、ちょっとここでつまずきましたけれども、まだそうはいいながら、少し先が見えてきておりますから、来年度あたりからは予算の中で少しずつそういう何とかできるものは、大きな金はできませんが、そういったことはしていかにやいかんと、このように思っております。

だから、ぜひ皆さんも一緒にそういったことで考えていただきながら、財源を生むような形でやっていかにやいかんと思っておりますので、よろしく願いをいたします。それで、コメントでよろしいですか。しないということは言いません。ただし、どっかを切ってどっかをしていくということになります。それ以外は、恐らくはあの階段もいろんな考え方をすれば、そんな金からんで非常階段の役を果たしていけると思うんです。だから、よくその点は、教育委員会で、

教育長考えてあることを少し聞きましたけど、やっぱり公の場ですから、財源が伴いますから遠慮して話をされないんじゃないかと思っておりますので、皆その都度その都度合議はやっております。

以上です。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

少し長くなりましたのですが、都合上もう進めさせてもらいたいと思います。

#### 日程第16・議案第89号

議長（波田 政和君） 日程第16、議案第89号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留輝雄君。

保健部長（阿比留輝雄君） ただいま議題となりました議案第89号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

本案件は、国民健康保険の保険税の収納率向上と市民の健康保持及び医療費の抑制を図ることを目的として、保健師の訪問指導用の車両購入及び納税相談対策に関する時間外勤務の経費を計上いたしたく提案するものでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,560万8,000円と定めるものでございます。2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出補正」によるものでございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお開きください。5款の県支出金262万3,000円は医療費適正化特別対策事業分で訪問指導用車両購入分でございます。

9款の繰入金118万8,000円は、職員給与費繰り入れ分でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページをお願いします。1款の総務費、1項3目医療費適正化特別対策事業は211万8,000円で、保健師訪問指導用軽自動車購入費2台分でございますが、それに係る経費でございます。

2項1目の賦課徴収費は169万3,000円で、国保税収納対策事業の実施に係る納税相談等に要する職員の時間外手当及び徴収に要する車の燃料費等合わせて381万1,000円の計上をいたしております。

以上、簡単ですが、議案第89号、平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。2時半から再開します。

午後2時16分休憩

.....  
午後2時30分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

日程第17．議案第90号

日程第18．議案第91号

日程第19．議案第92号

日程第20．議案第93号

日程第21．議案第94号

日程第22．議案第95号

日程第23．議案第96号

日程第24．議案第97号

日程第25．議案第98号

議長（波田 政和君） 日程第17、議案第90号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第25、議案第98号、対馬市営駐車場条例の制定についてまでの9件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、内田洋君。

総務部長（内田 洋君） ただいま一括して議題に供されました議案第90号から議案第98号までのうち、議案第90号と議案第91号の2案について、その提案理由と内容を説明申し上げます。

議案第90号は、対馬市部設置条例の一部を改正する条例であります。本市の基金、かつ逼迫した課題は、いかに産業の振興を図り、雇用の場を創出し、市民皆様の経済的また精神的安定を図るかであることは申すまでもないことであります。このためには、本市が有する種々の資源をいかに有効に活用できるか、関係市民の皆様と行政が知恵を出し合い、連携しながらより実効性のある施策を企画実践していかなければなりません。これらの課題に取り組むため、産業交流部

の観光、交流、流通、企業誘致部門等の強化、また基幹産業であります農林水産振興の部門を強化したところでありますが、現在、産業交流部で所管する事務は広範多岐にわたります。専門的にその部署を担当する理事を配置しているものの、事案に対する処理の迅速化を図るためには、組織をコンパクトにし、より早く意思の疎通が図れる体制を構築する必要があります。このようなことに鑑み、現在、産業交流部で所掌しております事務を、産業交流部から部名を変更いたします観光商工部と新設いたします農林水産部の2部で所掌するよう部設置条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、第1条第6号中及び第2条第6号中の産業交流部を観光商工部に改め、それぞれ第7号として農林水産部を加え、第2条第7号の農林水産部の所掌する事務2項目を定めるものであります。

附則第1項で施行期日を平成18年7月1日からと定め、第2項対馬市議会委員会条例の一部改正、第3項対馬市農村活性化推進協議会条例の一部改正、第4項対馬市林業推進協議会条例の一部改正、第5項対馬市入会林野活用促進対策協議会条例の一部改正につきましては、本則に伴い産業交流部を観光商工部または農林水産部に改めるものであります。

次に、議案第91号は対馬市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例であります。本案は、従来より実施しております本庁の部を配置する支所については、その部の所掌事務は本庁、支所を統合して処理するとの観点から、厳原支所を本庁に統合し、市民の皆様の行政サービスへの満足度の向上と行政のより一層の効率的運営を図るものであります。

改正の内容は、別表第1の厳原支所の項を削ることと条文を整理することです。もちろんこのことによりまして、本庁の位置が厳原に確定されるものではなく、暫定のものであることにかわりはございません。将来、正式に本庁の位置が決定されたときは、その地区に所在する支所は本庁に統合するという趣旨でございます。

なお、附則で、施行期日を平成18年7月1日からと定めております。また、改正後の組織図をお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上であります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

政策部長（松原 敬行君） 議案第92号対馬市情報センター条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

美津島町鶏知に所在します情報センターにつきましては、広報と情報発信機能として本条例第2条によりまして、管理運営は秘書課の所管となっておりますが、今後につきましては、これまでの広報機能に加え、昨年度から整備を進めておりますCATV施設事業によるセンター基地としての機能が一層拡大されることから、効率的な管理運営を図るため、今回政策部情報政策課に

所管がえのための改正案でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

議長（波田 政和君） 教育次長、日高一夫君。

教育次長（日高 一夫君） 一括議題となりました議案第93号から97号までの5議案について御説明申し上げます。

議案第93号対馬市特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

体育指導員の報酬は年額報酬で支給してきましたが、体育指導員間で出席日数、活動日数も違い不平等性が生じたこと、また、本市の財政状況を考慮し、歳出を抑制するため、体育指導員の報酬年額5万6,000円をその他の委員の日額6,900円に変更するため、本案は別表を改正するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用します。

続きまして、議案第94号対馬市公民館条例の一部を改正する条例について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本案は、現在進められています厳原町今屋敷地区市街地再開発事業により、対馬市の文化施設である公民館、図書館、公会堂、イベントホールを初めとする教育施設と商業施設の融合した対馬市交流センターが本年9月末日完成いたします。対馬の人にふさわしい出会い、ふれあい、芸術、文化活動の拠点としての大きな役割を期待する複合施設の完成に伴いまして、第2条の厳原地区公民館の位置を交流センターにあわせ、「対馬市厳原町今屋敷661番地1」を「対馬市厳原町今屋敷661番地3」に改めるものです。

また、9条については、使用料の納付の基本は「前納」ですが、特例が必要な場合の取り扱いを考慮し、「納入」に改めております。

なお、別表の使用料の額については、厳原地区公民館と下対馬開発総合センターのどちらにも同一施設の使用料規定がありましたので、厳原地区公民館の規定を削り、対馬市総合センター条例に一本化するものであります。

施行期日を平成18年10月1日としております。

続きまして、議案第95号、対馬市公会堂条例の一部を改正する条例について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本案は、対馬市交流センターの2階部分のイベントホールを公会堂と位置づけ改正を行うものであります。現行では公会堂が1つでありましたので、第1条に位置の規定をしておりましたが、対馬市交流センターのイベントホール部分を公会堂と位置づけたため、第2条において、名称

1の規定を設けました。これに伴いまして、第2条からを1条ずつ繰り下げております。

第7条は使用料の納付の基本は前納ですが、特例が必要な場合の取り扱いを考慮し、公民館と同じく「利用の許可を受けた際に」を削り、「納入」としております。

なお、使用料の額については、新たに舞台のみの利用の申し込みを想定し、今回規定するとともに、対馬市公会堂条例を基本としながら、対馬市交流センターの規定を別表のとおり設けました。

なお、施行期日を平成18年10月1日としております。

続きまして、議案第96号、対馬市総合センター条例の一部を改正する条例について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本案は、対馬市交流センターの3階部分の会議室等を新たに下対馬開発総合センターと位置づけ、関係条例の改正を行うものであります。

第2条の対馬市下対馬開発総合センターの位置を交流センターにあわせ、「対馬市厳原町今屋敷661番地1」を「対馬市厳原町今屋敷661番地3」に改めるものであります。

また、別表の使用料の額については、旧対馬市下対馬開発総合センター条例を基本としながら、新たな中会議室等の使用料規定を設けました。

なお、施行期日を平成18年10月1日としております。

続きまして、議案第97号、対馬市立図書館条例の制定について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本案は、対馬市交流センターの4階部分に対馬市立つしま図書館を10月1日開催することに伴い、図書館法第10条において、公立図書館の設置については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないと規定されています。この規定により条例を制定するものであります。

第1条は設置でございます。本施設は、市民の教育と文化の発展及び人々の交流と地域活動の推進に寄与するため並びに社会教育法に基づき、対馬市立図書館を設置するものであります。

第2条の名称と位置でございますが、名称は対馬市立、平仮名でつしま図書館、位置につきましては、対馬市厳原町今屋敷661番地3でございます。第3条以降については、職員及び職務と並びに図書館管理上の規定、第8条については、図書館法第14条に基づき、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館事業に対し意見を述べる機関として、図書館協議会の設置規定を定めるものであります。

主なものは、第2項において、委員数を10名以内、第3項に任期を2年としております。第9条以降については、図書館施設のうち、視聴覚室、研修室等の利用の許可及び使用料関係の規

定等を定めています。第14条に損害賠償の規定、第15条以降については、地方自治法第244条の2第3及び対馬市の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例の規定により、図書館を指定管理者に管理を委託できる規定を定めています。

なお、別表において、視聴覚室等の使用料の金額を定めています。なお、使用料の額については、教育委員会管理の他の施設を基本とし規定を設けました。

施行期日を平成18年10月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

議長（波田 政和君） 産業交流部長、中島均君。

産業交流部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました議案第98号対馬市営駐車場条例について、提案理由の御説明をいたします。

平成18年10月7日オープンを予定しております今屋敷地区市街地ビルにおいて、ビルの利便性の向上を図り、公共と商業の相乗効果による利用客の増進を図るため、駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるため、対馬市営駐車場条例を制定するものでございます。

なお、この駐車場における収容台数は150台としております。

内容について御説明いたします。第1条におきまして趣旨、第2条では駐車場の名称、位置を定めております。第3条で供用時間につきまして規則で定めることとしております。第4条におきまして駐車場を利用できる車両を定めておりますが、97台駐輪できる自動二輪車の駐輪場についても整備をいたしております。第5条におきまして、駐車料金を定めております。駐車料金につきましては、別表第1のとおりでございます。第6条におきまして、駐車料金の徴収方法を定めております。第7条におきまして、徴収しない車両を定め、第8条におきまして、駐車料金の減免を定めております。第9条で駐車料金の不還付を定め、10条で駐車拒否または取り消しを定めております。第11条におきまして禁止行為を定め、12条で供用の休止、13条で損害賠償を定めております。第14条におきましては、指定管理者制度による管理ができることと定めております。15条におきまして、指定管理者の駐車料金の収入等を定め、15条第2項におきまして、駐車料金は別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ定め、市長の承認を得て定めることができるとしていたしております。16条で罰則を定め、17条におきまして委任事項を定めております。

附則で、この条例の施行につきましては、公布の日から施行するものとしていたしております。

以上、簡単ではございますが、提案の理由の説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26．議案第99号

日程第27．議案第100号

議長（波田 政和君） 日程第26、議案第99号、市道の認定について、（小浦ダム循環線）から日程第27、議案第100号、市道の認定について（小浦ダム配水池線）までの2件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。建設部長、清水達明君。

建設部長（清水 達明君） ただいま一括して議題となりました議案第99号、議案第100号につきまして、提案理由を申し上げます。

2議案とも平成17年11月に完成いたしました小浦ダムの建設とともに新たに整備をされたダムの関連道路につきまして、長崎県知事から市道への移管依頼がっております。今回、市道の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第99号、市道の認定について（小浦ダム循環線）でございますが、路線番号1の375号、路線名小浦ダム循環線、起点は対馬市巖原町小浦字在長田から、終点は、同じく対馬市巖原町小浦字檜塚でございます。

次のページに位置図を添付いたしております。左上、青で着色の市道小浦バイパスを起点に赤で着色した小浦ダムを一周路線が今回認定をお願いいたしております小浦ダム循環線でございます。延長は1,652メートル、幅員は4.0メートルから5.25メートルでございます。

次に、議案第100号、市道の認定（小浦ダム配水池線）でございます。

次のページをお願いいたします。路線番号1 376、路線名小浦ダム配水池線、起点、終点ともに対馬市巖原町小浦字在長田でございます。

次のページをお願いいたします。位置図でございます。青の着色した路線が先ほどの小浦ダム循環線で、その路線からの分岐点を起点に赤の着色が今回認定をお願いいたしております小浦ダム配水池線でございます。延長373メートル、幅員は3.25メートルから4.0メートルでございます。

以上が議案第99号、小浦ダム循環線、議案第100号の小浦ダム配水池線の市道認定の提案理由でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから、各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第28．議案第101号

日程第29．議案第102号

議長（波田 政和君） 日程第28、議案第101号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）から日程第29、議案第102号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小鹿地区）までの2件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。総務部長、内田洋君。

総務部長（内田 洋君） ただいま一括して議題に供されました議案第101号と議案第102号の2件について、提案理由とその内容を説明申し上げます。

本2議案はあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてであります。したがって、2議案とも地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものであります。

また、それぞれの土地の位置につきましては、それぞれの議案の末尾に字図を添付し、塗りつぶしで表示しておりますので御参照ください。

議案第101号は、鴨居瀬漁港区域内公有水面埋立により、美津島町鴨居瀬字細浦369の口から369のイ第1に至る地先に5,537.33平方メートルの土地が新たに生じたので、この土地を字細浦に編入するものであります。

議案第102号は、小鹿漁港区域内公有水面埋立により、上対馬町小鹿字大浜524の27から524の46に至る地先、並びに字松ヶ崎526の4の地先に588.77平方メートルの土地があらたに生じたので、この土地を字大浜並びに字松ヶ崎に編入するものであります。

以上であります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（波田 政和君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30．議案第103号

議長（波田 政和君） 日程第30、議案第103号、損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。保健部長、阿比留輝雄君。

保健部長（阿比留輝雄君） ただいま議題となりました議案第103号、損害賠償の額の決定について、御説明いたします。

本案は、賠償に至った経緯をさきにお知らせする必要がありますので御説明いたします。

去る平成8年3月5日、合併前の旧美津島町時代に美津島町母子健康センターで実施されました結核予防に関するツベルクリン反応検査を国立対馬病院の医師及び、当時美津島町の職員、看護師が実施する際に、当時4カ月であった該当乳児の手が動かないように右前腕を担当する看護師が握り締めた際、これは、すべての乳児に同じことをいたしますけれども、握り締めたそのことが原因で、手の跡が残ったとして同年5月10日、該当児の母が美津島町の母子センターにおいてお出でになり訴えられたものでございます。

まず、合併前の状況でございますが、平成8年6月19日、巖原病院小児科同皮膚科で受診していただきましたが、1年後くらいにはとれるかもしれないということで、またとれないときには一生残るかもしれないということでございました。同年10月16日、再び巖原病院で受診し、そのときの医師の見解は、自分が医療行為をしてきた現在までこんなことはなかったけれども、あってもおかしくない症例であり、1年後消えなかったら再受診となる、こういうことで2年から5年間は経過を見る必要があるという見解が示されたのでございます。

平成9年6月4日、1年後、巖原病院皮膚科で受診され、このあざは一生とれないであろうという告知を受けております。平成9年6月30日、美津島町が病院受診のための旅費相当額と精神的な苦痛に対し、弁護士及び保険会社と相談の上、算出した予定額が見舞金として30万円の提示を岸良氏へ行っております。

平成9年7月15日、岸良氏宅へ訪問して相談申し上げましたけれども、福岡の病院を受診するための紹介と、手配をお願いしたいということでございました。なお、提示された金額については再検討したいということでございました。

平成10年6月22日、九州大学病院で受診され、病名が外傷後色素沈着の疑いという診断が出されております。治療法としては、レーザー治療も考えられるが、小学4年以上に施行するのが望ましいという指導がございました。

合併後になりますけれども、平成17年11月7日、子供が4年生になり、あざのことが気になりだしたので、当時の医師の診断どおり、レーザー治療によるあざの除去を予定しているとのことで、美津島支所に見えられております。

平成18年1月5日、福岡大学病院で受診され、あざの細胞の採取及び血液検査の結果、完治しないという診断でございました。翌1月6日、九州大学病院も受診され、完治はしないかもしれないけれども、レーザー治療を施行してみましようということでございました。18年1月31日、福岡大学病院にて受診され、同3月27日、九州大学病院も受診されております。このときも、九州大学病院の診断書によりますと、病名は平成10年6月22日と同様の外傷後色素沈着の疑いという診断がされております。このとき、九州大学病院でのレーザー治療を受けたんですけれども、そのレーザーに反応はなく、美容形成外科赤坂クリニックを紹介いただいたとの

ことでもございました。平成18年4月26日、美津島支所の保健センターにお母さんが来所され、九州大学病院で診断書をいただいて、このあざは永久に治らないでしょうという見解であり、岸良氏が希望すれば、皮膚移植の手段は残されているというお話でもございました。平成18年5月13日、赤坂クリニックで受診され、美容形成術を受けたいとのことでもございます。

以上が全体の概要でもございます。

この事案は、看護師の握り締めた手の圧迫が原因であるかどうかの確固たる因果関係の証明は現在のところできないものの、九州大学病院の診断による病名外傷後色素沈着の疑いを重視するとともに、過去5回の渡航と、島内外の医療機関の受診の経費及び岸良氏への見舞金、また、今後3回分の美容形成外科赤坂クリニックによる損害賠償額の示談が成立し、平成18年6月6日、示談書を取り交わしております。

よって、賠償の相手額、対馬市美津島町鶏知甲730番地4、保護者岸良法広氏に対し、国家賠償法第1条第1項の規定により、損害賠償する必要があるため、地方自治法第96条第1項第13号により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、概要と算出表等は次ページ以降に記載しておりますので、参照方よろしく申し上げます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、議案第88号から議案第103号までの16件を会議規則第37第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表どおり、各常任委員会に付託いたします。委員長の審査報告は6月23日に行います。

#### 日程第31．請願第1号

議長（波田 政和君） 日程第31、請願第1号、対馬市の高齢者福祉施策の見直しに対する請願についてを上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の配付の請願文書表どおり、厚生常任委員会に付託します。

#### 日程第32．陳情第4号

#### 日程第33．陳情第5号

#### 日程第34．陳情第6号

#### 日程第35．陳情第7号

議長（波田 政和君） 日程第32、陳情第4号、市有地貸付反対陳情についてから、日程第35号、陳情第7号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情についてを上程いたします。

ただいま上程いたしました陳情については、お手元に配付の陳情文書どおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上、請願1件及び陳情4件の審査報告は6月23日に行います。

暫時休憩しますが、本日の会議時間は進行上のぐあいによってあらかじめ延長します。3時20分から再開します。

午後3時07分休憩

.....  
午後3時20分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

ただいま永留邦次君ほか3人から、対馬市長の不信任決議案が提出されました。この決議案は3人以上の賛成者がありますので、成立しました。

本決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。本決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とするものの賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（波田 政和君） 着席ください。暫時休憩します。

午後3時21分休憩

.....  
午後3時22分再開

議長（波田 政和君） それでは、もう一度とらせていただいでよろしいでしょうか。そしたら進行します。

今提案者が話をしらはったから。よろしいですか。暫時休憩します。

午後3時24分休憩

.....  
午後3時24分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

追加日程はただいま採決のように少数でありましたので、本日上げるのを否決されました。

議長（波田 政和君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

17日、18日は休会とし、19日は午前10時から市政一般質問を行います。本日はこれで散会いたします。

午後3時25分散会

平成18年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第4日)

平成18年6月19日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成18年6月19日 午前10時00分開議

日程第1 発議第6号 対馬市長の不信任決議案について

日程第2 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 発議第6号 対馬市長の不信任決議案について

日程第2 市政一般質問

出席議員(24名)

1番 小西 明範君	2番 永留 邦次君
3番 小宮 教義君	5番 三山 幸男君
6番 小宮 政利君	7番 初村 久藏君
8番 吉見 優子君	9番 糸瀬 一彦君
10番 桐谷 徹君	11番 宮原 五男君
12番 大浦 孝司君	13番 小川 廣康君
14番 大部 初幸君	15番 兵頭 榮君
16番 上野洋次郎君	17番 作元 義文君
18番 黒岩 美俊君	19番 島居 邦嗣君
20番 武本 哲勇君	21番 中原 康博君
22番 桐谷 正義君	24番 扇 作工門君
25番 畑島 孝吉君	26番 波田 政和君

欠席議員(2名)

4番 阿比留光雄君	23番 平間 利光君
-----------	------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 大浦 義光君 次長 永留 徳光君  
参事兼課長補佐 豊田 充君 副参事兼係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長 ..... 松村 良幸君  
助役 ..... 永尾一二三君  
総務部長 ..... 内田 洋君  
総務部次長（総務課長） ..... 斉藤 勝行君  
政策部長 ..... 松原 敬行君  
市民生活部長 ..... 山田 幸男君  
福祉部長 ..... 勝見 未利君  
保健部長 ..... 阿比留輝雄君  
産業交流部長 ..... 中島 均君  
建設部長 ..... 清水 達明君  
水道局長 ..... 齋藤 清榮君  
教育長 ..... 米田 幸人君  
教育次長 ..... 日高 一夫君  
巖原支所長 ..... 木寺 和福君  
美津島支所長 ..... 松村 善彦君  
豊玉支所長 ..... 松井 雅美君  
峰支所長 ..... 阿比留博幸君  
上県支所長 ..... 山本 輝昭君  
上対馬支所長 ..... 梅野 茂希君  
消防長 ..... 阿比留仁志君  
監査委員事務局長 ..... 阿比留博文君  
農業委員会事務局長 ..... 瀬崎万壽喜君

午前10時00分開議

議長（波田 政和君） おはようございます。報告します。4番、阿比留光雄君、23番、平間利光君から欠席の申し出がっております。14番、大部初幸君から遅刻の申し出がっております。

ただいまから本日の会議を開きます。

#### 日程第1 発議第6号

議長（波田 政和君） 日程第1、発議第6号、対馬市長の不信任決議（案）を議題とします。

発議第6号の対馬市長の不信任決議（案）については、採決日が16日から19日に変更になりましたので差し替えております。

本案について、提案者の提案理由の説明を求めます。2番、永留邦次君。

議員（2番 永留 邦次君） おはようございます。去る6月16日に提案をいたしておりました対馬市長の不信任決議（案）について説明をいたします。

提出者、対馬市議会議員永留邦次、賛成者、対馬市議会議員武本哲勇、同、大浦孝司、同、吉見優子。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

対馬市長の不信任決議、本議会は、対馬市長松村良幸君を信任しない。

以上、決議する。平成18年6月19日、対馬市議会。

提案理由であります。対馬6町は平成16年3月1日合併し、多くの市民の期待と夢と希望を乗せて新生対馬市は誕生いたしました。

以来、2年余月を経過する今日、内外の対馬市に対する信頼は失われてしまいました。殊のほか、松村市長に対する不信感は強く、即刻退陣を求める声は対馬の津々浦々に満ち溢れています。こうした市民の声は、市長の独善的な政治仕法は云うに及ばず、少子高齢化対策や市長選挙に起因する不透明な行政運営が背景にあることを指摘せざるを得ません。

合併当初における入札に係る指名選定のあり方、選挙功労とも思える特定業者への優遇の疑い、加えて入札情報の漏洩、いわゆる官製談合の疑いなど、行政の基本である公平、公正、中立の大原則は地に落ちてしまいました。競売入札妨害容疑で事業助役と幹部職員が逮捕起訴されるなど、対馬市の信用は著しく失墜したところであります。

ましてや、事業助役においては、議会から競売入札妨害容疑で刑事告発されたその最中においても、入札情報を漏洩した事実が明らかとなり、その容疑で再逮捕されたところでございます。このことは議会が指摘してきた予定価格や最低制限価格の漏洩が常態化していたことが裏付けられたものであります。事業助役は辞職をしたとはいえ、任命権者である松村市長の道義的責任は重く、自らを厳しく律することを期待していたところでありましたが、いまだその意にараず、誠に残念であります。いま正に市政の混乱と市民の怒りは頂点に達し、その責任の一切は市長にあります。対馬の明るい未来、公平公正な行政を求めて、そして一刻も早い対馬市の信頼回復を願い、市長を不信任とするものであります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありますか。22番、桐谷正義君。  
議員（22番 桐谷 正義君） 提出者に数点お尋ねいたしますが、この不信任案は、去る金曜日に追加議案にのせるかどうかということで審議がされました。

こういう重要な不信任案を提出する場合に、いろいろもろもろの状況を考えなければいけないと私は思います。まして、今日、この席で提出するのが適当かどうか、いろいろそれぞれの価値観で理由はあると思いますが、まず1点、今回の議会にいずれ追加議案として出るかもわかりませんが、過去いろいろな問題で一応5,000万円以上の公共事業が数件否決されて、その問題が再々入札がっております。これは今回の、もし不信任案が通ってそのまま市長が辞職した場合、すべて流れるのであります。このことは公共事業はこの問題は工期等が非常に切迫してきて、一日も早く発注しなければいけない状況下にある公共事業であります。特にこの公共事業は豊玉のトンネル、あるいは畿原、美津島の漁港が主であります。もし不信任案を出すすれば、この議会が最終日に、そういう市民に迷惑かけない、いろいろもろもろ考えたら、最終日に提案するのが市民の代表としては、議員になっている人はそこまで配慮すべきではなかったのか。

出す出さんは個人の自由でありますので問題ないと思いますが、そういう出す時期、今回の議会中、もし最悪出すとしても最終日に全議案が終了後に出すことが市民に一番迷惑をかけないことではないのか。そして、そういう重要な案件でありますので、できればやっぱり事前に議運に発議として提案され、議運でいろいろ審議されて、そういう状況を考えて議会運営委員会の判断まで仰いでおくべきではなかったのかと私は認識をしておりますが、その辺のところのなぜ今日なのか、今なのかということに関して答弁のほどをよろしく願いいたします。

議長（波田 政和君） 2番、永留邦次君。

議員（2番 永留 邦次君） お答えいたします。

その提案の時期について、私もいろいろ御相談を他の議員ともいたしました。まず優先すべきは、この一刻も早く正常化しなければならないということを優先に考えたところでございます。

今、御意見でございますように、やはり重要議案あれこれひしめいておりますので、そのことも十分検討したわけでございますが、やはりここは正常化が最優先課題であるという、そういう考え方から、この時期に提案をさせていただいたところでございます。

議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

議員（22番 桐谷 正義君） 今の答弁を聞いていますと、一日も早く正常化するのが最優先。だとしたら、なぜその提出者並びに賛成者が、この後行われる一般質問に申し込んでおられるのかという矛盾があります。市長を信任しない者が一般質問で、なおかつその後また市長に質問をするということは、今の提出者の考え方からすれば、相矛盾すると私は思うんです。私の言いよう

のは出す出さんの問題じゃない。出す分は出すで、これは規制されておりますので自由であります、出す時期として、そういう市民に迷惑がかかる、公共事業等もストップする、今入札されておる問題等もあって、やっぱり議会の最終日に出すというのが市民に対するもろもろの配慮ではないのかと、それでも遅くはないと僕は思うんです。その辺は今の答弁では、提出者が一般質問しなければ、それはそれなりの理由でしょう。

だから、今は一日も早く、そうしとれば、そこで可決するかせんかわかりませんが、可決すると最悪の場合を仮定したら、その辺まで考慮すべきではなかったのかという意味からいって私は質問しようるわけでありますので、この辺はもし答弁をされるようでありましたら。

議長（波田 政和君） 2番、永留邦次君。

議員（2番 永留 邦次君） この不信任の提出と一般質問との関係、これが矛盾があるのではないかというような、そういう御質問でございますが、私は決して矛盾はないと思っております。たまたま今松村市長だから、その対馬の将来のあるべき姿、こういった問題について議員は質問をしていくわけですから、そういう姿勢から考えますと、市長がだれであろうと、対馬のあるべき姿、こうだというようなそういう考え方で質問をいたしますので、この関連は全くないと思っております。（「そうじゃないよ」と呼ぶ者あり）何を言っているんですか。

議長（波田 政和君） 静かに。ちょっと静粛をお願いします。22番、桐谷正義君。（発言する者あり）

議員（22番 桐谷 正義君） 皆さん、ちょっと静かに。今の答弁を聞いておりますと……（発言する者あり）

議長（波田 政和君） ちょっと待ってください、今22番が話しています。

議員（22番 桐谷 正義君） 何か松村市長には一般質問をしていないというような意見のようにあります。一般質問は、今の市長にどうするのかと聞くのがこうあって、それをどうするのかというのが趣旨であります。市長がだれであろうと関係ない一般質問というのはあり得ないわけ。今の答弁は若干私はおかしい答弁だと感じますが、それは私の意見として申し述べておきます。

以上で私は終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

議長（波田 政和君） 休憩。

午前10時12分休憩

午前10時14分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号、対馬市長の不信任決議（案）について採決します。この採決は起立によって行います。（「投票」と呼ぶ者あり）

ただいま発議第6号について、投票による採決の要求がありました。会議規則第70条の第2項の規定により3人以上の賛成者が必要であります。無記名投票採決を求める方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（波田 政和君） 起立が3人以上であります。要求は成立しました。したがって、発議第6号は無記名投票で行います。

議場の入り口を閉じます。議場閉鎖。

〔議場閉鎖〕

議長（波田 政和君） ただいまの出席議員は23人です。投票箱を点検します。職員は議員に向かって投票箱を見せ、異状のない旨を議長に報告してください。

〔投票箱点検〕

議長（波田 政和君） 異状なしと認めます。

〔投票用紙配付〕

議長（波田 政和君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、1番議員より順次投票願います。

〔議員投票〕

議長（波田 政和君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の入り口を開きます。

〔議場閉鎖〕

議長（波田 政和君） 市長の不信任決議については、地方自治法第178条の規定によって、議員数の3分の2以上のものが出席し、その4分の3以上のものの同意を必要とします。出席議員は23人であり、議員数の3分の2以上です。またその4分の3以上は18人です。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立ち会い人に宮原五男君及び大浦孝司君を指名します。両議員の立ち会いを願います。

〔開票〕

議長（波田 政和君） 投票の結果を報告します。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票23票、無効投票0、有効投票中、賛成9、反対14。したがって、発議第6号は否決されました。

10分間休憩します。

午前10時25分休憩

.....  
午前10時35分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

## 日程第2 . 市政一般質問

議長（波田 政和君） 日程第2、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は5名を予定しております。それでは順次に発言を許します。5番、三山幸男君。議員（5番 三山 幸男君） おはようございます。市長に不信任が出て大変緊張した中で一般質問はやりづらいとは十分心得ておりますけれども、不信任が出て緊張した空気の中ではやりづらい反面がありますけれども、せっかくの機会を与您いただきましたので一般質問をさせていただきます。

一般質問初日のトップに質問する機会をいただきましたことを光栄に思っております。質問の中で失言や不適切な言葉があるかとは思いますが、議会活動の中であり、何とぞ寛大なお心でお受けとめいただきますようお願いいたします。

それでは通告に従いまして、市政一般につき質問をいたします。

1、不正入札事件について。

先日より新聞紙上をにぎわす不正入札事件の摘発、事もあろうに助役を初め、部長、次長、さらには同僚議員、建設業者あわせて9人もの逮捕者を数え、誠に残念であります。

昨年9月定例会の入札漏洩疑惑に始まり、議会が100条委員会を立ち上げ調査し、その結果、市長、助役を初め、建設業者4名を刑事告発に端を発し、司法による解明が進むにつれ、ただた

だ驚くばかりです。一日も早い事件の全容が解明されるよう市民は捜査の進展を見守っています。

対馬が合併して3年目ですが、定例会ではいつも入札問題ばかりで、市民はもううんざりしています。また5月25日の新聞紙上に、市発注の水道工事、安神統合簡易水道整備工事第1工区で指定外の材料で施工した不正行為があったとありました。3月の中旬ごろ、工事関係者の内部告発で発覚したとありましたが、市の検査体制はどうなっているのかと思います。

6月8日には新しい入札制度で入札が行われ、混乱もなく、無事執行されたと聞いております。今後は1,000万円以上の工事は、この制度で入札が行われるようですが、あわせてお尋ねをいたします。

## 2、対馬市の景気について。

現状の対馬市の景気はどん底だと思っております。基幹産業の農林漁業は相変わらず低迷をし、特に主力の水産業の落ち込みはひどいものと聞き及んでおります。燃料の高騰、不漁、価格の低迷等、悪い状況ばかりです。このことと行政が直接関係があるとは思いませんが、他に仕事を求めても雇用の場がないのが現状であります。このような現状をどうお考えかお尋ねをいたします。

## 3、高齢者福祉事業について。

高齢者生きがい活動支援事業、食の自立支援事業についてお尋ねをいたします。

18年4月から介護保険制度が改正され、今後介護保険を利用する利用者が増加するため、保険料の大幅な引き上げやサービス内容の見直しがあるとされています。我が対馬市でも財政再建を優先し、痛みを伴う予算編成がされたと思いますが、合併後わずか2年で大きく変わりました。17年度までは週2回デイサービスに行き、楽しいひとときを過ごしていました。家で引きこもりがちなお年寄りが一堂に会し、会話をしたり、レクリエーションや機能回復のためのリハビリなどで楽しんでいたと聞いております。だが、平成18年4月からは、行けなくなったと口々に嘆いています。

また、食の自立支援事業についても、改正後は年齢が70歳以上に引き上げられ、回数も1日1食で週4食までとなりました。自分で思うように調理ができず、栄養とかカロリーとか塩分等のバランスが合った食事につくれない人々には大変助かっていたと聞いております。予算の大幅なカットで高齢者福祉事業は大幅に後退したと言わざるを得ません。今まで利用した人たちが本定例会に請願も提出されているように、ほとんどの人が利用できなくなり、利用できる人にも大幅な利用規制を受けることになっております。今の対馬市の財政状況では難しいかとは思いますが、補正、また来年度以降、もとに戻すことはできないかお尋ねをいたします。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 三山議員の一般質問につきましてお答えをいたします。

まず、不正入札事件についての質問でございますが、一連の競売入札妨害事件におきましては

大変な御迷惑をおかけいたしましたして、御指摘のように、対馬市としての信用失墜、そして市政を混乱させてしまったということについては、まことに遺憾でありまして、いつも言っておりますとおり、私の不徳のいたすところでお詫びの言葉もございません。

そういった中で、私も市政説明会を初め、各種会合など、機会あるごとに各地区で今回の事件に触れまして、お詫びを申し上げ、不徳のいたすところの表明を重ねてきているところであります。

また、私自身の責任のとり方でございますが、人それぞれ考え方はあろうかと思いますが、以前から申し上げておりますように、事件の全容が解明され次第、出处進退を明らかにしたいという考えはいささかも変わっておりません。そのように考えております。

三山議員がおっしゃるように、私としましても捜査の行方を見守りながら、今後司直による判断が下されれば、その結果を真摯に受けとめて判断をしてまいりたいと重ねて考えを申し上げます。

また、行政の一日も早い正常化を願ひまして、活力ある対馬の未来づくりに取り組んでいくわけでございますが、またそのようにしておるわけですが、曇り空の中での日々の信頼回復との非常に重たい、心重いものがございますが、一人でできるものではありません。議会諸兄の皆さんの市民不在にならないような理事者、議会が一体となって、地域の振興に取り組んでいかないかんということを肝に銘じております。どうか御理解を賜りたいと思います。

それから、不正入札事件については、安神の簡易水道のことでしたね。これは議員御案内のとおりでございますして、まずは現場管理体制、あるいは検査体制が不十分ではという結果になりますが、御迷惑をおかけしておりますことを、これもお詫びを申し上げなければなりません。

平成16年度安神統合簡易水道整備工事におきまして、工事関係者からの告発書、ファクスによりまして、工事の内容について設計書どおりの工事施工が行われていないという指摘がありまして、工事落札者に事情聴取をし、工事写真及び現地立会の結果、指定以外の材料で施工がなされている箇所があることを確認をいたしました。これは浄水場内配管において、ろ過地の流入管及び調整室内の配管で、本来鋳鉄管、あるいは鋼管で布設すべきところが、耐衝撃性塩化ビニル管で布設されているということを確認。契約書第46条瑕疵担保責任の規定に基づきまして施工上の瑕疵の修補、布設替えを行っていたものであります。

元請業者に対しては、対馬市工事請負契約等に係る指名停止措置要領に基づきまして6カ月の指名停止の処分をいたしております。これは不正または不誠実な行為ということですので。現在、産業建設常任委員会での所管事務調査や監査委員による随時監査が実施されておりましたして、いろいろな問題点の報告がなされるものと認識をいたしております。

水道局におきましては、現場管理体制及び検査体制が不十分であったことを反省をいたしてお

ります。新しい入札制度、低入札価格調査制度も導入いたしております。今まで以上に工事現場における施工体制の点検、一括下請負いに関する点検、公共工事の品質の確保のための監督業務等を強化いたしまして、品質の確保に努めていく所存であります。御理解を賜りたいと思います。

それから、対馬市の景気についてでございますが、これはもう議員御指摘のように、本当に今、特に漁業、水産業においては悲鳴が上がっております。なかんずく、イカー本釣りにおいてはですね、大体19.9トン、限度のこの不登簿船なんかにつきますと大体8万から10万、燃費が一晩要るようですね。普通小型船で、もちろんイカー本釣りが主ですが、ヨコワはブリも一緒にしょうけれども、大体6万から7万ということで、本当に悲鳴が上がっております。大体1日私のところにも電話やはがきやお手紙含めると、大体平均十四、五あってるんじゃないでしょうか。もう悲鳴が上がっております。そしてやっぱりこの前から申しておりますように、天寿を全うできずに、みずから幽明境を異にするという不幸な出来事が立て続けに起こっております。

全国的な投影が対馬にも投影されている。全国で3万2,000人を超えているわけです。ゆゆしきことだと思っております。だから今議員御指摘の対馬市の景気については重大な関心を持って臨んでいるわけですが、先ほど言いましたように、産業の中でも特に水産業は最も重要な基幹産業でありまして、基幹産業の発展が市の振興につながることになるわけでありまして、全国的に水産業の現況は厳しいわけでございますが、漁場資源減少とか漁価の低迷、あるいは就業者の高齢化、不足、そういった燃料高騰も含めまして、非常に厳しい状況であることはもう今さら私が申し上げるまでもありません。

水産振興のため、これまで漁港漁場の基盤整備を初め、稚貝稚魚の放流事業やいそ焼け対策として、県の海藻バンク事業などで各種施策を実施してきたことはもう御承知のとおりだろうと思っております。

17年度から離島の漁業を元気にしていくと、そして水産業と漁村の果たしている役割は機能の維持増大を目指した離島漁業再生支援交付金制度によりまして、各集落それぞれさまざまな取り組みが行われておりまして、漁業集落の活性化に役立っていると、このように思っております。

それから、県の事業でございますが、意欲ある漁業者の活動を支援するながさき型新水産業創出事業によりまして、カジキ流し網の試験操業、あるいはウチワエビの刺し網漁法の改革、あるいはバイガイ、エビ、カニかご漁法の試験研究と、新たな漁法の取り組みも行われております。

また、21世紀の漁業担い手確保推進事業が創設をされておまして、新規漁業就業者に対しまして、技術習得支援事業や漁船取得のリース事業の助成制度ができていることは、これは御承知と思っております。

このほかにも各種の補助事業がありますので、今後も国や県の事業を取り入れた事業を推進しながら、私どももできることはやっいていこうということで、今対馬市独自としては、イワガキの

研究をするようにいたしております、イワガキですね。これは余り知られていないんですが、島根県の海士町では、もう既にこれの養殖が始まっています。それから、大分県がイワガキの事業化の推進を大々的にやっております。

先だって、イワガキを食べたことなかったものですから行きますと、1個750円で売られるということは、30%として大体二百二、三十円から二百四、五十円で生産者取引だと思えます。たくさん海岸、大体10メートルぐらいあるようですから、こんな大きいものですね。そういったものとか、農業面では新しい、この前から言いました、やっと信頼回復の兆しが出てきて、2月に大体始まるのが少し遅れておりまして、こういった混乱が起こりましたから、いろいろ御説明し、やっとなりましたが、年内には農業関係でも、この前から言っていましたミスト農法での企業進出決まろうかと思えます。そういった中で数百人の雇用ができるんじゃないかと思っております。

で、御指摘のように、対馬の産業振興を図る上において重要なことは、もう水産業だけではないことももちろんですが、農業、林業、商業、そして観光産業との融合を図っていくという、交流人口を拡大することで地場の需要を生み出すことが非常に重要ではないかと。そして、それが雇用の場につながるということになるかと思えますので、最近シイタケ栽培、あるいは対馬地鶏の飼育などへの異業種による参入の明るい話題もお聞きしておりますし、雇用の促進につきましては、対馬の自然形態を著しく変えることなく、対馬の自然と調和のとれた1次産業関連、ホテル産業関連、医療福祉産業関連、そして情報通信関連の4分野を重点対象分野として効果的な企業誘致の活動を続けていきたいと、このように思っております。

それから、高齢者福祉事業でしたね。これは平成18年4月に介護保険制度の改正がなされたということは、先ほど三山議員も御指摘のとおりでございます。この18年4月に保険制度の改正が国によってなされまして、介護予防サービスが利用されることとなりました。このため、今までの在宅福祉事業の一部が削除をされていく、そういうことで該当の要綱を廃止をいたしまして、新たに対馬市高齢者生きがい活動支援助成費支給要綱を定めたところであります。

対象者を介護保険制度と同様の65歳以上として、一人暮らし世帯で家に閉じこもりがちなもの、または高齢者夫婦世帯で、一方が要介護3以上で、その介護により家に閉じこもりがちなものと、このように位置づけております。ただし、介護予防サービスの対象となっている方につきましては、このサービスが受けられますので、対象外とさせていただきます。サービスの利用回数といたしましては、17年度までは週1回までとしておりましたが、今回の要綱では月2回までとしました。助成額としましては、1回2,000円とし、予算額としては2,500万円を計上いたしております。デイサービスの対象者の認定につきましては、申し込みによりまして、本当にこのサービスを必要とする人の現況調査及び審査を実施して判断した上でサービスの提供

を行っていききたいと、このように考えております。

それから、食の自立支援ということもありました。この食の自立支援事業につきましては、これも国の在宅福祉事業補助金が17年度で廃止されたことによりまして、サービスの対象となる年齢を65歳以上から70歳以上に引き上げました。また、17年度までは1日1食で週6食までとしておりましたが、18年度は1日1食の週4食といたしたところであります。

5番議員が懸念されております、自分で思うように調理ができない方につきましては、介護保険制度の訪問介護、ホームヘルプサービスを受けていただくことができますし、また栄養とかカロリー、塩分等のバランスの合った食事をつくれぬ方々につきましても食生活推進員、または栄養士等の活用によりまして、地域におきましての老人クラブを中心に講習会を開催をいたしております。食生活の改善を今後とも図っていききたいと、このように思っております。

今後の見通しにつきましても、国の補助金が廃止され、また地方交付税等の圧縮が予想されることによりまして、一般財源の確保が非常に厳しくなっておりますので、従来のサービスのあり方を見直したということで、より効果のあるサービスを実施してまいりたいと思います。今の対馬市の財政状況では、市単独のということになりますと、来年度におきましても、非常に難しい内容になるのかなと考えております。

一応、以上でございます。

議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

議員（5番 三山 幸男君） 市長、これからは一問一答でよろしくお願いします。

まず、不正入札について市長の責任をとということで市長が申し上げられましたけれども、人それぞれ考えがあろうかと思えます。で、私は決して市長がやめたからといって、すべての問題が解決するとは思っておりません。それよりはまず、市長自ら市民の信頼を回復するよう努めるのが最優先されることではなからうかと思っております。特にこの財政難の折、もし市長がやめられて市長選挙なり、あるいは議会を解散し、同時選挙になりますと、昨年5月に行われた市議会議員の選挙でも7,500万円ぐらいの経費を計上いたしております。で、あわせますと、恐らく8,000万円以上の支出があろうかと思えます。それにやはり選挙まで50日、あるいはそれぐらいの期間が空白になるということは、必ずしも市民のためにメリットになるとは思っておりません。ですから、市長が今まで市民の信頼を失墜させたとお思いなら、ここでさらに奮発をして市民の回復に努めるよう、これは要望いたしておきます。

安神の統合簡易水道の問題ですけども、例えば、私は検査体制をお尋ねをいたしました。で、内部告発があったから不正行為がわかったと。これでは余り検査体制がお粗末過ぎるんじゃないかという気持ちがいたしております。本来なら、市の検査によって不正工事が発覚するのが当然だと思っております。で、こういうことから、もし検査体制が十分でないとするならば、当然検

査できるような職員を重点的に配置して、今後不正行為がないように、やはり最善の策を講じていただきたいということを思っております。

それと、本年度から低入札制度、新しい入札制度が行われました。これによって、いろんな疑惑は取り除かれたのかなとは思いますが、やはり人がつくる制度でありますので万全ではないと思います。こういうことが二度と起こらないように入札制度にもしっかりと対応していただきたいということをまず再質問させていただきます。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 三山議員の心情あふるる御質問、前段の部分、よくよく考えてみたいと思っておりますが、これは先ほど申しましたように、今公判中でございます。否認を全員がしているようでございます。そういった中で、全容が解明され次第ということですから、こういった点で御理解を賜りたいと思えますし、今の御意見は十分私も心に努めて今後検討するにおいて、大事に考えてみたいと思っております。

それから、検査体制の指摘によって検査という結果的に検査体制だめじゃないかということでございますが、この点につきましても御指摘はもうごもっともだと思っております。結果的にはそのようになっております。

今、検査体制の充実のこの新しい入札制度のもとでの検査も含めまして、調査も含めましてのことがございますので、この点につきましては、担当部長の方から説明をさせていただきます、検査体制についてのね。今後そういったことのないように、もちろん御指摘のように事前に、今まで大丈夫だろうと、そんなことがあるはずないということが起こるわけですから、これも性善説か性悪説かわかりませんが、既に悪いことをしているんじゃないかという形で見えていかんということになるかと思えます。そうせんと、これもなかなかわかりにくい部分もあって、それにも増して、もうとにかく総論的には検査体制をちゃんとするということは、もうその言葉の一語に尽きますから、今後の検査体制、今のあり方、そういったことにつきましては水道局に答えさせますので。

議長（波田 政和君） 水道局長。

水道局長（齋藤 清榮君） まずは、水道局における工事施工に対する管理体制、あるいは検査体制の不備にあって、市民の皆様を初め、関係者の皆様に御迷惑をかけたことをお詫び申し上げます。

市長答弁にありましたように、新しい入札制度も確立ができておりますし、もう入札が施行されております。このいろんな問題点指摘されたことを踏まえまして、今後先ほどの管理体制、検査体制、非常な問題点等強化をしながら、新しい入札制度のもと、品質保証のために頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（波田 政和君） 建設部長。

建設部長（清水 達明君） 検査体制の強化でございますが、実は平成13年4月に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というものができまして、国県におきましては13年度から検査項目といいますが、非常に一括下請に関する点検とか施工体制の点検とか、あるいは工事成績評定書の作成とか、そういうものが作成されるようになり、検査体制が強化されておりましたが、旧6町、あるいは対馬市では、そういう体制ができておりませんでした。

昨年、17年度から、対馬市におきましても法律に基づきました検査を実施するというものにして、17年度はそういうことで検査をしております。で、今回さらに低入札価格調査制度という制度の導入等につきまして、既に6月8日に公共工事の品質確保につきまして建設部長名で関係部、関係各課に周知をいたしております。

内容につきましては、建設次第、工事の建設次第が工事の品質確保にかかわる点が非常に大きいということで、これは県もそういう通達を出して実施をしておりますが、そういうことから、工事着手までの使用資材の品質、工事着手前に確認をする、そして工事の中間時に再度もう一回確認をすると、これは納入伝票等により確認をすると、こういう検査体制をとって品質確保に努めていきたいというふうにいたしております。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

議員（5番 三山 幸男君） 私が一般質問で通告しておりますことは、後続議員もすべて同じようなことを一般質問出しておりますので、最初の入札、あるいは不正行為についてはこのくらいで、この辺でやめて、次に移らせていただきます。

で、先ほど対馬市の景気はと申しましたけれども、例えば主力であります水産業の水揚げといいましょうか、市長よく御存じだと思いますけれども、平成5年には310億円ぐらいあったわけです。これが平成14年に一番落ち込みがひどくて、約180億円ぐらいになっています。で、ここ一、二年は去年の水揚げの統計は出ておりませんが、大体190億円を超える金額で推移していると。ただ、昨年から重油の高騰とか、あるいは不漁といいましょうか、出てもイカがない、あるいはまき網とか何かすればクラゲが集中的に発生して、水揚げどころか逆に被害をこうむるようなそういう状況です。これは行政とはすべて関係はないとは思いますが、これからの対馬をどうするかということを考えるときに、やはり基幹産業が活性化をしなければ対馬の発展は私はあり得ないと思いますし、市長も先ほど答弁の中で水産業の活性化ということをうたっておりました。ただ、以前といいますが、昔であれば仕事がなければ土方に行けばいいというような時代もあったわけですが、今は到底そういうような時代ではありません。

今定例会初日の市長の行政報告の中で、数百人程度の雇用の場が確保されそうにあるというこ

とを聞いて、私も望みを託しているわけですけども、何とか対馬で働ける場、あるいは企業誘致するなり何なり、そういうのはやはり行政の力に頼らざるを得ないと思いますので、市民が、あるいは対馬を愛する人たちが対馬で仕事、働けるようなそういう雇用の場を、これ構想ではなくて、早くやはり実現してもらいませんと、例えば対馬が合併したときに、合併してよかったと思えるというようなようになるためには金子知事は10年ぐらいかかりますとおっしゃっておられました。私は10年もしたら対馬は沈没しますよと、そうお答えをしましたけれども、もう合併して3年目ですけども、だんだん悪くなっているのが今の現状ではなからうかと思えます。その辺を十分認識されて対馬の活性化のために努力をしてほしい、そして特に水産業で何とか漁民を救済する手立てといいたいまいしょうか、例えば次の3番議員の質問の中にもあると思いますけれども、漁業再生交付金、こういうのも期限立法かもわかりませんが、漁民に対する支援の一つでしょうけども、これを何とかもっと有効利用とか、あるいは市独自では無理でしょうけども、県なり国に要望なり陳情されて、漁民を救済する手立てというのは、今の市長、これから努力してみるようなお気持ちはありませんでしょうか、ちょっとお尋ねをいたします。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 今から努力というよりも、継続して努力をしていかなければならないわけですが、離島新交付金事業というのは特殊な事業でございます、これはまさに今今度新しい機構組織の中で御提案申しあげました市民協働班というのがございます。まさにあのたぐいのものでございまして、地域で、集落で、皆さんが話し合いをして、その中で計画が立ち、こういったことになったもののみが採択をしていくということですから、行政が離島再生交付金というのは、それが漁業再生交付金というのは、私どもで勝手にどうしようということではない制度であることはもう御承知のとおりですね。これも一つの、欧米先進国で言いますとデカップリングの一つでございます、ただ漁業関係にこれがなかったわけですね。今まで農業は中山間政策の中で所得保障という制度がありました。その漁業版の一つの位置付けがこれで、確保されたという認識でありますので、こういうデカップリング的な今から政策が国もとっていくでしょうし、市に財源があれば市独自でやりたいんですが、そういったことが今のところ力がありません。約3年間待ってくださいと皆さんに今お話しているんですが、3年後には財政の状況も大体基金を取り崩さなくていけるような、そういう基本的なものが計算されますので、そういった時点から大きく単独でのシフトも考えていかないかんと思っております。その間、御指摘のように雇用の場がないということでありまして、雇用の場を確保最優先としております。で、今各集落の空き家調査をいたしておりますけど、まあ集落の空き家の多いことには驚きます。これはやはり今御指摘のように、仕事がない、子供さんが外に行く、安定してくる、そうすると親御さんを呼んでいく、そうすると空き家が出てくるという、こういうことございまして、それが何よ

りも今の私どもの対馬の状況を象徴しているわけでございますので、この点につきましては、引き続き雇用の場の確保と産業の振興、なかならず1次産業、特に水産業、農業、林業と、こういった1次産業の振興を図っていく。ということは、今基盤を今からしていくと、ちょうど農業、漁業、農産品、水産物が輸出項目になっていくと思います。そういう1次産業が輸出できるような時代がもうそこまで来ているんですから、今足腰を鍛えておかないといけないと思います。土壌が悪ければ悪いなりに、それには関係ない方法での農業の振興もできると思いますので、それが今回の数百人規模でのミスト農法が年内に姿をあらわすと思いますが、そのことでございますので、全国で戦いできる農業、そういった形のミスト農法に非常に期待をかけておりますので、このことをまたよくお話の機会があればしてみたいと思っております。

以上です。

議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

議員（5番 三山 幸男君） もう残り時間が限られておりますので、最後に質問をしております高齢者事業についてお尋ねをいたしたいと思っております。

この事業は、国からの助成金の廃止によって対馬市でも削減されたと、あるいはその市の予算編成を変えられたということで、私も聞き及んでおります。同じ、ただ単純に比較はできませんけれども、同じ離島で壱岐の場合は18年度も17年度と変わらないような状況で運営がなされているそうです。

私も厚生常任委員会に所属をさせていただいておりますので、先ほど申しました高齢者の皆さん方から請願書が出ております。その人たちからも、「三山さん、何とかもとに戻してくれるように努力はできませんか」というお願いも聞きました。それは個人でできることではありませんので、何とか議会で御相談をしたいという回答はいたしましたけれども、これ利用回数を見ますと、18年3月までは生きがい事業にしては これは美津島町のみのデータです。

166名の方が利用されて、365回行っているわけですね。で、18年4月になりますと、いろんな規制がされて6名になったと。12回しか行ってないと、利用していないということです。

で、配食につきましても、3月には118名、2,257食は利用されていたわけです。これが4月からは27名が利用して264食と大幅に減っているわけですね。やはりいろんな考え方があるとは思いますが、老人が例えば老人の方で、先ほど市長が申されましたように、子供さんが島外に出ておられて孤独な一人暮らしをしている人たち、あるいは病気を抱えている人たちには、配食は、例えば弁当の単なる配食でよければ、私もスーパーあたりに頼んで配達してもらえばいいと思います。ただ、やはり孤独老人の変死とか何とかということが新聞に盛んにっておりますし、社会状況で常々そういう報道がなされております。1つには、やはりそういう配食によって安否の確認とか、あるいは病状とか、そういうのも確認することもできるんじゃない

いでしょうか。それと、例えば透析の方とか糖尿の方、あるいは食事を飲み込むのが不自由な方もいらっしゃるでしょうし、こういう人のためにはやはりこういうような配食によって、ある程度お年寄りの健康が保たれているところもあろうかと思うんです。

で、私、先ほど補正でも、あるいは来年度以降でもと申したときに、市長は来年度以降も現状を考えると無理でしょうということでしたけれども、私が行って無理ですというお答えではなくて、やはりこれまで対馬を支えてきたお年寄り、これから年寄りになって楽しんでもらいたいという気持ち、そういう気持ちを我々はお年寄りの方に、やはり議会として今まで一生懸命働いてくださった皆さん方にこれからは楽しい老後を送らせてやりたいというのは、私に限らず、皆さん一緒だと思います。その辺も十分お酌み取りいただいて何とか頑張っ欲しいなという気持ちです。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 御質問的にはよくわかりますし、何も福祉事業、特に老人弱者の人らの虐待をしようとか、それをする気はさらさらないわけでございます。それはもう当然、我々の仕事というのは、皆さんに喜ばれることをするのが我々の仕事ですから、ただその中でも財源を見ながらどこまでどうかということで、その財源次第でやっていく。旧美津島町の時代、160何名、200名超えたと思います。ただ、今各町見ますと40名から50名でしたね、あるいは配食でも500食超えたときもあったと思います。これは国県町村という形での助成の中で、本人が200円負担、それで100円をバックするということですから、ほとんど100円でできたことございまして、それが規定以上のところまでいったことは事実でございます。財源がこうなってくるとそうはいきませんので。だから、特に美津島の方は今三山議員がおっしゃるように、今までの旧町のときはよかったと、市になってだめだというのは、一番多いのが美津島だろうと思っております。

この件につきまして法改正があり、国の助成が切られ、介護支援センターも御承知のように包括支援センターになるように、国が福祉のばらまきだというような感じに、そういうことではないと思うんですけど、そういういろんな中で適正なる福祉がいかにあるべきかということですね。今後財源が要れば福祉消費税目的、消費税もというような形の中で、いろいろ模索されている中で、今出てきているのは先ほどの18年4月からの法改正を初め、そういったものであります。

ちょっと具体的に私余りよくつかんでおりませんので、具体的な数字は担当の部長の方から説明させます。

議長（波田 政和君） 福祉部長。

福祉部長（勝見 末利君） 高齢者生きがい対策事業について、ちょっと御説明をいたします。この18年度予算につきましては、単純に17年度予算の半分になっておりますけれども、これ

は介護保険制度そのものの改正がっておりますので、その改正等をにらんで予算措置をいたしております。

介護保険の方でちょっと考えますと、要支援1、2というようなことになりまして、それ以前の部分をこの福祉在宅サービスでやっていくわけですけれども、この件につきましては、介護の方が月締めで1カ月2万2,000円というようなことになっております。これは単純にデイサービスを算定いたしますと、4日利用すればいっぱいというような形になります。この部分でいきますと、介護保険制度そのものが月4回でございますので、市の方の独自のサービスというのは従来の4回というのは考えられないということになります。それでは、どのような体制でそのサービスをすればいいかということになりますと、介護認定を受けた人が最高4回というような考え方からすれば、単独の部分はそれ未満であろうと。これはその介護の認定を受けられない人、虚弱体質ですね、そのような人たちにはそのサービスをやっていこうと、それは4回ではなくて半分ぐらいというような考え方で新年度予算はこのような計上になっております。

今制度はスタートしたわけですけれども、福祉と保健の方ですり合わせていきたいというのは、先ほど市長の方から答弁ありましたが、現地調査、あるいはその実態をつかみながら、そのデイサービスについては実施をしていきたいというような考え方をしております。

そしてもう一つの食事のサービスですけれども、通常食事のサービスを今までは65歳以上の方については、すべて希望があれば配食サービスをしていたというようなことがこれ実態だと。これは何でこのようなことが可能だったのかというようなことになりまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という補助金で運営されていたわけですね。それで先ほど市長の方から話がありましたが、1人当たり200円を負担していけばよかったと。そのうち100円を県の方で補助しておったわけです。その部分なくなりまして、実際は在宅福祉の関係で食の自立支援といいますが、この部分については全く補助がなくなってしまったと。それでは、今までサービスをしていた人にどのようにしたらいいのかというようなことになります。それで、考え方といたしましては、本当にそのようなサービスが必要なのかと。配食サービスそのものが自立につながるべきものであってほしいというようなことで今まで進んできたと思います。それで、現実的にはそれ以上の話も今ありました。実際は特定患者の方、あるいはまた、その配食サービスをすることによって、孤独死の防止にだってつながるんじゃないかというような話もありました。

それで、現実的には給食サービスにつきましては、私は食の自立支援ということがありますので、その項目からいけば、その人がそのサービスを受けることによって、幾らか給食に対する考え方、あるいは自分なりに食を求めるといようなことの方にやっていくべきではなかろうかと。もしできない部分につきましては、このサービスそのものが単独部分がなくなるわけですから、介護保険制度の方の訪問を受けてサービスを受けられることがあるんです。それはホームへ

ルパーに来ていただいて、そしてそこでサービスを受けるというような形になります。それは時間単位を設定して、1回当たり何千円というようなことで1割負担していけば、そのような人たちもそれで食に対するサービスが受けられるというようなことでありますので、在宅福祉等、保険の方できちんとすり合わせしながら、今までサービスを受けていた方が不自由にならないような形で進めていきたいなと、このように考えております。

議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

議員（5番 三山 幸男君） 福祉部長からいろいろお話を伺いまして、予算につきましては大体わかったような気はいたします。ただ、これを私がしきりに申し上げているのかどうか分かりませんが、請願が出ている請願者が4,454名のお年寄りの方が今までどおりやってほしいという気持ちでいるんです。この気持ちをお酌み取りいただきたいと、私はそう思います。もう残り1分しかありませんので答弁は結構です。

で、市長、私は市長に過去一般質問の中で中対馬病院のことをお尋ねしたことがあります。で、中対馬は駐車場が狭い、あるいは診察時間も長くて、昼食もとるスペースもない。そして患者が重病患者の付き添いにいっても休憩する部屋もありませんよということをした中で、今回といたしますか、駐車場も広くしていただきましたし、レストランといたしますか、軽食を食べられるスペースもつくっております。私もこの前見てきました。で、利用者には大変好評いただいております。

これからも各議員の一般質問の内容につきましては、前向きに取り組んで、やはり市民あつての対馬市だと思いますので、これからぜひ、今までのことはどうこう言うんじゃなくて、これからの対馬をどうするかというのがやはり私どもの仕事だし、使命だと思います。いろんなことで市長もやる気をなくされたり、あるいは憤慨されたりすることもあるかも知れませんが、すべてのことに市長である限りは前向きに取り組んでいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（波田 政和君） これで、5番議員の質問を終わります。

.....

議長（波田 政和君） 次に、3番、小宮教義君。

議員（3番 小宮 教義君） 3番です。一般質問をさせていただきわけですが、先ほど市長に対する不信任案が出されました。不信任案というのは、この議会の執行者に対する最大の権限でございます。不信任というのは、字のごとく信用して任せないということ案として述べたわけでございますから、そういう中で一般質問を私の信条としてはできませんので、この場をかりまして辞退させていただきます。せっかくいっぱい持ってきましたけど、すみません。

.....

議長（波田 政和君） 3番、小宮教義君は一般質問を取り下げられましたので、次に、22番、桐谷正義君は……（「休憩、休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。5分間。

午前11時28分休憩

.....

午前11時35分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

次に、22番、桐谷正義君。

議員（22番 桐谷 正義君） 昼までに時間が迫っておりますので、できるだけ整理してさせていただきます。

さきに通告をいたしておりました低入札価格調査制度について一般質問をいたします。市長の明快なる答弁をよろしくお願い申し上げます。

我が対馬市は、6町が合併をして2年数カ月が過ぎました。公共工事の入札方法は、合併当初すなわち平成16年度は指名競争入札制度であったが、平等性、公共性、中立性等で、議会で理事者側に対する不信感がある発言が相次ぎ、平成17年度よりそれを受けて設計金額2,000万円以上は原則、制限つき一般競争入札制度に変更がなされました。これは皆様御承知のとおりでございます。

ところが、この制度で最低制限価格の漏えいがあるのではないかという疑惑が問題になり、地方自治法第100条等による100条調査特別委員会が議会に設置され、その結果、議会側として刑事告発までして県の裁定を仰ぐということに至って、現在に至っているのが現状でございます。このような対馬市の不名誉な事件は、現在裁判中の事件でもあり、本当の真実というものはどこにあるのか、私の知るところではありませんが、このような事の発端は、公共工事の入札制度のあり方から出発しているようでございます。

そのような状況の中で、理事者側が平成18年度より公共工事の入札制度を一般競争入札制度から設計金額1,000万円以上の工事は低入札価格調査制度に改めているのでございます。若干それで実行がされているようでございます。

この低入札価格調査制度は、私が勉強した範囲で述べてみますと、予定価格は事前公表となっております。その下に低入札価格調査基準価格というのがあり、これは非公開であります。また、それより低い金額の下に低入札価格調査判断価格というのがあります。これも非公開であります。この入札制度は、私が頭が悪いのか、1回や2回担当課長に聞いてもなかなか理解ができませんでした。それほど複雑で難しゅうございます。

私の理解している範囲で要約してみると、予定価格と低入札価格調査基準価格の間に、全入札

書の価格があれば、そのうち最低額の札の業者を落札者とするとなっております。また、低入札価格調査基準価格より低い入札価格の入札がある場合が大変難しく、低入札価格調査判断価格があり、その額より安い金額の場合は失格となるようであります。この低入札価格調査判断価格の決定は、低入札価格調査判断基礎価格というのがあり、その基礎価格に99.00から99.99の100通りの数字があり、その数字の中から少数以下、1けた目と2けた目の数字を入札参加者により抽選で選ばれたものが決定するとなっているようであります。

要約して述べてみましたが、大体そのような解釈で正しいのかどうか、私の理解が間違っているのかどうか、その辺を明快なる答弁をお願いいたしますが、そこで具体的にこの入札制度について数点質問をさせていただきます。この入札制度というものは、日本では青森市、横浜市等が実施しているようであります。他の県、市で実施しているところはどのくらいあるのかどうかをまずお尋ねいたします。

2点目であります。私はこの入札制度では、私の想像するところ、非常に落札価格が低くなり、落札業者が原価割れを起こす事態が非常に懸念され心配をしております。そのようなことがないのかどうか。

3点目であります。落札価格が下がり過ぎ、工事の品質確保ができるのか。手抜き工事が起こると想定されるが、その辺のところはどう理解しておられるのか。

また、4番目であります。万一品質確保ができないような手抜き工事が行われた場合、市側の検査体制はそれに対応するような体制ができていいのかどうか、その辺は大丈夫なのか、この辺のところは十分研究をなされて実施されたのかどうか答弁をよろしくお願いいたします。

これで一応私の一般質問は終わりますが、答弁の内容によっては再度質問をいたすことを申し添えておきます。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 22番、桐谷正義議員の御質問にお答えいたします。

対馬市の公共工事における低入札価格調査制度についての御質問でございますが、まず低入札価格調査制度は、地方自治法施行令第167条の10の第1項に規定する予定価格の範囲内で最低の価格で入札したものが当該入札額によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときには入札を保留し、必要な調査を行い、その結果に基づき落札者を決定するということが低入札価格調査制度の大まかなことでございます。

今、御指摘のように、議員質問の低入札価格調査制度説明を、詳しいことは後でまた説明を担当部長にさせますが、御指摘のとおり130万円を超える建設工事を対象する制限つき一般競争入札のうち、この低入札価格調査制度は1件1,000万円以上の工事に適用するものでございまして、まず低入札価格調査準備価格というのは、先ほどお話をされた、非常にすぐぱっとなか

なか理解できない点もあるかと思いますが、これは直接工事費、あるいは共通仮設費、それから現場管理費の100分の20の合計額でございます、最低入札金額が予定価格以下で、この基準価格以上であれば入札会場で最低入札者を落札者といたします。

次に、低入札調査判断価格、先ほどおっしゃったように、これを決める低入札価格調査判断基礎価格は、直接工事費の100分の90、そして共通仮設費の100分の80、現場管理費の100分の20の合計額に御指摘のような入札参加者から抽選で2人を選定いたしまして、99.00%から99.99%までの小数点第1と第2のくじによる抽選で決定した率を乗じた価格を低入札価格調査判断価格とするというわけでありまして、したがって、最低入札金額は低入札価格調査基準価格未満で、低入札調査判断価格以上の場合は入札会場で落札を保留をして、そして低入札価格調査の対象としまして当該工事の品質が確保できるかどうかを先ほどお話のような調査結果に基づきまして低入札調査委員会で審査をし、落札者を決定いたします。

また、低入札価格調査判断価格未満の入札者は、品質の確保が今品質のこともおっしゃいましたが、保てないために、調査対象及び落札者といたしません。

以上が、低入札価格調査制度の単純明快に伝えようということでございますので、そういうことでございます。

対馬市といたしましても、さらなる入札契約事務も適正化、効率化、あるいは透明性を図る制度確立のために、予定価格の事前公表、最低制限価格の撤廃、さらには業者間の正当な競争原理の確保とコスト縮減を図りながら、公共工事の品質確保の促進に寄与するための制度でありますので御理解を賜りたいと思います。

これはもう御承知のとおり、16年から指名競争入札でいろいろ問題が皆さんから提起されました。来年は変えますということで、その翌年は一般制限付きの一般競争入札にいたしました。

そして、さらにまた、皆さんからいろんな提起がありました。で、最低制限価格云々ということで、こういうことでここに全部集中してしまうから、この点はどうかということで、いよいよ最後の切り札として、予定価格も事前公表しましょう、それからニューランダムというんですかね、あと一定の条件の中で0.1%から0.99%までの間を抽選で、ニューランダムというんでしょうか、そういう形でやっていくということでございますので、要は裁量権をなくすことが一番その漏えいはなくなるということでございますから、そういう中で今御指摘のような金額が落札額が低くなるんじゃないかという御懸念も発言がありました。その懸念は最低制限価格があっても一緒でございます。競争が激しくなれば当然そうなるわけでございまして、それにはいかがなものかと思っておりますが、それは一般論として十分考えられることでございます。最低制限価格のときもそうだろうと思います。

なお、これは横浜の中田市長のところと青森とが大体似たようなことをやっていると思ってお

ります。それ以外はありません。あと詳しいことが必要であれば担当部長の方から説明をいたさせます。

以上です。

議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

議員（22番 桐谷 正義君） 先ほどの質問の中で答弁が抜けている分がありますが、今の答弁の中で、日本では青森市とか横浜市はそれ実施しているということは、今日本国中、談合とか、あるいは官製談合とかいろいろ、随意契約とかいろいろ問題となっているわけですが、そういう状況の中で、この方法を日本で2つの市しか取り入れていないというのは、非常に他が取り入れない理由は何かわかりませんが、非常に問題があるのではないかと。一番問題のあるところは、今のように公共事業が多いところはそう問題ないと思いますが、我が対馬のように公共事業がだんだん減ってくると、赤字を出してでも入れようと業者はするのではないかと。最近、業者が発言していることが、落札するも地獄、とらないも地獄と。非常に苦慮しているという、その原点はどこにあるかと。私も詳しく知りませんが、この最低入札価格判断価格というのが非常に今までより低いのではないかと想定される。これは決まってないので予定価格が事前公表された中で逆算したら何%になるのかというのが大体業者間もパソコン等を持っているから計算をしているのではないかと。今までの一般競争入札よりも非常に落札が下がるのではないかと。そこに入れなければとれないんではないかという思いがあるのではないかとというのが1点と。あるいは、工事の品質確保ができるのかと。今の段階でも手抜き工事を見抜けない、品質管理ができない職員の体制であります。

私は、当然、業者も公共工事のためにおのれが赤字を出して倒産してサービスをするところまでは、なかなかそんな奇抜な人は少ないのではないかという気がして、そういう人も出てこないとも限らない。手抜き工事をするという人も出てこない。その管理が十分なのかどうかという心配を先ほど検査体制は大丈夫なのかというふうに、特にこの2点御質問したわけですが、今の市長の答弁の中で、低入札価格調査制度は2,000万円以上は一般競争入札のあたりの公募で、それ以下の1,000万円までの間は、じゃあ指名競争入札でその方法をとるのかどうか、その辺はちょっと疑問を感じたんですが、今までのやり方で、公募制限付き一般競争入札ということで、業者を公募で行うというのは2,000万円以上なのかどうか、今までのように。その辺はこの制度は設計単価1,000万円以上やるということでありますが、1,000万円から2,000万円までの間は指名競争入札という制度でこれを制度を取り入れるのかどうか。その辺の答弁をよろしくお願いします。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 先ほど私が言ったのは1,000万円以上の工事に適用するものでござ

いますと言っておりますので、ただ桐谷議員さんが今までが一般競争入札が2,000万円以上だという前提のもとにお話をされていると思いますが、当然1,000万円以上ということでもいります。

議長（波田 政和君） 市長、もう一点ありますよ。

市長（松村 良幸君） ちょっと説明させます。

議長（波田 政和君） 総務部長。

総務部長（内田 洋君） 他の自治体等でこの制度を取り入れてやっているのかというようなことではございました。私どもが知っている範囲では青森市と横浜市でやっているということを知り得たことではございます。で、ほかのところではやっているかどうかというのはよくわかりません。

それと、長崎県におきましても24億円以上の事業につきましては、この制度を取り入れてやっている。国についてはすべての事業をこの制度でやっているということではございます。他の自治体についてはよく存じ上げておりません。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

議員（22番 桐谷 正義君） 現実な話をいたしますと、公共工事の対馬市に指名願を出している業者といいますが、私の聞き及んでいるところでは、島内に本店があるところは157社あるそうではございます。それに対馬島内に支店もかまえているところはそれ別に21業者、合計178業者が現在あると、そういう。その中に通常ABCというランクがありまして、Aのランクの業者が大体これ6,000万円以上の工事だろうと思うんですが、40社。Bのランクの業者が2,000万円から6,000万円ぐらいの間、通常になると29社ぐらいある。ほとんどC以下の業者がその他ほかにあるという中で、この低入札価格調査制度を1,000万円以上ということになりますと、AもBもCも、大体Cは500万円から2,000万円の間が基準、それ以下もあると想定されるんですが、その辺の中で非常に指名1,000万円以上はすべて公募による参加者を募るのかどうか、あるいは指名でその中でも制限をするのかどうか、その1,000万円以上の工事に関してはすべて公募による、だれも参加できるということで制限をなくするのか、あるいはそれぞれの工事高でAランクとかBランクとかいう制限つきなのかどうか、その辺を答弁をお願いします。

議長（波田 政和君） 総務部長。

総務部長（内田 洋君） 1,000万円以上の事業に適用いたしますのは、この低入札価格調査制度でございます。で、制限付きの一般競争入札は130万円を超える事業すべてについて適用いたします。ですから、建設事業につきましては指名はないということでありまして、その事業費によりましてランクで制限をしていくというような制限付きの一般競争入札を考えてお

ります。

議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

議員（22番 桐谷 正義君） わかりました。なかなか12時までには何とかやめようと思つて、時間はありますが、頑張っておりますが。

最後になりますが、非常にこの入札制度というのは市側の裁量権を排除されておると。今まで過去に問題があったので、予定価格とか最低制限価格とかというのが職員に、業者に聞かなくていい、そういうことが聞いてもわからんという制度にすべてなっております。その点では私はすばらしい制度だとは思いますが。

ただし、そういう市側の裁量権を廃止したがゆえに、恐らく答弁はありませんでしたが、私の推測するところは、低入札価格調査判断価格が今までの価格より非常に下がっているのではないかとということが危惧されます。これはわかりませんが、どういうふうに計算されるのかわかりませんが、そうなりますと、手抜き工事等も起こるし、せっかく対馬市の社会資本整備のために公共工事を一生懸命仕事をしてある業者も赤字を出してボランティアでやらせるわけにはいかないと。そういう事態が生じないとは限らないと。そういうことが今入札が数件ありますが、どのくらいの金額か、まだ確定してないので発表ないのでわかりませんが、低入札価格調査基準価格よりは低くて、低入札価格調査基準価格から低入札価格調査判断価格の間あたりにおるのではないかとということが想定されるわけですが、決定してないということは非常に下がっておるのではないかと。今後、一応行政がやるように決定したわけですから、その辺をやってみた状況でいろいろな問題が起こると僕は想定しておりますが、起こらないことにこしたことはない、起これば変更することでもやぶさかではないと。間違いはやっぱり問題があれば素直に一旦やったからといって修正をする意思があるのかどうか、その辺はやっぱり英断をすべきだろうと。これは対馬市の中で問題がなければいいですが、この180社近くの業者の別には材料屋とか、あるいは労務者とかいろいろ関係機関が、多数の対馬の人口の数割を占める人がこれに関連している状況にあります。その辺のところ、市長は一応これが最良と思うてやるんでしょうが、問題が生じればその辺のところは業者等の意見もよく冷静に聞いて、謙虚になってやっぱり改めるもはばからずという考え方を持っておられるのかどうかを最後に確認して私の一般質問を終わります。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 基本的には桐谷議員の御指摘のように、これに問題があれば、何でもこれはこれに限らずですけど、改めることにやぶさかではないですが、しかし今回の場合の入札価格というのは、この制度というのは、議会側からもランク別の話やら、いろんな話が出てきております。そういったものをかんがみまして、全国こういったことがないことが起こって、こういう一連の不祥事になったわけですから、これは私どもがそれをしなければいけないということは

よく御承知と思います。よそに先駆けてもですね。たまたま横浜の これは結果的に偶然同じことを考えていることになったんですが、少し違いますけれども、横浜の中田市長のところ、青森の市長のそこ、こういったところが同じような形態。先ほど県も大きい金額についてはそういったことですが、当然こういった趨勢になっていくと思います。

ただ、桐谷議員御指摘のように、最低基準、あるいはそのあたりは最低制限価格とほぼ余り変わらない中で組み込まれておりますから、66%以上でしたか、大体かつての最低制限価格は、大体低価格の調査基準、あるいはそういった判断、基礎価格というのは、そういったところに来ますから。ただ、競争が激しくなれば、どうしても一人でも安くということですから、これは懸念されることもわかりますが、入札制度がいかにあれ、よそよりも安くしないと落ちないんですが、一つしかないんですから、180分の1なるのか、30分の1になるのか、20分の1になるのか、10分の1になるのかは別として、やはり落札をしようとする人は今こういった時代は特に需給という点から、需要と供給という一般論の経済論からしますと、そういう状況下にあるわけですから、勢い、競争が激しくなると低くなるというのは、これはもう経済の原理原則だと思うんですが、そういった中で最低制限価格のところは最低制限価格のところ集中してたということで、しかしそうでないものもあった。それ予定価格に近かったということで、予定価格も事前公表しましょうと。要は裁量権をなくするというのが先ほど桐谷議員が御指摘のように今回の味噌なわけですから、皆さん裁量権をなくすことがいかなものかということが多いから、それが2件しかなかった。青森、あるいは横浜というのは、裁量権はもういいということだからそういうことだと思います。私どもと同じような考えじゃないかなというような気がいたしております。

したがって、今御懸念の部分は、競争が激しくなればなるほど、俗に言う一般的な最低制限価格であるとか、それに変わるような基準価格であるとかというようなことは、その辺に集中をしていくということは、これはもう激しくなればなるほどそうなることはもう必定でございますので、別に制度が変わったからどうだということは、御指摘のように検査制度、あるいはそういったものを十分ちゃんとしとかんとこれは難しいと思いますので、それも遺漏なきようにしているという報告を受けておりますので、冒頭に戻りますが、要はそういった不祥事が起こらないということを前提にそういうことがあったわけですから、こういう問題があれば、またそれなりの制度もまた考えてみなきゃいかんと、こういった気は御指摘のようにしておりますし、やぶさかではありませんことを申し上げて答弁にかえさせていただきます。

議員（22番 桐谷 正義君） やめようと思っておりましたが。

議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

議員（22番 桐谷 正義君） 今の答弁を聞いて少し勘違いがあるのではないかと。僕は裁量

権がなくなったということは非常にすばらしい制度であるけれども、今まで対馬市が持っておった公共事業の最低制限3分の2というのがありますが、ところが実際の最低制限価格というのは、今まで実施された一般競争入札で実施されたのは、予定価格の七十七、八から80数パーセントという、そういう範囲内が基準だったろうと思うんです。

で、今回のこの制度で私が心配しているのは、幾らになるかわかりませんが、この非常に失格するという価格があると。くじを引いてあるわけですが、最悪の場合に低入札価格調査判断価格というのが原価割れを起こすという金額になりはしないのかと。わかりませんよ、私は。なった場合に非常に問題が生じる可能性が高いと。業者も、なら入れんにゃいいじゃないかと言いますと、やっぱり借金してでもすることはせないかんとかいう状況を、いろいろな状況の中では、赤字を出してでもやっぱり従業員を養うためにとるといようなこともないとは限らないわけでありますので、そういう心配のないようにあることを祈るわけでありますが、これは私はその金額が幾らになるか、だれもくじを引いてみなわからんわけですから何とも言えないわけですが、そのことは十分認識をされ、注意深く認識をされて、今後そういう公共工事のために業者がつぶれてしまうようなことがあってはいけないということは考慮すべきだろうと、その辺を市長に十分その辺の認識はよくしておっていただきたいことを要望して終わります。

議長（波田 政和君） これで、22番議員の質問は終わりました。

.....  
議長（波田 政和君） 昼食休憩に入ります。午後は1時10分から再開します。

午後0時07分休憩

.....  
午後1時10分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

次に、8番議員、吉見優子君。

議員（8番 吉見 優子君） こんにちは。お昼ご飯直後の質問ということで眠いでしょうけど、皆さん、どうぞ耳だけ傾けていただきたいと思います。

私、午前中、市長不信任案の賛成者議員だったんですけども、そういう3番議員さんがこういう状態の中では一般質問はできないということでドタキャンされましたけれども、私はそれはそれとして質問させていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

私は、次の2点について質問させていただきます。

環境問題資源保護のためにレジ袋の有料化及び地球温暖化の啓発活動を推進すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2番目に、公衆トイレを水洗トイレに改善すべきだと思います。特に清水ヶ丘グラウンド等、

観光地に関連するところを優先的に改善してほしいと思います。

以上、2点についてお伺いいたします。

地球の温暖化が警告されてから何年たったでしょうか。北極の氷河が溶け、海面の水位が上が  
り、洪水を起こし、森林を伐採したために起こる砂漠化、巨大なハリケーンが発生したり、また  
水温が上昇したりして異常天候に見舞われ、大きな災害をもたらしております。

このような状況は、すべてCO<sub>2</sub>による地球の温暖化が原因とされております。では、私は今  
何をすべきでしょうか。

1月24日の西日本新聞の紙面に「レジ袋有料化の了承」と、大きな見出しとして記事が出て  
おりました。私たち婦人会や食生活改善推進協議会の人たちもレジ袋対策にスタンプ式によるレ  
ジ袋の有料化運動、またマイバッグ運動を五、六年前ぐらいに取り組んだ経緯があり、国の対応  
が遅いとは思いながらも興味深く読みました。

また、その後、3月24日の西日本新聞にも「レジ袋廃止で二酸化炭素排出削減」という見出  
しの中に、レジ袋は年間約300億万枚が消費されており、国民1人当たり300枚使っている  
計算となるということでした。また、このレジ袋を製造するに当たり、約56万キロリットルも  
の原油が必要となるが、レジ袋廃止でCO<sub>2</sub>の排出が削減できるということです。

環境省は、今の国会で容器包装リサイクル法を改正し、レジ袋などの削減を進める方針を決定  
し、2007年度から導入することにしたという記事でしたが、国会が先日16日で終わったよ  
うでございますが、その後どのようなようになったのかわかりません。

また、その一方で、小池百合子環境大臣も風呂敷で包もう環境美化ということを提案され、力  
を入れておられますが、笛吹けど踊らずでは何にもなりません。私たちはこのような現状の中で、  
ごみを出さないという意識を強め、今まで環境問題、資源保護に無関心な人たちが地球の温暖化  
に対して再認識をし、きれいな地球を子々孫々にパトタッチしていく義務があると思います。

そこでお尋ねいたします。この国会でどうなったかわかりませんが、現実に生協や一部の業者  
がレジ袋の有料化を実施しているようですが、対馬市としても有料化を考えてもよいのではない  
かと思いますがいかがでしょうか。

また、小さな努力の積み重ねなどで、一人一人の意識を変えるために環境問題、資源保護など  
の地球温暖化防止活動としての啓発活動を推進すべきだと思いますが、あわせて市長のお考えを  
お伺いいたします。

次に、公衆トイレのくみ取り式トイレについては水洗トイレに改善すべきだと思います。また、  
特に清水ヶ丘公園、また別名清水ヶ丘グラウンドとも言いますが、観光地に関連するところを優  
先的に改善してほしいと思います。

私たちが他の地に旅行したとき、一番気になるのがトイレなんです。また一番印象に残るのも

トイレなんです。対馬市の公衆トイレの数を調べてもらいました。139カ所あります。この内訳は、水洗トイレが47カ所、くみ取り式トイレが92カ所となっております。約3分の1が水洗トイレ、3分の2がくみ取り式トイレです。このような数字から見たら、観光客の方には決してよい印象は残っていないのではないかと思います。

また、当然ながら対馬市民も大いに利用することがあるわけですが、一例を挙げてみますと、清水ヶ丘公園 清水ヶ丘グラウンドですが、観光地でもあります。対馬藩主最後の伯爵、宗武志氏の李王朝最後の王女、徳恵姫との結婚記念碑が建立されており、多くの観光客が来られます。その横にあるのが清水ヶ丘グラウンドです。町の中心地でナイター設備もあり、昼も夜も利用者が多く、17年度の年間使用は603件で、利用者数も1万4,871人、月にして1,240人もの人が利用されております。

このような大勢の人が利用しているところ、場所なのに、トイレの数といえば男性用1箇、女性用1箇のみで、しかもくみ取り式で建物も古く、薄暗く、夏は蚊のたまり場でウジ虫がわき、またすぐ満杯になるそうです。財政難とは思いますが、観光地でもあり、また町の中心地にある市民の運動広場としての利用客が多いことなど考慮していただき、水洗便所にすべきだと思います。利用者数に応じたトイレ施設に改善をすべきだと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 私も複雑な気持ちで聞いているんですが、不信任案の賛成者に名を私も連ねているというお話をお聞きしておりますが、今日は、今はそしたら認めていただいているから質問しているんですね。と思って答弁をさせていただきます。

環境問題資源保護のためにレジ袋の有料化及び啓発活動の推進活動をすべきだと思うがという質問にお答えしたいと思います。

レジ袋の有料化ということで特に特化したお話でございますが、スーパー、コンビニエンスストアで何げなく受け取っているレジ袋は、今あなたがお話になったように、1970年代から登場しているようでございまして、軽くて丈夫なことから、買い物かごなどにとってかわったということも、もう皆さんよく御承知と思います。今では国内で、吉見議員御指摘のように年間約300億枚と言われておりますから、1人当たり直しますと300枚近く使用していると言われております。もちろん子供もおりますけれども、1億2,000万人の中にはですね。まあまあ300枚ということで考えればいいんじゃないかと思っております。

1995年にこの容器包装リサイクル法というのが制定されまして、ペットボトルやガラス瓶など同様に、削減、再利用の対象となっていることも吉見議員御承知と思います。レジ袋は、家

庭から出るプラスチック製容器包装ごみの約1割を占めるというのが大体こういった関心を持った人の常識だと思っております。

環境省の国がどうなっているかわからないがというお話を今聞きましたけども、環境省の中央環境審議会と経済産業省の産業構造審議会は、このほど同法改正に向けた中間取りまとめの中で、有料化を通じて削減すべきだとの方針を打ち出しておりましたが、レジ袋の有料化を法的に義務付けると、憲法が保障します「営業の自由」こういったものに抵触するおそれがあるため見送られたと、このように聞いております。

ただし、一定量以上のレジ袋などの容器包装を利用する大手のスーパーやコンビニエンスストアなどの小売業者に対しましては、削減策の取り組み状況の報告を義務付けた改正容器包装リサイクル法、これが成立をいたしております。

以上のようなことを踏まえまして、対馬市といたしましては、レジ袋の有料化については国の動向を見極めながら、また啓発活動の推進については一般廃棄物処理基本計画の中で基本方針として市民、事業者、市の協働によるごみ減量化、資源化の推進を掲げております。

そして、目標達成の取り組みとして、啓発事業でレジ袋を削減するため、マイバッグキャンペーンを実施をしていく計画であります。これはもうお聞きになっていると思います。具体的な方法といたしまして、市の取り組みなどの情報を迅速かつ正確に広報、あるいは啓発チラシ、ホームページ、あるいは有線放送、ケーブルテレビなどを使って提供をしていきたいと、このように今後のことについては考えております。

また、自治会などと連携を図りまして、地域説明会も実施するなどしまして、市民の皆さんに対し、ごみの減量、リサイクルへの協力等を求めていきたいと考えております。

それから、あと具体的なことは、公衆トイレを水洗トイレに改善をということでございますが、特に清水ヶ丘公園、清水ヶ丘グラウンド等の観光地に関連するところを優先にという御質問にお答えをいたします。

吉見議員さんも長く巖原町の議会におられて、今までこの質問をされたと思いますが、清水ヶ丘グラウンドというのはもうずっと前からできておりますので、あそこの公園か、徳恵姫のものもずっと前からあります。そういう中での今回の質問だと思うんですが、当然旧巖原町でとかなないかなんだことだと思っておりますけど、それができてないということでしょうけども、公衆トイレにつきましては、対馬市全体で浄化槽設置トイレが今32カ所調べましたらございます。簡易水洗トイレが33カ所です。そしてくみ取り式トイレがまだ16カ所の計81カ所調べたらありました。それで観光施設のトイレにつきましては、ほとんどが浄化槽、または簡易水洗トイレとなっておりますが、清水ヶ丘だけはなぜかそうじゃないようであります。

また、くみ取り式トイレのほとんどは海水浴場、あるいは公園等に設置しているトイレがほと

んどのようです。それで、清掃等の委託先は地区の区長さんとかシルバー人材センター、あるいは個人及び振興公社等になっているようでございます。

今回御質問の清水ヶ丘多目的広場のことになろうかと思いますが、通称清水ヶ丘公園というんですか、そこに設置しております公衆トイレについては、平成3年3月に公園整備事業の附帯施設として建設されたことを聞いております。RC、擬木造、構造の建築面積が6.5平方 約2坪でございますが、規模は小便器が2基、大便器1基と便槽は5人槽、約800リッターというこのくみ取り式の小規模なトイレが現在あるということです。

で、現在の管理状況を申し上げますと、清掃業務についてはシルバー人材センターへ委託をしまして、週2回の清掃を行っているようでございます。くみ取りにつきましては市教委で予算を計上し、蔵原生涯学習センターが業者に依頼をいたしまして実施している状況ということになっております。

今後は、本施設の詳細な状況調査を行いまして、緊急に改善を要する施設については、他施設との整合性も考慮しながら関係部局と調整を図って検討してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議長（波田 政和君） 8番議員、吉見優子君。

議員（8番 吉見 優子君） 私が 。この国会ではなかったということで残念ですけど、いろいろ営利に係る問題が出てきて難しいんではないかと思っております。

そういう中で、マイバッグ運動、いろいろ市の方でも取り組みがされるということをお伺いしましたので安心しました。

で、私が今までちょっと体験しましたことで、簡易包装の関係なんですけど、私の方で法事をしたときに、品物を何にしようとか考えた上で、簡易包装にしようということをお考えまして、相手に失礼にならないように見出しに御理解をということを書きまして、環境問題、資源問題に配慮して簡易包装とさせていただきますという一筆を入れまして包装をして皆さんにしました。私は、そういう意味では御理解いただいたものじゃないかなと私は思っております。そしてまた、こういう過剰包装になりますと、中身よりも本当に包装分が、包装の紙とか箱類なんかが多いんで、ごみの処理にまた大変なんです。結局、自分たちがこういうことによって、またCO<sub>2</sub>を増やして、またごみ袋がいるし、すべてそんなふうなもう悪循環だと思っておりますが、そしてまた、私昨日、一昨日と1泊2日で実家の方に帰ったんですが、そのときにお土産を持っていくときに風呂敷に包んで持って帰りました。そして帰ってくるときもまた、こちらの方のおみやげに風呂敷に包んできたんですが、何も小池大臣が言われたのを意識したわけじゃないんですけども、たまたま風呂敷持っていった関係でそれを利用したら、本当にずっしりして、普通のレジ袋

やら紙袋は破れることとかいろいろ心配しながら抱えるんですが、この風呂敷だったら、本当にそういうことが懸念されなく、安心して持つて歩くことができました。

で、私は、地球の温暖化防止とはということで、何も肩を張って身構えしてするものではないと思っているんですよ。私は地球温暖化防止イコール節約だと私は思っているんですね。もう電気、テレビのつけっぱなしとか、水道の出っぱなしですとか、冷暖房のつけっぱなしとか、また自動車のエンジンのかけっぱなし、いろいろあると思うんですね。これは何もかしまってすべきものじゃなくして、自然の中でこの温暖化防止の活動ができると思っています。

そういう意味からして、私だけが自分だけ一人がしたってどうにもならないと皆さん思われませんが、私一人一人がそう家庭の中で、何もない日常生活の中ですること自体がこの防止活動になるわけですから、一つ一つの大きな力が結集して大きな力となると思っております。そしてまた、家庭の外では今私も言いましたように簡易包装のことを普及させるとか、そういうことも一つの方法かと思っております。

で、そういうところでひとつ市長にお尋ねしますが、今クールビズが叫ばれております。我が市でもそういうことをお考えになってあるんでしょうか、ひとつお伺いいたします。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） クールビズの問題は時代の趨勢でありまして、全国企業も役所も、それに準じて各家庭でも、あるいはレセプション等でもそういったことが盛んになりつつあることは喜ばしいことだと思っておりますので、対馬市といたしましても、できるだけそういうことには考慮しながら、余り代替的なことがない限りにおいては、事務所の仕事場というのはそういったことで進めていければいいんじゃないかなと思っております。

で、吉見議員が御指摘のように、まさに今地球温暖化というのは、そんなことは我々がしてもどうしようもないよということがやっぱり多いわけですが、これは御指摘のように、一人一人がそのことになることによって地球温暖化、いろんな問題が出ていることは、恐らく水温もどんどん今高くなっております。南方でとれる魚が対馬あたりでもとれるようになっております。恐らくあと50年もすれば、水位が恐らく50センチは上がるんじゃないでしょうか。そうすると、今の岸壁なんかも果たしてそれでいいんだろうかということも出てくる可能性は今いろいろささやかれております。

いずれにいたしましても、地球温暖化というのは今国の環境問題としての第1位を占めているわけございまして。京都議定書について京都で会議がありました。アメリカ、中国がああいったふうになっておりますけども、これまで外務省の次官をして、この3月にお辞めになった、竹内次官ともいろいろお話をいたしました。この京都議定書がいかに大事かということは、私ども一人一人が認識をしていかないかんわけですが、そういった点では対馬の場合は山が89%、

90%に近い木や森があるというのは、この708平方キロの面積の中というのは、これは九州でも2番目に大きい面積を持つ市です。大分県の佐伯市に次いで2番目だと思っております。そういう中で、これだけの市の90%を占める森林というのは全国どこにもないわけですから、韓国に50キロということと、この酸素供給量がそういう点で一番日本で多い地域が対馬だということもこれはそういった点から特化していいことだと思っております。

そういう中で、今CDM クリーン・デベロップ・メカニズム、京都議定書のね、酸素を売る時代が来ますから、あと四、五十年もすると、対馬の酸素は売れると思います。そうすると木1本当たりに対して幾らという国の助成も出てくる可能性も十分あります。そういった点では、あなたが言われるCO、CO<sub>2</sub>、この一酸化炭素、二酸化炭素、この地球温暖化というのは、私ども身近な問題から入っていくということは、もう十分可能なことですから、私は森林所有者の皆さんというのは、そういう点でもいろんな今から地球温暖化に対しての酸素供給量の一番多い島ということで、交付税等もそういったことで交付税も基準財政需要額の決定に当たる測定単位基準の積み上げ、そういった中にもこういったものは酸素供給はどうかということでも全体の一般を占めていきますから、国のですね。これは大いに議論をすべきことだと思っております。

余りいろいろ長く時間をとりますと何ですから、これぐらいでやめさせていただきますが、そういう状況下の中で今、今宮原議員が力を結集してとおっしゃったように、まさにそういうことだと思しますので、どうか英知を集めて、今本当に悲鳴が上がっております。事業所も漁業者も農業者も林業者も本当に今悲鳴が上がっています。そういう中ですから、どうかひとつ私の足りん点はよくわかりますし、皆さんが気に入らないこともよくわかりますが、私も瞬間湯沸かし器で、すぐわあわあ言いまして、先ほどもどなたかから怒られましたから、気をつけないかなと思っておりますが、やっぱり英知を集め、力を結集して、この難局を乗り切らないかんと思っておりますので、何も私を中心にしなくてもいいわけですが、常にそういう気持ちでお互い切磋琢磨しながら、いい対馬の元気づくりを目指していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いたいと思っております。

以上です。

議長（波田 政和君） 8番。

議員（8番 吉見 優子君） クールビズの関係でお尋ねします。

常識のある範囲内で云々と言われましたが、今ここは冷房がきき過ぎて、調整ができないということで仕方がないんですけれども、やはり市長である市長の方から、そういう奨励されるようなことをきちっと決められて職員に周知されない限り、職員の方はなかなか範囲内ということではできないと思しますので、そこ辺は周知をしていただければ、そしてまた庁舎内にも一般市民の方にわかるように軽装にて仕事をさせていただきますというか適当な文書を考えていただいて、

されたら御理解いただけるものじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、今さっきも言いましたように、地球温暖化イコール節約というのは一石二鳥で、そういう活動もできるし節約もできるということで、ぜひともこれは奨励していただきたいと思ひます。

で、私たち女性団体も今まで、前にも申しましたが、レジ袋の不要とする活動をしてきましたけれども、残念ながら各団体それぞれがしても限界がありますので、どうか行政側の指導のもとで、徹底した改善をしていただきたいと思ひます。

そういう意味で、私の質問であります基本的なもの、啓発活動の推進ということなんですが、それはそれで、もう一度よかったらお願ひいたします。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） クールビズと節約ということに関しては、皆さん役所に来られたらおわかりのように、昼はもう電気真っ暗ですし、不景気で財政難の中に、役所に入った途端に暗くなるという人もおられますけれども、昼は全く便所も暗い中でやっています、消灯いたしております。クールビズも去年から始めて、その周知もしております。

その点については、具体的には総務部長の方から話をさせますので、議長、よろしくお願ひします。

議長（波田 政和君） 総務部長。

総務部長（内田 洋君） クールビズにつきましては、去年から話題になった分がございまして、去年の今ごろですか、職員全部に通知をいたしまして、そのようにやっております。

ただ、外からのお客様等に対して失礼にならない範囲というようなこととなりますと非常に難しいところもありますので、どうしても私どもはネクタイをしておかないといけないというようなことも考えております。

ですから、国会なんかを見ておきますと、総理を初め、すべてということもありますけども、まだその辺で徹底はしてないと言えれば徹底してない部分もございしますが、それは個人個人でもいいのではないかなというふうに私は考えております。

議長（波田 政和君） 8番議員、吉見優子君。

議員（8番 吉見 優子君） また質問しますけど、やっぱり個人個人では行政もできませんよ。そこ辺はやっぱり基本的なことをされて周知していただきたい、できればそういうことの方が職員さんたち皆さんが安心してされるんじゃないか。やっぱり窮屈そうにしてありますもんね。それで汗もやっぱり出されております。そういう現状を見ますので、やはりそういう中ではきちっとした見解を出してもらった方がいいんじゃないかと思ひますので、また考えてくれませんか。いいでしょうか。

議長（波田 政和君） 総務部長。

総務部長（内田 洋君） そういうふうにしてくださいという見解は示しております、職員にはですね。ただ、そうじゃない場合も考えられますよということでございます。

議長（波田 政和君） 8番議員、吉見優子君。

議員（8番 吉見 優子君） では環境問題はそれだけにいたしまして、次にトイレの関係なんですが、この清水ヶ丘は、利用者が本当今さっきも言いましたように、すごく多いわけなんです。昼間は老人の方やら小中学校、土日は使用しておりますし、また夜はナイターで練習や対抗試合いろいろとなさっております。ぜひともこの改善してほしいと思いますが、何人の方からも行政の方をお願いしているんですがということをよく私の方に言ってこられますので、それも含めましてお願いいたします。そして、役所から近いわけですから、理事者側の方もちょっとこれを見ていただける、本当に悪いんですよ、ぜひともそこ辺の改善をお願いしたいと思います。

それから、今市長さんの方で簡易トイレの種類として合併浄化槽、簡易水洗、くみ取り方式3種類に分かれて言われましたけれども、私も公衆トイレの数、観光に関するトイレの数は把握しておりませんが、観光商工部の方でそちらの方もよく調べられまして、優先的な順序をつけられて、一つずつでも改善をしていただきたいと思います。別に答弁は要りませんが、これで私は一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（波田 政和君） これで8番議員の質問は終わりました。

次に、2番、永留邦次君から一般質問の取り下げがありましたので、本日の一般質問は以上で終了します。

議長（波田 政和君） あすは定刻より一般質問を続行いたします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

なお、議員各位におかれましては、10分休憩後に全協をここで開きたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

午後1時41分散会

平成18年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第5日)

平成18年6月20日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成18年6月20日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

1番 小西 明範君	2番 永留 邦次君
7番 初村 久藏君	8番 吉見 優子君
9番 糸瀬 一彦君	10番 桐谷 徹君
11番 宮原 五男君	12番 大浦 孝司君
13番 小川 廣康君	14番 大部 初幸君
15番 兵頭 榮君	16番 上野洋次郎君
17番 作元 義文君	18番 黒岩 美俊君
19番 島居 邦嗣君	20番 武本 哲勇君
21番 中原 康博君	22番 桐谷 正義君
24番 扇 作工門君	25番 畑島 孝吉君
26番 波田 政和君	

欠席議員(5名)

3番 小宮 教義君	4番 阿比留光雄君
5番 三山 幸男君	6番 小宮 政利君
23番 平間 利光君	

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長                    大浦 義光君      次長                    永留 徳光君  
 参事兼課長補佐 豊田 充君      副参事兼係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	松村 良幸君
助役 .....	永尾一二三君
総務部長 .....	内田 洋君
総務部次長（総務課長） .....	斉藤 勝行君
政策部長 .....	松原 敬行君
市民生活部長 .....	山田 幸男君
福祉部長 .....	勝見 末利君
保健部長 .....	阿比留輝雄君
産業交流部長 .....	中島 均君
建設部長 .....	清水 達明君
水道局長 .....	齋藤 清榮君
教育長 .....	米田 幸人君
教育次長 .....	日高 一夫君
巖原支所長 .....	木寺 和福君
美津島支所長 .....	松村 善彦君
豊玉支所長 .....	松井 雅美君
峰支所長 .....	阿比留博幸君
上県支所長 .....	山本 輝昭君
上対馬支所長 .....	梅野 茂希君
消防長 .....	阿比留仁志君
監査委員事務局長 .....	阿比留博文君
農業委員会事務局長 .....	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開議

議長（波田 政和君） おはようございます。報告します。次の方より欠席の届け出があります。3番、小宮教義君、23番、平間利光君、4番、阿比留光雄君、5番、三山幸男君、6番、小宮政利君、それと遅刻の届け出もっております。22番、桐谷正義君、15番、兵頭榮君、7番、初村久藏君でございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

### 日程第1 ． 市政一般質問

議長（波田 政和君） 日程第1、昨日に引き続き市政一般質問を行います。

本日の登壇は2名であります。12番、大浦孝司君。

議員（12番 大浦 孝司君） それでは、通告に従いまして市政一般に対する質問を行います。

質問事項は、対馬の林業振興について市長に御意見を伺いたいと存じます。

平成10年3月27日付の上県郡森林組合及び下県郡森林組合の合併による覚書によりますと、これから人工造林の主伐期を迎えるに当たり、島外への積み出し港を視野に入れた木材流通等関連事業施設の整備については、対馬の中央部の最も適当な位置に建設すると明記されております。

さらに、平成17年に作成された対馬森林組合発行の加工流通施設整備計画と峰港利用計画に関する取り組みによりますと、現在建設中であります峰町志多賀鹿の浦の峰港湾を木材の島外積み出し港とし、その背後地を木材加工流通関連施設の整備を図ることとし、平成20年度には導入の実施を図るという目標を立て、財政難の折、遅くとも平成22年までには完了したいとの内容であります。また、対馬市発行の第1次総合計画にも同様な内容が記載されております。

ところで、現在整備が進められている峰港湾改修工事でございますが、県営事業として平成10年度より着工に当たり、今年度で完了する予定となっております。これに要した経費は28億円が投じられ、積み出し港の接岸部は100メートルの延長でマイナス5.5メートルの水深、3,000トンクラスの貨物船が着岸できる規模とのことであります。

ここで、問題となると思われることが1点ございます。同港の地形は、外洋からも直接波を受ける厳しい環境にもかかわらず、沖側の防波堤の整備はございません。東方向からの強風が吹けば、積荷作業は困難というより危険な状況になることが、私素人ながらも判断するものでございます。

なぜ、このような計画であるのか県当局に伺ったところ、旧峰町時代の計画では沖側の防波堤の整備も予定にあった。しかし巨額の経費を要し、費用対効果の面から断念したとのことであります。しかし、木材の積み出し港以外の活用を真剣に考え、経済効果をクリアすることを引き出し、最終的には沖防波堤の建設を進めることが最も重要なことだと思います。

その一つとして、対馬中部地区のジェット・ホイルの寄港地として、このこと的位置づけは考えられないでしょうか。この厳しい港湾の現実を、市の担当課あるいは理事者として将来の構想をどのように考えられておられるのかお尋ねをいたします。

次は、さきに申し述べました背後地の件でございますが、これは市の直営により峰港関連施設整備工事が進められ、総事業費4億4,000万円を投じ、2万8,000平方メートルの広大な

敷地ができる見込みで、本年度完了予定となっております。

これらの土地の利用目的は、多目的資材置き場1万5,000平方メートルの決定はされておりますが、木材加工の拠点施設等の日付は今のところ未定となっているようであります。

今後、問題になるであろう木材加工施設の整備とその運用計画についてお尋ねをいたします。

これらの大型プロジェクトは、対馬流域森林林業活性センターが最終的な事業の決定を行うものと思われませんが、このことについて平成17年にその作業部会が自立した整備計画にさらに検討をし直し、本年度最終案を決定することのようでございますが、いずれにせよ製材施設、乾燥施設、プレカット施設、その他の加工施設を導入しなければならないところであります。

予測される事業負担はどのようになるのか、実施見込みから完成年度について、また施設の活用後島内の木材の自給率、そして島外への搬出量の内訳、あるいは販売売り上げ見込み、最後に、これを運用する事業主体の方向性について、できれば現在の段階でも結構ですが伺いたいと存じます。

終わりに、対馬島は森林面積が89%を占め、そのうち38%が人工造林であります。国有林を除くと、民有林1万9,600ヘクタール、公社造林5,170ヘクタール、その他2,200ヘクタールが存在しており、伐期を迎える今日、木材価格の低迷により思うとおりに計画樹立が困難なことは理解しているところでありますが、これだけの広大な森林資源を生かすか否かは対馬の浮揚の大きいかかわることは言うまでもございません。

このように重要な時期を迎え、今回の大型プロジェクトの取り組みについては綿密な計画とスケールの大きい方向性を確立させるよう、関係機関の御奮闘を祈るとともに、事業の成功を大いに期待するものであります。

以上です。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 12番、大浦議員の質問に昨日の認識に立ちまして同じ形で答弁をしたいと思います。

対馬市は、御指摘のように森林面積が6万3,000ヘクタール、森林率が89%という、先ほど御指摘のとおり森林の島であることはもう私が申し上げるまでもありません。森林の資源は、御指摘のように重要な経済資源でありまして、かつまた、観光資源でもあります。

御承知のように、京都議定書でのメカニズムが示すように、酸素の売り買いがされる時代がもう間もなくすると参ろうかと思えます。そういった中で、対馬の果たす役割、対馬の経済効果にとつてのこの森林面積の89%というのは非常に大きなものになるかと思えます。

今、CDM、クリーン・デベロップメント・メカニズムですが、今中国で各企業がCDMの売り買いをめぐって大変活発な動きがっております。CO<sub>2</sub>が国の中での達成率、非達成率の売

り買いであります。

そういう中で、対馬もこの708平方キロでしたか、その面積の中での89%では御指摘のとおり、日本の中でも有数の酸素供給量が一番多い市ではないかと思っております。

したがって、そういう背景の中での森林の有効活用と適正管理の推進てのは今後の対馬の、先ほど言いました社会経済の活性化のためには不可欠と考えられるものでありますし、そのようにまたとらえております。

森林の、その中で92%が民有林であることももう御承知のとおりだと思います。人工林率が34%にとどまるわけではありますが、人工林の38%が伐採可能林齢て言いますか、伐期が来ておるといふこととございます。

今後、森林資源の活用によって林業従事者等の取得の増大と木材産業の振興を図りながら、経済の活性化に寄与するためには粗材生産、あるいは担い手の育成とともにこの生産加工、流通体制の整備が重要緊急な課題であることは今も御指摘の中にあつたとおりであります。

大浦議員質問の木材加工施設の整備計画につきましては、これは対馬流域森林林業活性化センターに作業部会、加工専門部会を設置いたしまして、対馬における木材加工流通施設の整備についての検討が行なわれております。

これは、旧6町時代、もう10数年前からこの流域のこのセンター構想についてはあつたんですが、なかなか施設はつくってもつくただけでぺんぺん草生えたらいかんじゃないかといふこととあります。

したがって、流通センターつくる場合に、必ず本土の大手の流通が入ることが必須条件じゃないかといふ提言をしながらずっと続いてきたわけですが、新市になりましてまたその延長線上で、今言いました林業活性化、この対馬の流域森林林業活性化センターに作業部会、加工専門部会、あるいは対馬における木材加工、流通施設の整備という検討が行われている現況であります。

主な検討内容といたしましては、素材生産量の見通し、それから対馬材の島外出荷、生産加工施設の導入についての今検討がなされておるようであります。島内の自給計画、あるいは島外の輸出計画につきましては、平成20年度における粗材生産見込み量が2万2,200立米をもとにしまして、今後既存の製材工場との調整を図りながら対馬流域木材加工流通施設整備プロジェクトチームというもので、島内需要の拡大あるいは島外販路の開拓等につきましての検討がなされております。対馬材の生産流通計画の方向が、そういった中で検討がされるということとあります。

また、素材製品等の島外出荷につきましては、先ほどの峰港湾を島外出荷の拠点施設として活用していく方向で、対馬流域森林林業活性化センターの基本方針として決定がされておりますので、今後生産加工施設の導入等につきましては、対馬の資源量に見合った木材加工流通施設の整

備に向けて、今各専門部会での組織、事業の内容等について検討を行っております。平成20年度導入をめどといたしまして、平成22年度までには施設整備が必要との方針が立っておりまして、関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

次に、また仔細については担当部長の方から話をさせます。峰港の港湾整備につきましては、県が平成10年度より全体事業費約28億円で北防波堤、いわゆる長さが100メートル、水深がマイナス5.5メートル岸壁で、この岸壁も100メートルですね。護岸224メートル、これは148プラス76メートルでございますが、国道までの取り付け道路が長さが550メートルを平成18年度において、本年度で完成予定であります。

対馬市は、その背後に平成16年度より多目的資材置き場、多目的広場として活用するための敷地造成2万8,000平方メートルを行っておりまして、平成18年度において敷地造成が完了していくと。そして、背後地に道路、それから水路の一部を施工する予定であります。

残事業といたしまして、道路、それから水路、多目的広場の整備がございまして、残事業費として約2億円程度必要でございますが、財政事情の厳しい中、港湾整備が完成をしていくというのは平成20年度以降になる予定とこのように認識賜ればと思っております。

港湾の、峰港のこの岸壁利用につきましては、調査結果によりますと泊地において港内波高が基準となる0.5メートル以上、港内の波高ですね、0.5メートル以上となる日は調査の結果では年間でわずか14日しかないという報告がなされております。そういった点で、支障は余りないんじゃないかということを考えております。

現在ある北防波堤を仮に、現在ある北防波堤ですね、これを100メートル延長したといたしまして、200メートルにしましても港内波高が基準となる0.5メートル以上となる日は大体年間で9日ということになるわけですので、大きな効果が得られないため外防波堤の整備は現在考えていないということになります。

最後に、近い将来峰港、対馬中部地区のジェット・ホイルの寄港地としての活用は考えられないかということもありますが、議員の住民サービスのお考えは私も理解はいたしますが、市で実施しなければならないターミナル等の整備、あるいは県施設である港湾の改良整備、それから代理店等の整備をしなければならない九州郵船等々数多くの課題があるようであります。

近い将来での活用は非常に難しいとその点は思われますが、将来にわたっては検討事項になるうかと思っております。御理解を賜りたいと思っております。それだけだったのかな、ですね。ほいじゃ、あとはまた聞きます。

議長（波田 政和君） 12番。

議員（12番 大浦 孝司君） 林業の、1番ですね、私もここ非常に調べていったら、今一番価格が安い時期に来ておりますね、この10年がピークでございまして、非常に事業を踏み切る

というのが難しいちゅう裏づけをしっかりと把握したわけですが、しかし先ほども言いますように、莫大な植林をしておる対馬の現実の中で、これを長期に見ていってどう有利に売っていくかということが今からのお互いの課題ですが、そのことは今市長の説明の中で専門的な作業部会が進めておると、その中で年次計画をつくるというふうなことは私も林業部から聞いております。

そのことは、後でまた担当部長にも伺いますが、今市長の答弁の中で防波堤の、私も見に2回ほど、2年前に1回と最近行きました、確かに今の話では年間14日しか接岸の延べ日数がないと、非常に寂しい限りだなと、28億の巨費を投じもっと中部地区の将来を考えた場合、この港を中心として大きな構想が生まれえないものかなという観点から、まずは一つはジェット・ホイルの可能性を持ち出したわけです。

これは、島内の峰の方の御意見ですが、自分たちはジェット・ホイルに乗るためには巖原まで下りよると、ここに港があれば都合がいいかなという思いがございませう。問題は、外防波堤をつくらないと東風が吹けば相当湾内はもてないだろうというふうなことからこのことを申したわけですが、私はこの一般質問がきょうに終わるんじゃないかとこれはこの議会、26名あるいは市役所の職員、特に中部地区の振興を思う方についてはここに一つの立案と言いますか何かないかなと。

例えば市長、そのバイオマスの実験工場の誘致の土地の問題、この背後地にこのことができないうか、検討できないか、このことについて市長、1点ですがお考えを聞かせてもらいたいと思います。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） まず、後段の前に前段の御質疑の中で14日しか使えないというのは寂しい限りだということで、それは逆でございませうね。私の言い方が悪かったかもわかりませんが、港内波高が基準となる0.5メートル以上となる日は年間でわずか14日ということです。それ以外は使えるということですね。だから、14日しか使えていないことじゃないんで、その点は私の説明の仕方が悪かったのかなとも思ってるんですがそういう意味であります。

したがって、今の沖防波堤に100メートルを延ばして200メートルにいたしましても、港内波高が基準となる0.5メートル以上となる日は年間で9日ですということですからね。100メートル延ばしても、9日間はちょっと0.5メートル以上なるから使用が難しいということ。

それから、今のままでは14日、0.5メートル以上というこの港内の波高が、基準となるですよ、だからそれ以外は使えるということだから、したがって今沖防波堤は今現在、県にしましても私どもにしましても、県営工事とはいいながら財政難の折にいかがなものかということのことですから、逆にとってください。

それから、バイオマスの今、バイオマスタウン構想必要であればまた担当課長に説明、担当課長がすると思いますが、ご承知のような1バーレル70ドルに迫ろうか、超えようかというそういう状況下の原油の中で、今ガソリンにかわるエネルギー源としての、特にこのエタノールあるいはメタンガスの分、そういったものが非常に脚光浴びる、水素はもちろんそうですが、水素にはコストがかかり過ぎることで、御承知のとおりブラジルでは自動車の燃料が80%すべて含めましてエタノールで動いております。アメリカも10%、つい最近日本の方も5%から10%に法改正になるんじゃないかと思ひます。

そういう中で、今エタノールが脚光を浴びております。日本では、今沖縄の方でトウモロコシからエタノールをていうことで、もう既にガソリンスタンド等もできまして実験稼動に入っております。

そういう中で、今国がバイオマスのこのエタノールということでの実験プラントと言ひましようか、恐らく来年決まていくであろうと思ひますが、今十六、七カ所全国市町村で手を挙げてると思ひます。情報取ったところがやてるんですが、そういう中で来年度決定するのが3カ所から4カ所だと思ひます。約10億ぐらひの実験プラントじゃないかと思ひます。

これを、50人ぐらひの雇用になろうかと思ひますが、40人から50人ていうことでござひますが、今これに企画の方でバイオマスタウン構想を、それから、あとはこのことにつまましては具体的には部長の方から説明させますが、そういう中で対馬の場合には木材ですね、例えは間伐材も含めまして風倒木もたくさんあるようですが、まだ、それから原木の切り端であるとか、要はその防腐剤なんかのそういう物が注入がなてなかつたらいいわけござひますので、大体日量15トンぐらひの物が必要じゃないかなと今検討されておるとこであります。

そういうことで、近い将来そういうその峰港そういうものがこの造成地の中できんかということですが、これはまだ特定はできませんけどもいろんな可能性を何カ所かしていかないかと思ひております。

それから、近い将来峰港をジェット・ホイルの寄港地としてということですが、これはやっぱり非常に難しいですね。今、ホテルの方も非公式なことだからまだ言える状況じゃないんですが、九州JRといろいろなところからいろんなものがあててるんですが、とにかくどちらでも早い方がいいよということて今進めてるんですけども、そういう中で、そうですね北部のこれをどうするかということなんですが、今原油高ていうことで九州商船を初め私どもの九州、航路してて九州郵船をこれも含めて、今燃料高で減便とかあるいは船便の値上げがあてております。そういう中で、上の航路につつましてもいろんな検討がどうもなされてるようてござひまして、それはもう大変なことだなあということて認識をいたしております。

そういう中でも、ということて今、そうですねフェリーにいたしましても10人15人じゃ採

算が取れないことも事実ですし、仮に峰に寄港したときに上対馬からの巖原までの間の時間が寄港することでどれだけ差が出てくるのか、それでも時間がかかるということにもってきてそういったこともありますし、それだけの需要が見込めるかということもあるようです。

峰から比田勝まで、だから峰から巖原まで、こういった時間的なものとかいろいろなものがあるわけですが、一番便利なことはどこにでも何でもあったらいいわけですが、残念ながら経済の原理原則というのがありますもんですからね、そういう中で調整調和を図りながら私どもの市民の皆さんのニーズ、需要、そういったものが経済の原理原則の中でどうとらえられていくのか、そのとこまで波長が合っていくのか、こういうことがこれからの問題だろうと思いますので、一応代理店等の整備等と営業面のことを考えますというんな問題点がたくさんあるようでもありますので、一応検討課題としてのお話はお聞きしておきたいと思います。

以上です。

議長（波田 政和君） 12番。

議員（12番 大浦 孝司君） 支庁の港湾担当の班長さんが、今のところ県は防波堤の整備は計画にないが地元の活用、利用内容によってそれを受けないことはない、今からそういうふうなことを当然申請してこられれば、内容次第で検討するのもあるというふうな回答を得ていますので、ひとついろいろな経済のいわゆる浮揚のために、その港が活用できるような方向でそれぞれいい案を私は出していきたいと皆様をお願いをしたいと思います。

それと、市長にちょっと伺いますが、この林業の最終的なトップの集団が対馬流域森林林業活性化センター、この構成が県の地方局長、森林組合長、島内の木材組合代表上下2名、林業懇話会、林業公社、そして市長と、7名の構成により活性化センターというふうな名称のもとに最終的な立案の判断を下すというふうに理解してもいいかと思いますが、平成17年にこの作業部会がとりあえず峰港、志多賀に最終的には製材所、製材施設、乾燥施設、プレカット、そしてその他の加工施設を約10億の、おおむねですね10億に係る事業費を積算し計画をつくりましたけども、これが見直しというふうに私は聞いております。

そのときにおられた内容を、私は十分聞き取りに行きましたけども、再検討再検討ということで、中身に余り触れて把握はできませんでしたが、市長はこの中におられて審議された一番のポイントと言いますが、なぜそのやり直しとして突っ返したのか、この辺の内容をもしわかればひとつお教え願いたいと思いますが。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） これは、旧6町時代からも一緒なんですけども、問題は加工施設、これはもうこのことに限らずなんですけども、流通面のことが後から考え、とりあえずその施設をつくれというので私どもがクレームつけてるのはそこなんですけども、先ほど回答でいろいろそれぞれ専門

的にやって、その結果今言われたような形で最終どうだろうということが出てくるわけですが、施設ができた、もちろん新林構等での国の補助金等での、県も加えまして市の負担もいたしましての施設ですが、「つくったわ売れなんだわ」ではこれはもう全くどうしようもなくなってペンペン草生えるわけですね。

それで、なぜこのセンターの中に流通が入れないのかと、流通が入らないセンターというのはもう先が見えてるじゃないかと、ましてプレカット加工にいたしましても乾燥施設にしましてもねもう簡単にできませんし、これはもう桐谷議員あたりが一番詳しいと思いますが、この前も話も聞きました。ほかからもいろいろ聞きましたけど、とにかく対馬の建築業、大工さん方がなぜ対馬材を使わんのか、これ不思議でかなわないわけですね。

聞きますと、やっぱり島外からの方が2割安いんですね。もうこれじゃねえということなんです。ここに、どこに問題があるのかということなんですけど、そうすると対馬材いくら使えと言って100万や150万の助成出してもこれ使えるはずがないですね。だから、そういった形でいろんな方面での、みぞえ住宅を初めあそこは800億、1,000億ぐらいやってるんですかね、いろんなもの合わせますと。そこの社長さんとも会ったんですけども、やっぱり非常に難しいようですね。

だから、いろんなその流通の専門家のところ、実際やってあるところ、あるいはいろいろ考えましても、とにかく流通の担保がある程度できない限りこれつくってどうなるのと、やってみたらできませんでしたということではできんじゃないですかということが一つ。

それから、現在の木材加工業者の人がやっぱり一緒になってやる、理解を示す、別々とは言いながらもコンセンサスを示しながらそれぞれの中でセンターと木材のその分業ができる、あるいは製材所とのですね、そういうものが、まだコンセンサスが取れないという状況の中でセンターの検討が繰り返されてるという現況だと私は認識をいたしております。それぐらいでいいですか。議長（波田 政和君） 12番。

議員（12番 大浦 孝司君） 林業部の頭を痛めておるのは、運営の組織体がいまだかつてしっくりとれておらないという、話し合いがですね、煮詰まっておらないと。森林組合が中心になるというふうなことでいけないというふうなことですけど、いずれこれはまとめ上げないかんといいうなことになるかと思いますが、それに時間を要しておるということで、流通の大きい一つの具体的な処理についてまだ十分自信がないということだろうかと思うんですが、次に今のことにも触れないかんわけですが、財政上のことをちょっと確認をとつきたいと思います。

17年度に整備計画策定して、さらに18年度これを見直し、本年度実施計画に近い姿を必ず出すということを林業課の課長が申しておりました。それで、19年度には予算要求ができる段階まで事を進めるんだというふうな意気込みで申されていました。

おおむね国の補助事業をこれには取り入れ、おおむね50%近い助成等があるかと思いますが、これを実施した場合最終的な事業費の詰めがまだあってませんというふうなことでありますけども、おおむね17年につくり上げた10億の事業費と仮に想定した場合、県の持ち分、市の持ち分が果たして今の財政状況でついていけるのかどうか。これは、感触でいいと思います。そのことを非常に心配しておられました。そこら、今言えないこともございましょうが、おおむねのことを財政当局でも結構です。市長からでも結構ですが、その感触を一つお話ししていただきたい。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 財源に入る前の問題がクリアされないといけませんので、結局運営見通しが立つということが前提ですから、それがない限り計画はあってもそう簡単に着工とはいかないと思っております。

そういったものができたら、それなりに国の補助金あるいは有利な起債、交付税算定の伴う起債であるとかいうものを網羅いたしまして、できるだけ最小の投資で最大の目的の効果が得られるような投資の財源も生み出さなければならないと思っておりますが、御承知のように今やっとおかげで皆さんの御努力、いろんな不平不満を全国、全国て言うよりも全島のまさに津々浦々に何だ何だということで皆さんからおしかりをいただいておりますが、痛みを分かち合ってください言いながらやってきた中で、やっとな財源も何とかこれでいけるなという今緒についた状況であります。

だから、あと3年間待ってくださいということで、基金ゼロで予算が組めるような状況、そういうところに来つつある中でこの前申しあげましたような、ちょっと汚泥センターのああいうことですが、これでまた5,000万1億かかるんだろうか、これも、この引き出しも大変だなと思うんですが、そういう中で財政の厳しさというのは今御指摘のとおりですが、これはこれなりにそういう将来の見通しができればこういったことも将来計画の中に入ってるわけですから、基本構想、基本計画の中での事業としての位置づけもできておりますので、そういう見通しが立てば何とかやりくりはできないことはないと思っております。

今現在、おかげさまで基金の取り崩したものをまた積み戻しをしてるのをいろいろ全部合わせますと15億9,000万円ぐらいかな、それぐらいのものが今基金、また戻しができております。そういった繰り返しをしてるわけですが、この前から申しておりますように、余り時間がないですねはい。

とにかく、最初の16年が31億取り崩しましたね、その次が382億6,900万で、その次が24億取り崩しまして364億6,600万、それから今度が10億のつもりがどうしてもだめで15億取り崩しまして234億ジャストという予算だったと思います。

来年は、何とか基金取り崩しがなくて済むような形ができないかということで、実は19年分ならんだ18年度予算だったんですが、18年度の予算組むときは19年度の予算も見ながら組まにゃいけませんので、そういった点では少し弾力性が出つつある状況下にありますので、実施年度と合わせていきますと起債の状況も、そうですね22年、22年ぐらいから制限比率も落ちていくでしょうし、24、5年になるともう10%割っていくということですが、これにまた加わるものがありますのでそのバランスからいきますとまあまあいろんな、交付税算定のできる起債を充てましても何とかやれることはないと思いますから、計画があるんですからそういう中で財源的なものはクリアしていかないかと思ってます。

それ以前に、やっていけるかどうかという見通し、運営が経営になるのかという声が大事ですので、そういった点での製材所あるいは関係森林所有者の人はもちろんですけども、行政、県、市、森林組合も含めまして、そういう早くコンセンサスが得られるような状況ができなければいけないと思っておりますので、まあまあ何とかやれるんじゃないかと思っておりますよ。

議長（波田 政和君） 12番。

議員（12番 大浦 孝司君） 担当部長の方でも結構ですが、これらの施設を導入した場合島内自給率が、林業課の説明では38%の数字を出しておられます。現在、おおむね100棟ぐらいの新築が対馬で年間あっておると。丸太に換算して2万1,600立米の活用を申されておりましたが、このプレカットの工場をつくるに当たって、この島内自給率をどこまで持っていくとするのか。

問題は、先ほど市長が言いますように、2割も高いやつを買えということではもう成り立たんことは事実と思いますね。で、これを努力して100%とは言わなくても近い数字を出さないかんわけですが、この事業効果を何%に持っていくのか、そして島外の搬出先は私が聞いた範囲では佐賀県の伊万里木材市場、ここが原木、丸太で持っていく処理としては一番経費がかからんであろう、割に高く売れるであろうという数字もいただいております。

現在、そういうふうなことを聞いていますが、それ以上の販売が大きな面積を処理する中であろうかと思いますが、市長でもいいですがそこらの角度についてどう考えておるのかお聞かせ願います。まずはその、島内自給の問題、プレカットを入れた場合の自給率を向上させる問題、それと島外の販売先をどこにもっていく、どういう製品で持っていくか、丸太で全部持っていくのかと、そこらについて現段階で結構ですが御回答お願いします。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） そういったことがあるから、実はその流域センターの具体的なことが決まらないわけですが、それが実際こうだろうああだろうという推量の段階でしかできてないわけで、だからそういったものは着実にできないといけないじゃないかということなんです、そう

いう見通しが実際は数字の上で計画は立つ、じゃ本当に実際こうなるのと言うたときにはクエスチョンマークがつくわけですね。

そういったことですから、具体的に検討数字は出ても実際こうであろうという形で、その中でやっていくとこまで出てないからまだそういったふうにあやふやなんですけど、非常にこれは難しいことですね。

全国の自給率が、この前から言いますようにもう30%から20%を切り10何%になり、そういう状況はやっぱり依然として外材が入ってきてるわけでごさいますて、それが少し最近少なくなってきたということでごさいますけど、そういう中での検討数字だと思いますので、あとは担当部長の方から話させますけども、それ恐らく検討数字という前提でしてください。恐らく、それがはっきりしたものであったら計画は立つんですけども。

議長（波田 政和君） 産業交流部長。

産業交流部長（中島 均君） ただいまの質問されました数値につきましては、全くの架空の数字でごさいます。そうした、数値的にちょっと申しますと、対馬島内で素材の生産の実績というのが出ておりますが、これが平成16年度までで全体で1万3,700立米の素材生産量でごさいます。

それと、今回、今市長が申しましたように全くの数字が計画数字でごさいますて、この数字と言いますのが、平成16年11月に発表されました第6次の林業公社の経営検討委員会での提言数値でごさいます。ですから、今の議員が御指摘のように数値目標は非常に私たちもたてにくうございまして、この計画につきましても何回となく変更がっております。

それで、先ほどの答弁に市長が申しましたように、20年度で一応素材の生産目標を2万2,200という計画が出ておりますけれども、この数値につきましても今の状況でいけば若干変更が出るかなということ考えております。

それと、林業公社の45年生の主伐期が平成17年度からスタートしますので、こういうふうな見通しも若干入ってこの計画を一応提言数字として立てられたというふうに聞いております。

ですから、今申しましたようにこの数値自体が計画上の数値でごさいますので、そこらへんは一応検討委員会、それからプロジェクトチーム等が検討しながら、最終的に近い数字を一応今度の最終的な総会で出すというふうに聞いております。

以上です。（「島外の販売の方法、島外の」と呼ぶ者あり）

議長（波田 政和君） はい。

産業交流部長（中島 均君） 島外の販売関係についても、まだ今のところ販売先等については決まっておりません。現在、森林組合等が丸太で販売先として伊万里の方に出しておるとのことでごさいます。

この数値につきましても非常に、ここに数値がありますけれども15年度現在で、島内で6,080立米に対しまして、これ38%でございます。島外に6,520出しております。これは、16年の4月1日現在の流通計画でございます。

そういうふうな中で、今回の流通関係の素材の契約書につきましても、木材市それから流通センター、これ加工施設とか完成した後の流通センターでございますが、こういうふうな中で数値が今のところ示されておるといっただけでございます。

以上です。

議長（波田 政和君） 12番。

議員（12番 大浦 孝司君） 時間が来て、もう少しこう詰めた話もしたかったんですが、非常にまだ詰めが足りないというふうなことが中身にはあるようですが、港も背後地も18年度には完了というふうな努力をしておりますし、やはりこの計画を仕掛ける、あるいは内外の事情を把握して誘導することを、やはり関係機関この18年度非常に大切な年度になると思います。

幾らかこう聞き得た限り、いまいちその切り札と言いますかこの決め手と言いますか、方向性が力強さに欠けてる現状ちゅうか、それだけ難しいことがあってると思いますが、何とかひとつその広大な森林資源です。これをやはり、金にするというふうなことが先々、今の段階は苦しくても、誘導するようなことでひとつ担当部長にはしっかり今年度の計画を努力してほしいとお願いまして、私の一般質問を終わります。

議長（波田 政和君） これで12番議員の質問は終わりました。

.....  
議長（波田 政和君） 暫時休憩します。再開は11時からです。

午前10時51分休憩

.....  
午前11時00分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

次に、20番、武本哲勇君。

議員（20番 武本 哲勇君） 私は、3項目4点にわたって市長に質問をいたします。

まず、1項目は、入札制度の改善についてであります。今回の入札にかかわる不祥事は、県内外に大きな汚名をさらす結果となりました。そのことを踏まえ、市長及び指名審査委員会としても種々御検討されてきたと思います。

そこで、入札制度の現状をわかりやすく説明願いたいと存じますが、特に次の点についてよろしく願います。1、ランクづけはどのように生かされているのか、2つ、市内を、例えば上地区下地区と地域割をされる場合があるのか、3つ目、最低制限価格はすべての入札に設定

しないのか、取っ払ってしまうのか、4つ目に、指名、一般競争入札の線引きは130万円以上となっておりますがそのとおりであるか。昨日の桐谷議員の質問でそのように回答がっております。

以上、4点について現状をまずお聞きし、私からの提案を、答弁を踏まえて申し上げさせていただきます。

2項目の機構改革の現状と将来像についてであります。対馬市になって、早2年3カ月が過ぎましたが、その間大小の機構改革が数回行われてまいりました。急激な改革は、地域間格差を広げ職員のやる気をそいでいるのではないか、そのような気がしてなりません。

合併すれば、本庁に管理部門等が集中するのは当然であります。急激な人員削減は地域経済にも影を落とすところがある、そのような声が多く聞かれるところでもあります。現状は、財政的にも支所機能を低下させ、仕事を奪い、それをてこに人員削減を図っていくと見られかねないのであります。

今、支所は地域振興課、それと住民生活課の2課制になっておりますが、住民生活課は直接市民と接触します。それで、大幅な削減はなかなかできないと思いますが、しかしそれでもコンピュータ化等によって一部削減されるのではないか、そのような傾向が見えているわけであります。

ところが、一方の地域振興課はどうかと言いますと、これは財政的な裏づけもない、権限も与えられない、ということは本庁とのパイプ役、そして予算の裏づけがありませんので足が出て行かない、住民の声に対応できない、余り仕事がないじゃないかということで、職員削減が将来見えてくるのではないだろうか、これが私は大きな問題であろうと考えております。

こういうことになりましたと、これでは優秀な職員であってもその企画性とか創造性豊かな発想などが出てきにくい、そういう発想をしてもなかなか上まで届かない、予算の裏づけがないのでなかなかそういういろんな問題が計画できない、そういう心配があるのであります。こういう点について、市長の御見解を伺いたいと思います。

2点目は、職員が積極的に地域に入っていくシステムづくりが必要ではないかと考えております。待ちの行政、役所にずっと待って市民が来るのを待って行政をすると、その待ちの行政から出前の行政、市の職員が現場に現地に行って地域に入って、そして行政を進めていくと、このような出前の行政を考える必要があるのではないだろうか。もちろん、これは職員だけじゃありませんで、市長を初め市の上層部も含めてであります。このように私は考えております。

地域に入ると、高齢者がほとんどです。その多くの方々が体の不自由な人たちです。今、国の医療福祉行政が大きく後退している中で、このような高齢者はどうなっていくのか、恐ろしい気持ちさえいたします。私自身高齢者の一員ですが、私の身近な親族の中にも市役所から文書が来る、ところが理解できない、そういう親族が何人もいます。

そして、施設に入りたい、しかし今施設になかなかは入れません。いろんな制限があります。そして、仮に制限が、それをクリアしても施設が満杯であるというような問題もあります。

そしてまた、病院に行こうにも今度は医療制度の大きな改悪によりましてなかなか病院にも入れない。一時的には入れても長くは入れないというような制限が出てきているわけです。これでは、住みにくい対馬市になっていくのではないかと、暗たんたる気持ちになっていきます。

もちろん、この根本的解決の道は国政の改革しかありません。それは、私は十分承知しております。しかし、市レベルでできることはないか、その一つの問題が先ほど申しました市民の公僕である市の職員、これが積極的に市民の中に入り、市民の実態を知り、市民とともに住みよいまちづくりに知恵と力を出していくことを望むものであります。

現に、全国で、例えば合併しない町とか財政的に非常に追い込まれているそういうところでは、その市の職員を有効に活用しながら、市民と一体となってまちづくりをしているわけです。そういうのが方々にあります。対馬も、そういう先進地に見習う必要があるのではないかとこのように考えます。

最後になりますが、今回の不祥事に対する市長の責任についてであります。昨日の本会議冒頭、永留議員が提出者となり私たち3人が賛成者となって市長の不信任決議案を提出いたしました。残念ながら可決に遠く及ばない賛成しか得られず否決となりました。

議会が、不信任決議案を否決したからといって、松村市長の今回の不祥事に対する責任が免れるわけではありません。そのことは、市長自身十分理解されていなければなりませんし、またされていると考えます。

市長は、これまで何回となく、本会議でもマスコミにも出処進退は事件の全容解明後に判断したいとの趣旨の発言をされてまいりました。改めてお尋ねいたしますが、この心境は今も変わらないのか、また廣田容疑者が再逮捕された4月21日の翌日、22日の長崎新聞記事を見ますと松村市長の記事が出ておりますが、記事を読みますと、松村市長は自らの進退について、事件の全容解明後と言っていたが悠長なことも言えない心境、責任の取り方は十分考えていると述べたと、このような記事が載っております。この発言の真意を教えてくださいたいと思います。さらに、全容解明とはこの事件の裁判が確定した時点を指すのかどうなのか、このこともお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 順を追って答弁いたしたいと思います。機構改革の現状と将来像についてということで（発言する者あり）はい。（「入札」と呼ぶ者あり）ああ入札からだったか、入札は私が言った方がいいですか、私ができる範囲でいいですか。（発言する者あり）後でそ

んなら言いましょう。

順を追って最初から言いましょうね。濟いません。入札制度の改善についてでございますが、これは先般桐谷正義議員の、22番議員の質問で回答しましたので、御承知のとおり入札契約事務の適正公正化に努めるということで、今年度からこういう全国にもない不祥事が起こったわけでございますので、当然何らかの裁量権のかからないような入札制度に変えなければならないということで、低入札価格調査制度による入札契約事務を実施をしたというところであります。

なお、資格審査におけるランクづけにつきましては、県の経営事項の審査結果の点数によりまして、お配りをしていると思っておりますがそのようにいたしております。また、ランクによる業者の選定は当然行っていくわけでございます。地域割は、建設工事に関しましては、対馬はこのことを余りしていきますとまた皆さんの談合的な体質を助長するというこのきらいもありますので慎重に思っております。対象者は、全員資格申請を受理していきます。

それから、予定価格の事前公表、最低制限価格の設定の撤廃によりまして、入札契約事務の適正化効率化を図っていく、さらに業者の正当な競争原理の確保とコスト縮減を図りつつ、公共工事の品質確保の促進に寄与する低入札価格調査制度を導入しております。

したがって、その中でニューランダム的な形で皆さんにチョイスもしてもらおうわけでございますが、この最低入札の価格調査制度というのは1件、御指摘のように130万円を超える建設工事のうち制限つき、一般競争入札の1件1,000万円以上の工事に適用するというところでございますので確認しておきます。あと、詳しいことは課長に、部長の方がします。

とにかく、透明性を確保しようということでございますので、こういったときこそ全国に先駆けてと思ったんですが、残念ながら同じことを考えてたのがきのう申しましたように横浜の中田市長と青森市であります。もう既にやっておったです、よく似たことをですね。

それから、機構改革の現状と将来像についてということでございますが、急激な改革は地域間格差を広げていくんじゃないかと、あるいは職員のやる気をそぐんじゃないかという御質問でしたが、確かにそういった点もなきにしもあらずと思っておりますが、要は職員の公僕としての意識の問題でありますので、まして経営、運営、家庭では生活していく糧の絶対量が不足してるわけでございますので、これは非常事態だと思っておりますので、人事ていうのは1年に1回とか2年に1回、3年に1回あるものじゃなし毎日あってもいいわけですし、組織機構も変化に応じて変化に対応する適応力が出せるような、こういったことも常に動く組織としては民間並みの事を考えていかにかいかなのじゃないかなと基本的には思っております。

少ない職員でも、住民福祉や所得の向上の目的に対応できる簡素で効率的な組織機構という改革を実施したわけでございますが、合併以来市民の皆様から、今日の御指摘は支所が寂しくなってきたんじゃないか、活気がない、あるいは意見をたくさんお聞きしてはいたがある程度の

組織権限の集中は避けて通れないものと認識をいたしております。

支所は、市民のかゆいところに手が届く窓口業務の充実に重点化をしている、そして住民サービスの向上に努めるという支所重視の仕方が変わってきたことは事実でございます、五島市においても上五島町においても、長崎県内では西海市においても私どもと同じようなことを支所の2課体制でやっておるようでございます。

それから、職員のやる気につきましては、武本議員が以前の質問の折、職員がアイデアを出し取り入れられる、それが物になっていくとやる気を起こすんだとこういことを言っていたことを私も記憶しております。まさにそのとおりだと思って認識はしております。昨年、全職員を対象とした職員提案制度を導入いたしまして、人事もちゃんと希望を、どこに行きたいかということもとったりいろんなことをやっております。優れた提案をした人に反映させていくことにしております。

今年度は、各部や各支所において、当面する諸課題解決に向けた組織目標をそれぞれ設定することにいたしまして、職員一丸となったそれらの目標に取り組むことによって、職員のやる気の醸成と組織の活性化につなげたいとこういことを思っております。それができるものと思っております。

また、職員の能力向上、精鋭化、これからの行政を行っていく上で不可欠であろうかと思えます。新たに設置しました職員課において、自ら考え自ら行動する職員を育成するため、各種研修会の開催や民間への職員派遣、これも提言があつたようでございますが、そういったことも含めて職員の意識改革に取り組んでおります。

それから、高齢化が進む中、職員が積極的に地域に出向く出前の行政を広げるべきではないかということでございますが、これも議員御存じのように、これからの行政は市民ニーズを的確に把握した上で望ましい将来像を市民の皆さんと一緒に考え、その将来像に向かって行政運営をしていくということではなければならないと思っておりますし、心を忘れた行政はもはや行政でないというのが私の心情でありますので、これは政治においても行政においてもしかりだと思えます。

そこで、市民皆さんの御意見をお聞きする機会をより多くつくって、市民の皆さんと一緒に明日の島づくりに取り組むということで、2月10日の比田勝小学校区を皮切りに小学校単位を基本とした市政説明会を実施しております。

現在、各支所所在地の小学校区は終了いたしまして、2順目に入っております。行政に対する期待や不満などさまざまな御意見をいただきますので、また、おしかりも受け励ましも受け頑張れということで、拍手で送り出されているところが厳原を除いてほとんどであります。

そういった中で、皆さんも本当に的確に肌で感じますので、これは議員御指摘のようこういことは出前市長室じゃございませんが、出前行政としては続けていかないと考えており

ますし、また職員の皆さんも場合によっては担当区を決めての動きもということで、今その検討もしているところであります。

今年度、政策部と上対馬支所が連携した取り組みとして、比田勝周辺地域を市民協働のモデル地区に選定いたしまして、商業の活性化やにぎわいを取り戻すための方策を地域の皆さんと一緒に行動していくこととしております。今後、市民協働班ができておりますが、ここを中心に市民協働を推進していく上でのモデルケースとなるよう積極的に取り組んでいきたいと思っております。

それから、今回の不祥事に対する市長の責任についてということでございますが、市長の責任は極めて重いと、その対応をどのように考えておるかということは、もうこれは再三再四数を忘れるくらい皆さんにも言っておりますし、武本議員にもこれで4回目だと記憶をいたしております。いささかも変わっておりません。

その中で、22日の新聞とおっしゃいましたかね、そんな悠長なことは考えておれないと、まさにそう思いましたそのときですね。いやいや、これは今まで言ってきたことではないんだろうかと。ちょうど、いろいろ議会でそういった中に、昨日も永留議員の質問の中に入っておりますけれども、そのさなかにそういう漏洩が事実あったですよ、これゆゆしきことございまして、私も動揺したことは事実であります。

これは、このまま全容解明でいいんだろうかと、そういったことは確かにその心境になりました。私も愕然としたわけですが、まあまあいずれにせよ最初の考えどおりやはり軽挙妄動は慎まなければならないと思いますし、全容解明後にいうことはいささかも今変わっておりません。

そのときはなぜかという、そういう状況で私自身が愕然としたわけでございますので、そういう、こんな悠長なことではないんだろうかというコメントしたことも事実であります。

三山議員の一般質問でもお答えをいたしました。本年2月から3月にかけて相次ぐ市の幹部職員の逮捕に続きまして、助役の逮捕という先ほどの御指摘のような異常事態を招きまして市政混乱させたと、結果的にですね、これはまことに遺憾であり私の不徳のいたすところで、大変申しわけなくお詫びを申し上げますということは、以前から言っているとおりでございます。

機会あるごとに、会合、市民の皆さんの会合ごとに皆さんには十分遺憾のお詫びをいたしておるわけでございますが、改めて市民の皆様初め関係各位に再々度お詫びを申し上げまして、市長としての責任の取り方、またはその時期についても説明をしてきたつもりであります。

事件の全容が解明された暁には、私の出処進退ははっきり皆様にお示したいという考え方は、今の御質問のとおりいささかも変わっておりません。ただ、それがどこ、いつなのか、全容解明ですから公判も含めてということは当然でありまして、全容が解明された暁には、いつどうするかは別としてこれはそのときに出処進退を明らかにしますと、そして皆様に御相談しますという

ことではしております。

昨日申し上げましたように、大体昨日も3通ほど葉書が来ておりましたが、葉書や電話が毎日大体五、六件から十七、八件入ってるような状況でございますので、そういったものもいろいろおしかりやらあるいは励ましやらいろいろありますけども、そういう中で皆さんともよく相談をし、判断をしたいと思えます。突然総辞職をすることがあるかもわかりません。それは、全容解明後のことでもあります。そういったことで、いささかも変わらないことを申し上げまして、責任の重さは十分自覚いたしております。

いずれの時期に関しましても、市長としての責任の重さも重々承知いたしております。今後は、一日も早い信頼回復に努めてまいりたいということで今その最中ではございまして、やっと企業誘致等も動き出した形が出てきておりますので、年内からいろいろなものが姿をあらわしてくるんじゃないかと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（波田 政和君） 総務部長。

総務部長（内田 洋君） 入札制度につきましては、お手元に資料を配付しております。ランクづけ、地域割、最低制限価格の設定等についての御質問であります。ランクづけにつきましては、そのお手元の表のとおりであります。

それと、最低制限価格につきましては、今回今年度からもう設定はしないということでもあります。予定価格を公表いたしまして、品質の確保を図るために、昨日の御質問でもありました低入札価格調査制度を設けて今後進めていくということでございます。

議長（波田 政和君） 20番。

議員（20番 武本 哲勇君） この市が採用されておるランダム方式ちゅうのは、私もちょっとある人から聞いたんですけども非常に難しくてわかりにくいですね。昨日の正義議員の質問のやり取りの中でも、なかなか理解ができないんですけども、県がランダム方式をとっておりますが、県の方式と全く同じような方式なのか。

昨日の答弁では、全国、国はそういうこと、同じようなことやると。市は一部しかやっていないと。長崎県はランダム方式やっているわけですけども、方式は、中身は一緒でしょうか。

議長（波田 政和君） 総務部長。

総務部長（内田 洋君） 県は、最低制限価格を設定してのランダムの方式でございます。低入札価格制度というのはそうじゃございまして、ですから県とは方式が違うと。ただ、県の28億以上の事業については（発言する者あり）24億です、そういう制度を導入してるということでございます。

議長（波田 政和君） 20番。

議員（２０番 武本 哲勇君） 県は２４億１，０００万以上については、今市がやっている方式でやってあると。それ以下については、いわゆるランダム方式で、今市がやってあるのはニューランダム方式でいいんですか、違うんですか。

議長（波田 政和君） 総務部長。

総務部長（内田 洋君） ニューランダム方式とかいうもんじゃございません。全く最低制限価格を設けないわけですから、それとは全く違います。

議長（波田 政和君） ２０番。

議員（２０番 武本 哲勇君） 私が冒頭に質問しました中で、地域割の問題を申しました。地域割をされているような、小さい個人の場合はされているような気もするんですけども、完全にそれはなくしてあるのか、あるいは事業によってはされているのか。

もう１点は、最低制限価格はすべてに設けないと、小規模工事でも設けないというやり方をしているのか。

議長（波田 政和君） 総務部長。

総務部長（内田 洋君） 地域につきましては、この一般競争入札については全く考えていません。ランクということで考えております。

それと、指名 最低制限価格を設けないというのは、もうすべてで設けません。はい。先日の桐谷議員さんの御質問のときに資料を配付いたしました低入札価格調査制度という、こういう資料でございますね。はい。

もうこれ見ていただいたら、大体おわかりになるんじゃないかと思うんですけども、低入札価格調査基準価格というのをまず決めます。それと、入札価格調査判断価格というのを決めます。この間での金額での入札があれば調査をして、施工がちゃんとできるのかどうかということ来判断して契約をするという制度でございます。ですから、この予定価格と低入札価格調査基準価格の間であれば、もうその中で一番安い人がいればそこで契約をするということでございます。

議長（波田 政和君） ２０番。

議員（２０番 武本 哲勇君） 仕組みは大体わかりますが、今問題になっているのは、昨日のやり取りでもありましたけれどもその調査基準価格とか調査判断基準価格、この２つの判断基準を設けてあるわけですね、その下の方の基準よりも下がった場合がそれは失格であると。

それから、上の方の調査基準価格との間で低い方を落札者とするということになると思うんですけども、そこが今問題になっているわけです。桐谷正義議員も言われたけれども、非常に、これは７０％ちょっととかその前後ですね、それを県並みに８０％ぐらいにしたらどうかというのが、これはもう業者のほとんどの方が言われる声であります。

私は、確かに土建工事が必要以上に儲かると、一時そういうことがずっと言われました。そう

いう面もあったと思いますね。99%とかなると儲けるはずです。ところが、それを下げるのは当然ですけれども、それを70%とか70数%というようなことは余りじゃないかと。これを、多分市長も昨日、考慮をせないかんなあというような答弁をされたと記憶していますが、再考されるお考えはないのか、市長に伺います。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 基本的に、皆さんが考えて、業界の皆さんも考えていただきたいと思うんですよ。今、あなたがおっしゃってることからいきますと、最低制限価格を80%以上にね、前の例から言いますと大体80から80何だということでの前提だろうと思いますね、業者の人が言っているのはですね。だから、そういう最低制限価格の私ども執行機関がやることは、80以上にすると80以上でその前後でいけるじゃないかということ。

ところが、今回の低価格入札制度というのはちょうど最低制限価格が3分の2以上ということですから、大体それから70の間で低価格調査制度の、先ほど言ったものが出て行くと思いますが、そういう中で0.1から0.9、小数点以下のですね。

そういう中で、適宜参加された人がチョイスしていく中で彼らが抽選でやっていくということですから、そういうつもりで、ことていきますと、今まで県あるいは市での最低制限価格をおおむね80から85、86、あるいは87、その間でやってたんだからそういうものにせんかということになると、まさにこれも談合の延長線上になっていくわけですが、そういう、こういう異常な事態を招いただけに今ここで私どもがちゃんとやらないかんということで、あえて3回目のこれが入札制度の改革でございますので、昨日も桐谷、22番議員が今後どうなんだということて、一応これで私はやってみるべきじゃないかなと思っております。

今後につきましては、やって今後変えますということもできません。それ何ちゅこっちゃてことになりますし、こういってことで裁量権をすべてなくしてしまうと、裁量権はありませんよと、したがって漏洩もありませんよということが大きな主眼ですから、そういう中で皆さんが競争されていく。

で、供給と需要の原則からいって供給の方が少なく需要が多いわけですから、当然競争が激しくなる。ということは、もうこれはやむを得ない、仮に80を85としましても最低制限価格の中でいろんなことが出てくると思いますので。

私はやっぱり、こういったふうにすべての裁量権をなくすところから出発するのが新しい入札制度だろうと思って、あえて全国にないこともしてみたということでございますので御理解を賜りたいと思います。今後につきましては、とにかくやったと何とかしますよという答えも回答もできませんと思いますが、御意見はお聞きしておきたいと思います。

議長（波田 政和君） 20番。

議員（２０番 武本 哲勇君） 私は、それを全面否定しているわけじゃありません。先日、このランダム方式で落札した業者の意見を聞きました。そうすると、私の会社はどうにかいいと、取れたから。ところが、この金額では取ってもやっぱり力のない弱い業者さんはやっぱり大変でしょうということを率直に言っておられましたけれども、そういう問題がずっとありますので今後の経緯を見て改善すべきは改善していただきたいと考えます。

入札についてもう１点、これは通告には私はもう忘れておりましたんですが、島外業者の関係です。私は、これは松村市政の七不思議の一つじゃないかと。ということは、どうしてそんなに島外の業者入れたか、入れたいのか、これが不思議でならないわけです。

本土の業者でないといけない、そういう工事についてはそれはもう当然でありますけれども、そういう必要性のないところにも島外の業者をどんどん入れた、我々議員の中でもそうですけれども、島内の業者の圧倒的多数の意見です。

これを、島外の業者に仕事させても、ほとんど税金は地元には落ちません。この財政が苦しい中で、どうして五島や平戸や壱岐や、そしてまた長崎や、そういう業者入れなければならないのか、そのように島の技術力は低いんでしょうか。この島外業者について市長の判断、なぜ島外の業者を入れざるを得ないか、それを伺いたいと思います。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） 私はやっぱり、できるだけ皆さんの前では真摯にせにやいかんと、昨日も随分反省をいたしましたがおったんですが、瞬間湯沸かし器で皆さん言っておりますが、あなた私が七不思議、島外業者をそんなに入れて、それは何を根拠に言っているか今から列記してください。それから、業者が言ってる人言ってください。

私どもは、地元業者育成ということですうっと一貫してやってきてるじゃないですか。それを、なぜそんな物の言いかたされるんですか。私は、できるだけ真摯に聞きたいと思いますが、あなたは何かおかしいよ、言いかたが。なぜ、私が島外業者を入れる権化ですか。（「答弁せんですか、答弁を」と呼ぶ者あり）答弁しよるじゃないですか今、そういうことありませんて言ってるじゃないですか。（「あるじゃないですか」と呼ぶ者あり）だったら言ってください、どこをどうしたか。なぜ島外業者を優先したか、それ一つもないよそんなことは、言ってください。例を挙げて言ってください例を。答えますよ。

議長（波田 政和君） ２０番。

議員（２０番 武本 哲勇君） 今里トンネルですかね、は言われたか。

市長（松村 良幸君） 今里トンネルですか。それ、どこにあるんですか。

議員（２０番 武本 哲勇君） いやいやいや（発言する者あり）和板ですね、和板トンネル、議会から否決されましたですね。今度も、最近入札あった問題でも、トンネル工事で長崎の業者

がベンチャーを組んでやりましたけれども、長崎の業者が入ってますね。

私が聞くところによると、対馬の業者でトンネルの実績がある、トンネルの実績がある業者は6業者とか7業者とかあるそうでありますけども、別に本土の業者入れる必要はないと私は考えます。

そして、壱岐の業者が港湾に入った例があるじゃないですか。（発言する者あり）港湾業者、対馬に余るほどいるじゃないですか、どうして壱岐の業者を入れなければいけないのか。そういう（「1つずついきましょう1つずつ」と呼ぶ者あり）そういう例があるから聞いているわけじゃないですか。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） あなた、一般競争入札でわかってあるんですか。一定の基準を満たしたら、指名願いを出してるところはそっからするんでしょう。だから、それで今までは指名競争ということで地元をちゃんとしてたじゃないですか。

今度でも、地元でもただ単に対馬は工事が多いと、よそから比べて。対馬に支店を出したら指名に入れるということで、だめだとそれで。そういうことだから、5人以上の従業員、それから8人以上にもしてるでしょう。後は、ちょっと詳しく話してください。こんな誤解してもらっちゃ困りますよ。だから、業者が言いよる人も後で教えてください。（「はい。はい、わかりました」と呼ぶ者あり）どうぞどうぞ言ってください。

議長（波田 政和君） 助役。

助役（永尾一二三君） 業者の選定につきましては、先ほど総務部長の方から答えましたが、そのランクによりまして業者の選定をしておりますが、その対馬地域の経済の活性化、雇用の問題は大変重要なことですので、地域の雇用対策を重視しましてそういう選定のことに配慮はいたしております。そういうことも配慮しながら、なおかつ制限一般競争入札の成果とそういうものも考えつつ、条件設定の中で配慮をしてきておるつもりでございます。

議長（波田 政和君） 20番。

議員（20番 武本 哲勇君） 一般競争入札のシステムはお前わかっとなるかということですけども、わかっています。あのね、制限つきちゅうのがありますね、そこがそこなんですよ。島外業者が、今対馬が大変だからちょっと遠慮してもらおうと、それを制限すればいいんです。そのぐらいのことはわかりますよ。

そして、これであなたとけんかしても始まらんから次にいきますと、やはり2番目、3番目、もう2番はカットします。（笑声）不祥事の問題であります、市長の答弁ではいささかも変わらないと、全容解明後に出処進退をはっきりすると。

ところが、私の長崎新聞の22日付の記事に対しては、そのときはいろいろショックがあっ

そういう言葉を言うたかもわからん、言うたと。しかし、冷静になるとやっぱり全容解明後であると。そして、その全容解明とはどういうことかと言いますと、やはり裁判が終結するという意味のことを言われました。

市長、もし、これは例えば廣田容疑者を例にとりますと、地裁から高裁、最高裁ということになる可能性もあるかもわかりませんね。裁判ですから、どうなるかわかりません。そしたら、ひょっとしたら3年ぐらいかかるんじゃないですか。それは市長、あなたの代で終わるかどうかわかりませんが、それを待つわけですか。

議長（波田 政和君） 市長。

市長（松村 良幸君） あの、武本議員さんあの、私も真摯に対応したいと思います、さっきの入札の問題これでもう言わんとおっしゃいますが、やっぱり極論から極論を言うたらやっぱりお互いどうしようもなくなりますから、私は昨日も永留議員に自席から言うてまさに反省をしてるんですけど、これ今日はもう絶対真摯に対峙せにやいかんと思ってる中で、またそういう中でどうしてその島外業者が好きなのかとか、島外、そんなこと私は美津島町内じゃが地元優先ずつとしてきております。

そして、まして今の今度の事件のことでもやっぱりね、不信任案を出されるということはこれはもう一番政治家の最大のこれは汚点なんです。だから、それも深く反省せないかんし不徳のいたすところと言ってるわけですが、そういう中で確かにおっしゃるように武本議員が、道義的政治的責任はどうしてもこれは免れないことはもう御指摘のとおりですから、それに対しては今までもう再三再四そう言ってるんですが、今全容解明ていうのは公判も含めてかつてのはこれで3回目になりますが、あなたが2回、ほかの人が1回聞かれました。

だから、その都度それも否定はいたしませんて言ってるんですが、また再度言われるんですが、恐らく私は本人じゃないからわかりませんが、本人が非のあるものは認めるでしょうし非のないものはノーと言うでしょうから、それはもう本人以外わからないんですが、非のあるものを最高裁まで延ばすていうことは一般的に常識的に考えられないわけですが、そう言いながら任期があるわけですからそういった中も考えながら、タイムリミットになればそれ前にやるかもわかりませんし、とにかく全容解明を原則といたしておりますので、御理解を賜りたいということとであります。

議長（波田 政和君） 20番。

議員（20番 武本 哲勇君） 松村市長は、常々市は会社に例えたらいいと、これは旧町時代にもよく言ってありましたね。ところが、会社がこういう不祥事を起こした場合、例えば今回の例を引けば専務が全部取り仕切っていた分野をああいう、こういう問題を起こして、そして逮捕されて起訴されて、そしてその部下もまた同じような起訴された。そういう場合に、会社の信用

は全く失墜してしまいますね。これは、会社としては成り立たない、それはもう全国ごろごろしておりますそういう事件は。

そして、その場合に会長とか何とかちゅうのは責任取っても取らんでも大したことはないでしょうけども、ばりばりの社長が、いやこれはもう部下に任せとったが部下が間違いを起こしたと、それはこの全容説明が終わるまで、私は整理するのが社長の役割だというようなことでは通用しません。会社に対する打撃はものすごく大きいわけです。

これは、決して行政であっても、行政は違うんだと、行政は行政の行き方があるんだというわけにいかないと思うんです。現に、あなたの部下の職員の中に私は何人も聞きました。もうこれじゃ仕事になりません。やっぱり何とかもう、この際市長が思い切って退任されたらどうか、私を信用してくれたんでしょね、私は秘密守りますので。(笑声)

そういう声が出るんですよ。職員が、トップの批判をするちゅうのは大変なんです。しかも、私のような人間に言うことはやっぱ危険である、思うでしょう。(笑声)しかし、現にそういう声があるわけですね。

だから、会社の社長に例えられる松村市長としては、常々会社会的な生き方を、やり方を行政に持ち込みたいというような人ですから、そういう責任の取り方も会社並みにやってほしいという思いですが、いかがですか。

議長(波田 政和君) 市長。

市長(松村 良幸君) もう時間がないようですので、余りくどいこと言うと怒られますから。私は冒頭から思っておりますように、申しておりますように、責任を、ちゃんと重大さもわかっておるし責任の取り方についてもいろいろ考えられると、はい、これで私はやめますということでは責任を取るのがいいのか、信頼回復にまさに身命を賭して回復を図るのが責任の取り方なのか、いろんな考え方があろうかと思いますが、今職員がやかましい、私危険度の高いという武本議員に言ったという職員、早くやめた方がいいということ、その職員をぜひ後でお聞かせ願えれば(笑声)私の後継に、それだけの勇気があれば私の後継になれるんじゃないかと思っております。

だから、後でまたこっそり聞かせていただければと思いますが、いずれにしても冗談は抜きにして、おっしゃることはもう十分わかっております。ただ、ここでね今申し上げるまでもなくもう、対馬の島民の生活の疲弊というのはもう私ども目に覆うべきものがありますし、悲鳴が上がってることも再三申し上げてるとおりであります。

こういった中で、私が、私はやめることに一つも、いつも言ってますようにやぶさかではございませんし明日でもいいんですが、やめることによって混乱を引き起こし、また選挙が行われまたあだこうだ、選挙になるとお互い悪いことは言わんわけですから、せっかく財政再建緒につくものが、あれもやりますこれもやりますこれ大変なこと、こういったリスクもあります。そう

いった中で、あ、済いません時間、1分ですね。そういうことですから、よく考えながら判断をしたいと思いますので、理解を賜りたいと思います。

議長（波田 政和君） 20番。

議員（20番 武本 哲勇君） 今、職員の名前をこっそり教えてくれと（笑声）言われましたが、あなたは私に2度言われましたね。例えば、私がいつかの議会のときに事務所が今大変困るとと、積算するのが嫌になると。

もう一つの、もう一人の業者は、入札会場に行くのが億劫であると、私は言いました。そのときあなたは何か言われた。その業者を教えてくれと言われました。今また同じことを言われましたね。（笑声）ということは、許さんていうことでしょ、その業者や職員は許さんと、そういうことを言うやつは許さんと（発言する者あり）言うじゃないですか。（発言する者あり）あなたの体質じゃないですか。（発言する者あり）あなたの、もともと常に思ってることでしょ。苦情を言うたり文句言う職員や業者をかわいがらないかん、そのことを最後に申し上げて終わります。（発言する者あり）

議長（波田 政和君） これで20番議員の質問は終わりました。

以上で市政一般質問を終わります。

午後からは、各委員会において付託されました案件を十分審査いただきますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） 本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

午前11時51分散会

平成18年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第8日)

平成18年6月23日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成18年6月23日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第88号 平成18年度対馬市一般会計補正予算(第1号)  
歳入は、所管委員会にかかる歳入  
歳出中、1款・議会費、2款・総務費、9款・消防費  
10款・教育費、12款・公債費
- 議案第90号 対馬市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 対馬市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第92号 対馬市情報センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第93号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第94号 対馬市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第95号 対馬市公会堂条例の一部を改正する条例について
- 議案第96号 対馬市総合センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第97号 対馬市立図書館条例の制定について
- 議案第101号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(鴨居瀬地区)
- 議案第102号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(小鹿地区)
- 日程第2 議案第88号 平成18年度対馬市一般会計補正予算(第1号)  
歳入は、所管委員会にかかる歳入  
歳出中、3款・民生費、4款・衛生費
- 議案第89号 平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第103号 損害賠償の額の決定について
- 日程第3 議案第88号 平成18年度対馬市一般会計補正予算(第1号)  
歳入は、所管委員会にかかる歳入

歳出中、6款・農林水産業費、7款・商工費、8款・土木費  
11款・災害復旧費

議案第98号 対馬市営駐車場条例の制定について

議案第99号 市道の認定について（小浦ダム循環線）

議案第100号 市道の認定について（小浦ダム配水池線）

日程第4 請願第1号 対馬市の高齢者福祉施策の見直しに対する請願について

日程第5 陳情第4号 市有地貸付反対陳情について

日程第6 陳情第5号 基地対策予算の増額等を求める意見書提出に係る陳情について

日程第7 陳情第6号 最低賃金制度の改正を求める陳情について

日程第8 陳情第7号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情について

日程第9 議案第104号 工事請負契約の締結について（阿連漁港地域基盤整備工事）

日程第10 議案第105号 工事請負契約の締結について（内院漁港地域基盤整備工事）

日程第11 議案第106号 工事請負契約の締結について（高浜漁港地域基盤整備工事）

日程第12 議案第107号 工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤整備工事）

日程第13 議案第108号 工事請負契約の締結について（市道と板糸瀬線道路改良工事（トンネル））

日程第14 議会運営委員の辞任について

日程第15 議会運営委員の辞任について

日程第16 議会運営委員の選任について

日程第17 発議第7号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告発にかかる取り下げについて

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第88号 平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）

歳入は、所管委員会にかかる歳入

歳出中、1款・議会費、2款・総務費、9款・消防費

10款・教育費、12款・公債費

- 議案第90号 対馬市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 対馬市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第92号 対馬市情報センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第93号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第94号 対馬市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第95号 対馬市公会堂条例の一部を改正する条例について
- 議案第96号 対馬市総合センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第97号 対馬市立図書館条例の制定について
- 議案第101号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(鴨居瀬地区)
- 議案第102号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(小鹿地区)

- 日程第2 議案第88号 平成18年度対馬市一般会計補正予算(第1号)  
歳入は、所管委員会にかかる歳入  
歳出中、3款・民生費、4款・衛生費
- 議案第89号 平成18年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第103号 損害賠償の額の決定について

- 日程第3 議案第88号 平成18年度対馬市一般会計補正予算(第1号)  
歳入は、所管委員会にかかる歳入  
歳出中、6款・農林水産業費、7款・商工費、8款・土木費  
11款・災害復旧費

- 議案第98号 対馬市営駐車場条例の制定について
- 議案第99号 市道の認定について(小浦ダム循環線)
- 議案第100号 市道の認定について(小浦ダム配水池線)

- 日程第4 請願第1号 対馬市の高齢者福祉施策の見直しに対する請願について

- 日程第5 陳情第4号 市有地貸付反対陳情について

- 日程第6 陳情第5号 基地対策予算の増額等を求める意見書提出に係る陳情について

- 日程第7 陳情第6号 最低賃金制度の改正を求める陳情について
- 日程第8 陳情第7号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情について
- 日程第9 議案第104号 工事請負契約の締結について（阿連漁港地域基盤整備工事）
- 日程第10 議案第105号 工事請負契約の締結について（内院漁港地域基盤整備工事）
- 日程第11 議案第106号 工事請負契約の締結について（高浜漁港地域基盤整備工事）
- 日程第12 議案第107号 工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤整備工事）
- 日程第13 議案第108号 工事請負契約の締結について（市道と板糸瀬線道路改良工事（トンネル））
- 日程第14 議会運営委員の辞任について
- 日程第15 議会運営委員の辞任について
- 日程第16 議会運営委員の選任について
- 日程第17 発議第7号 平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告発にかかる取り下げについて
- 追加日程第1 発議第8号 基地対策予算の増額等を求める意見書について
- 追加日程第2 発議第9号 最低賃金の引き上げを求める意見書について
- 追加日程第3 発議第10号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書について

出席議員（23名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小西 明範君  | 2番 永留 邦次君  |
| 3番 小宮 教義君  | 5番 三山 幸男君  |
| 6番 小宮 政利君  | 7番 初村 久藏君  |
| 8番 吉見 優子君  | 9番 糸瀬 一彦君  |
| 10番 桐谷 徹君  | 11番 宮原 五男君 |
| 12番 大浦 孝司君 | 13番 小川 廣康君 |
| 14番 大部 初幸君 | 15番 兵頭 榮君  |
| 16番 上野洋次郎君 | 17番 作元 義文君 |

18番 黒岩 美俊君  
20番 武本 哲勇君  
24番 扇 作工門君  
26番 波田 政和君

19番 島居 邦嗣君  
22番 桐谷 正義君  
25番 畑島 孝吉君

欠席議員（3名）

4番 阿比留光雄君  
21番 中原 康博君  
23番 平間 利光君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 大浦 義光君 次長 永留 徳光君  
参事兼課長補佐 豊田 充君 副参事兼係長 三原 立也君

説明のため出席した者の職氏名

市長 ..... 松村 良幸君  
助役 ..... 永尾一二三君  
総務部長 ..... 内田 洋君  
総務部次長（総務課長） ..... 斉藤 勝行君  
政策部長 ..... 松原 敬行君  
市民生活部長 ..... 山田 幸男君  
福祉部長 ..... 勝見 未利君  
保健部長 ..... 阿比留輝雄君  
産業交流部長 ..... 中島 均君  
建設部長 ..... 清水 達明君  
水道局長 ..... 齋藤 清榮君  
教育長 ..... 米田 幸人君  
教育次長 ..... 日高 一夫君  
巖原支所長 ..... 木寺 和福君  
美津島支所長 ..... 松村 善彦君  
豊玉支所長 ..... 松井 雅美君

峰支所長 .....	阿比留博幸君
上県支所長 .....	山本 輝昭君
上対馬支所長 .....	梅野 茂希君
消防長 .....	阿比留仁志君
監査委員事務局長 .....	阿比留博文君
農業委員会事務局長 .....	瀬崎万壽喜君

午前10時00分開議

議長（波田 政和君） おはようございます。報告します。4番、阿比留光雄君、21番、中原康博君、23番、平間利光君から欠席の申し出がっております。

これからお手元に配付の議事日程第4号により本日の会議を開きます。

暫時休憩します。

午前10時01分協議会

〔全員協議会〕

午前10時34分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

日程第1・議案第88号・第90号～第97号・第101号・第102号

議長（波田 政和君） 日程第1、議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）から、議案第102号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小鹿地区）までの11件を一括して議題とします。

なお、念のために申し上げます。各常任委員会に分割して付託しております議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）は、産業建設常任委員長の報告の後に一括して審議することといたしますので御了承願います。

各案について、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、小川廣康君。議員（13番 小川 廣康君） おはようございます。総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成18年第2回定例会において、会議規則第37条の規定により当委員会に付託されました議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）のうち、歳入は当委員会に係る歳入と歳出中1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、12款公債費、議案第

90号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例について、議案第91号、対馬市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、議案第92号、対馬市情報センター条例の一部を改正する条例について、議案第93号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第94号、対馬市公民館条例の一部を改正する条例について、議案第95号、対馬市公会堂条例の一部を改正する条例について、議案第96号、対馬市総合センター条例の一部を改正する条例について、議案第97号、対馬市立図書館条例の制定について、議案第101号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）、議案第102号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小鹿地区）、以上11件の審査報告を、同規則第103条の規定により次のとおり行います。

当委員会は、6月20日、21日に、豊玉支所3階会議室において、20日は小宮政利副委員長、小宮教義委員は欠席でありましたが、内田総務部長ほか消防長、教育委員会次長並びに担当部課長の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）については、それぞれが職員の退職、異動による組み替えによるものであります。

なお、7目企画費の委託料1,440万5,000円の補正額は、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構、通称NEDO及び経済産業省の補助を受け、バイオマス等未活用エネルギー事業調査委託料、地域新エネルギービジョン策定委託料の補正であり、その結果に期待するものであります。また、CATV施設整備事業については、今後においても可能な限り事業費の圧縮に努力されるよう要望いたします。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案90号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例については、行財政改革推進委員会の答申を踏まえ、将来の展望に立った改正案であります。一次産業の振興と交流人口拡大のため、職員の士気をさらに高め、市民生活の向上に努められることを要望し、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第91号、対馬市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例については、本条例中の厳原支所を削り、その業務を本庁の所管とするものであり、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、機構改革により市民に戸惑いを感じさせないように、移行には万全を期されるよう要望いたします。

議案第92号、対馬市情報センター条例の一部を改正する条例については、所管を政策部情報政策課に改めるものであり、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第93号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、体育指導員の年額報酬を改め、日額の費用弁償とするものであります。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第94号から議案第96号までの3案件は、いずれも建設中の対馬市交流センターの名称や位置、別表中の使用料を改めるものであり、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第97号、対馬市立図書館条例の制定については、開館に向けての条例を制定をするものであります。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第101号、議案第102号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての2案件は、公有水面の埋め立てにより生じた土地、鴨居瀬地区、小鹿地区であり、審査の結果、いずれの議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

本委員会に付託されました11案件は、いずれも当委員会では全会一致で可決すべきものと決定をいたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（波田 政和君） これから、議案第88号を除く10件の委員長報告について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案90号、対馬市部設置条例の一部を改正する条例について、議案第91号、対馬市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、議案第92号、対馬市情報センター条例の一部を改正する条例について、議案第93号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第94号、対馬市公民館条例の一部を改正する条例についてから、議案第97号、対馬市立図書館条例の制定についてまで及び議案第101号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）から、議案第102号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小鹿地区）までの10件を一括して採決します。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり

可決されました。

日程第2 議案第88号～第89号・第103号

議長（波田 政和君） 日程第2、議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）から、議案第103号、損害賠償の額の決定についての3件を一括して議題とします。

各案について、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、作元義文君。

議員（17番 作元 義文君） 厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成18年第2回定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件について、会議規則第103条の規定により報告します。

本委員会に付託されました案件について、6月20日、平間委員、三山委員は欠席でありましたが、豊玉支所3階会議室において、担当部課長の出席を求め開催をいたしました。その審査結果並びに概要について御報告をいたします。

議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）、うち歳入は所管委員会に係る歳入、歳出中3款民生費、4款衛生費について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の中での意見といたしまして、市民生活部においては厳美清華苑の問題についてありますが、厚生常任委員会のこれまでの再三にわたる指摘を十分参考にされていたのか非常に疑問であります。対馬市のし尿の処理について、将来の計画も踏まえ、早急に検討に入っていたきたいことを強く要望いたしておきます。

次に、議案第89号、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の中での意見として、保健部関係では、訪問指導用公用車2台の購入が予定をされております。住民の出前サービスなどに十分活用していただきたいと思っております。

また、税の徴収についても税込確保アクションプランが策定をされ、夜間納税相談などの計画が予定をされておりますので、正直な人達がばかを見ないように、滞納者の徴収率の向上を図るよう十分努力をしていただきたいと望むものであります。

次に、議案第103号、損害賠償の額の決定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で厚生常任委員会委員長報告といたします。議員各位の御賛同をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

議長（波田 政和君） これから、議案第88号を除く2件の委員長報告について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑ありませんか。12番、大浦孝司君。

議員（12番 大浦 孝司君） 委員長報告の中で、先ほど巖美清華苑の問題について現地で確認をとって、問題の処理と事情を聞き取ったというふうなことでございますが、この中で私は栗田工業（株）の出向社員から確認ちゅうか聞き取りしたんですが、この施設は最大1日60キロリットルの処理が基本となっており、最大という言葉使いました。

これを現在、当初は110%という話で66キロ、ところがそれが重なって、年間とは言ってませんが120%の処理のこともあるというのを私は聞いたときに、それはもしシステムがダウンとか機能が停止した場合どうなるんですかということの中で、会社はその責任をとれませんか。それは、市の方に責任とってもらいますよというふうなことがあったわけですが、その辺の何ち言いますか処理の実態というのは委員長把握されてきましたか、現場の中で。120%ということはございましたか。

私は110と、お話をこの間の報告ではあったんですが、120ちゅうのが言葉の中にございました。その辺を委員長、非常に問題がその辺にあると思うんですが、その辺のことをちょっと確認をとらせてください。

議長（波田 政和君） 17番、作元義文君。

議員（17番 作元 義文君） 大浦議員の御指摘のとおり、当然100%では処理をしてしまうのは無理だということで、巖美清華苑にしても120から130%の稼働をしておるということでございます。今、故障をいたしましてから5、60でやってましたけども、やっと100%ぐらいに戻ったということで、今正常運転に戻りつつあります。

こういった施設については、どこもその基準以上の稼働をさせておるような状況でございますので、さっき指摘をいたしましたように非常に将来に向けてこの検討を急いでやっていただかないと、どこがパンクしてもおかしくないというような状況で今ありますので、つけ加えて報告をしておきたいと思っております。

以上です。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）及び議案第103号、損害賠償の額の決定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であり

ます。各案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第88号・第98号～第100号

議長（波田 政和君） 日程第3、議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）から、議案第100号、市道の認定について（小浦ダム配水池線）、各案について、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、大部初幸君。

議員（14番 大部 初幸君） 産業建設常任委員会審査報告をいたします。

平成18年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託をされました案件は、議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）のうち、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出中6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費、議案第98号、対馬市営駐車場条例の制定について、議案第99号、市道の認定について（小浦ダム循環線）、議案第100号、市道の認定について（小浦ダム配水池線）の計4件でございます。その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定より御報告をいたします。

当委員会は、6月20日豊玉支所3階第1会議室にて、黒岩美俊委員、宮原五男委員、阿比留光雄委員、3名の欠席、市長部局より産業交流部長、建設部長を初め各担当理事、各課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）のうち、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出中6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費について。

歳入の主なものは、14款国庫支出金の市道と板糸瀬線道路災害復旧に伴う負担金424万円の増額、まちづくり交付金事業補助金9,303万円の増額、また15款県支出金の林業費補助金では、地場産業の振興と施設のグレードアップを図るための木質化事業補助金1,000万円の増額、この事業では、対馬市交流センター内の市立図書館の床材及び腰壁部分に対馬産ヒノキ材を使用するものであります。

歳出の主なものは、5月1日付の人事異動に伴う職員の給料、手当等の人件費の組み替えによる増減、6款農林水産業費の漁港建設費で、4漁港、千尋藻、塩浜、西海、尾崎の国の割り当て内示の変更に伴う予算の組み替えによる増減、8款土木費では、再開発事業の再開発ビルの保留床購入費について、市立図書館の保留床取得がまちづくり交付金の対象となったことでの2億3,237万5,000円の増額、11款災害復旧費は、ことしの5月18日からの集中豪雨による市道と板糸瀬線の災害復旧費分530万円の増額等であります。

財政状況の厳しい中において、今回の補正は各担当部からの説明のとおり、歳入歳出ともに適正な予算計上がなされていました。

議案第98号、対馬市営駐車場条例の制定については、平成18年10月7日にオープン予定の対馬交流センターにおいて、ビルの利便性の向上を図り、公共と商業の相乗効果による利用客の増進を図るため、駐車場の設置及び管理についての必要な事項を定めています。

駐車場の使用可能台数は150台、駐車場の管理は指定管理者制度による公募を原則としていますが、利用者に対するサービス、料金設置等でTMO並びに共同店舗組合との協議も考えているとのことであります。

議案第99号、市道の認定について（小浦ダム循環線）及び議案第100号、市道の認定について（小浦ダム配水池線）については、いずれも小浦多目的ダム建設に伴うもので、循環線は旧市道、林道がダム区域内へ水没するためそのつけかえ道路して、また配水池線は水路用配水池への管理用道路として長崎県から市へ移管依頼があったので、道路法第8条第2項の規定により市道に認定するものであります。

以上、議案第88号、議案第98号、議案第99号及び議案第100号までの計4議案につきましては、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（波田 政和君） これから、議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を除く3件の委員長報告について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第98号、対馬市営駐車場条例の制定について、議案第99号、市道の認定について（小浦ダム循環線）及び議案第100号、市道の認定について（小浦ダム配水池線）の3件を一括して採決します。各案に対する委員長報告は可決であります。各案は委員長の報告どおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長の報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会に分割して付託しておりました議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号、平成18年度対馬市一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 . 請願第1号

議長（波田 政和君） 日程第4、請願第1号、対馬市の高齢者福祉施策の見直しに対する請願について議題とします。

厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、作元義文君。

議員（17番 作元 義文君） 厚生常任委員会の審査報告をいたします。

平成18年第2回定例会において、会議規則第135条の規定により本委員会に付託された請願第1号、対馬市の高齢者福祉施策の見直しに対する請願についての審査報告を、同規則第137条の規定により次のとおり報告します。

本委員会は、6月21日平間委員、中原委員は欠席でありましたが、豊玉支所3階会議室において福祉部長、担当課長の出席を求め審査を行いました。

請願の趣旨は、対馬市食の自立支援事業及び対馬市高齢者生きがい活動支援事業が2006年に4月1日より改正をされ、2006年3月末日までそのサービスを受けていたもののほとんどが全く利用できなくなり、利用できるものにとっても大幅な利用制限を受けることとなりました。

そこで、この高齢者施策に対しまして2005年度までと同様のサービス（利用者対象基準、利用回数、利用料、助成金）を受けられるように対馬市に予算、利用基準の見直しを求める趣旨であり、請願者15名、賛同署名者4,454名の署名も添えて請願をされております。市当局においては、財政事情等を十分考慮の上善処されるよう要望し、全会一致により採決すべきものと決定をいたしました。

以上で厚生常任委員会委員長の報告とします。議員各位の御賛同をいただきますようによろしくお願いいたします。

議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号、対馬市の高齢者福祉施策の見直しに対する請願についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択であります。請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

日程第5 . 陳情第4号

日程第6 . 陳情第5号

日程第7 . 陳情第6号

日程第8 . 陳情第7号

議長（波田 政和君） 日程第5、陳情第4号、市有地貸付反対陳情についてから、日程第8、陳情第7号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情についてまでの4件を一括して議題とします。

各案について、常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、作元義文君。

議員（17番 作元 義文君） 厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

その前に、訂正を1カ所お願いをします。3行目の陳情第4号、市有地の「市」が「私」になっておりますので、対馬市の市に変えていただきたいと思います。

それでは報告をいたします。平成18年第2回定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託された案件について、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情第4号、市有地貸付反対陳情について、6月21日、平間委員、中原委員は欠席でありましたが、豊玉支所3階会議室において、保健部長、福祉部長、担当課長の出席を求め審査を行いました。

陳情されている内容について、慎重に審査したところでありますが、陳情の内容について、市

の担当部に対して現在までの状況について説明を求めたところ、陳情されている内容と担当部の説明内容に少し食い違いがあるため、委員会といたしましては、詳細に内容を検討する余地があり、陳情者に対し委員会へ出席を願い、十分精査する必要があると思われまますので、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で厚生常任委員会委員長報告といたします。議員各位の御賛同をいただきますようよろしくお願ひいたします。

議長（波田 政和君） 総務文教常任委員長、小川廣康君。

議員（13番 小川 廣康君） 続きまして、総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成18年第2回定例会において、会議規則第37条の規定により当委員会に付託されました陳情第5号、基地対策予算の増額等を求める意見書提出に係る陳情について、陳情第6号、最低賃金制度の改正を求める陳情について、陳情第7号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情について、以上3件の審査報告を、同規則第103条の規定により次のとおり報告をいたします。

当委員会は、6月21日に豊玉支所3階会議室において、委員全員出席の中審査を行いました。

陳情第5号の要旨は、基地対策予算の増額等を求めるため、来年度予算の8月の概算要求時、その後の年末の政府予算編成に向けての適宜適切な時期に実行運動を展開するための意見書の提出を求めるものであります。

陳情第6号の要旨は、今の長崎県の最低賃金は608円に過ぎず、フルタイム（8時間・22日）で働けたとしても月額約10万円にしかならず、少子化社会の大きな一要因となっているので、法的最低賃金制度を改正し、時間額の引き上げを求める意見書の提出を求めるものであります。

陳情第7号の要旨は、地方交付税制度は財源保障機能と財政調整機能をあわせ持つ制度として充実させること、また一方的に地方交付税を削減することをやめる意見書の提出を求めるものであります。

本3件の陳情は、審査の結果、いずれも全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。よろしくお願ひをいたします。

議長（波田 政和君） これから、委員長報告に対する一括質疑を行います。20番。

議員（20番 武本 哲勇君） 厚生常任委員長に質問をいたします。陳情書によりますと、既に佐賀県の某医療法人が対馬市美津島町の市有地へ進出することが決まりつつありますとなっております。

しばらく調査をされるということですが、理事者側にその審査中に先に決定されるというようなこともあり得るわけですが、そういう点はどのように考えておられますか。

議長（波田 政和君） 17番。

議員（17番 作元 義文君） その件についてですけれども、佐賀県の、この陳情書によると佐賀県の某業者というふうには書いてありますけれども、まだ全然そういったものは前には見えてきておりませんし、市の方としてはですね。

そして、県の方としても対馬市の方にそういった申請をなささいということも、通達もまだ全然あっておりません。10月をめどにという話は聞いておりますけれども、その間に早急に、この陳情者ですか、この方たちを呼んでまた審査をしてみたいと思っております。

以上です。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号、市有地貸付反対陳情についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は閉会中の継続審査であります。陳情第4号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第4号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

陳情第5号、基地対策予算の増額等を求める意見書提出に係る陳情についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。陳情第5号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第5号は採択することに決定しました。

陳情第6号、最低賃金制度の改正を求める陳情についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。陳情第6号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第6号は採択することと決定しました。

陳情第7号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。陳情第7号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第7号は採択することに決定しました。

ただいま採択されました請願及び陳情に関する意見書につきましては、後ほど議員発議として上程することにいたします。

日程第9．議案第104号

日程第10．議案第105号

日程第11．議案第106号

日程第12．議案第107号

日程第13．議案第108号

議長（波田 政和君） 日程第9、議案第104号、工事請負契約の締結について（阿連漁港地域基盤整備工事）から、日程第13、議案第108号工事請負契約の締結について（市道と板系瀬線道路改良工事（トンネル））までの5件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。建設部長、清水達明君。

建設部長（清水 達明君） ただいま一括して議題となりました議案第104号、工事請負契約の締結について（阿連漁港地域基盤整備工事）から、議案第108号工事請負契約の締結について（市道と板系瀬線道路改良工事（トンネル））についての5議案について提案理由を説明いたします。

本5議案につきましては、平成18年6月8日入札を執行いたしました5件の工事入札につきまして、いずれも工事予定価格が1億5,000万円以上でございますので、その工事請負契約の締結につきまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案の内容につきまして、それぞれの議案につきましての工事場所、工事概要等につきましては、議案書の次に参考資料を、工事箇所につきましては、平面図に赤で着色をいたしておりますので御参照願います。

まず、議案104号をお願いいたします。議案第104号、阿連漁港地域基盤整備工事の工事請負契約の締結につきましては、建設業者10社によりまず一般競争入札の結果、契約金額2億456万9,400円、うち消費税額974万1,400円で、対馬市厳原町日吉303番地、大石建設株式会社対馬支店、支店長主藤庄八郎氏とB防波堤60メートルの建設について工事請負

契約を締結しようとするものであります。なお、平成18年6月20日に仮契約を行い、完成は平成19年1月31日までの予定といたしております。

次に、議案105号をお願いいたします。議案第105号、内院漁港地域基盤整備工事の工事請負契約の締結につきましては、建設業者10社によります一般競争入札の結果、契約金額1億3,595万9,250円、消費税額647万4,250円で、対馬市美津島町鶏知乙481番地9、株式会社早田組、代表取締役早田豊氏とA防波堤34メートルの建設について工事請負契約を締結しようとするものであります。なお、平成18年6月19日に仮契約を行い、完成は平成19年1月31日までの予定といたしております。

次に、議案106号をお願いいたします。議案第106号、高浜漁港地域基盤整備工事の工事請負契約の締結につきましては、建設業者9社によります一般競争入札の結果、契約金額2億3,090万2,350円、うち消費税額1,099万5,350円で、対馬市美津島町鶏知乙481番地9、株式会社早田組、代表取締役早田豊氏と外防波堤80メートルの建設と内防波堤の一部改良について工事請負契約を締結しようとするものであります。なお、平成18年6月19日に仮契約を行い、完成は平成19年1月31日までの予定といたしております。

次に、議案107号をお願いいたします。議案第107号、赤島漁港地域基盤整備工事の工事請負契約の締結につきましては、建設業者10社によります一般競争入札の結果、契約金額1億8,352万2,150円、うち消費税額873万9,150円で、対馬市上対馬町比田勝956番地12、株式会社大川建設工業、代表取締役真崎龍介氏と沖防波堤40メートルの建設について工事請負契約を締結しようとするものであります。なお、平成18年6月19日に仮契約を行い、完成は平成19年1月31日までの予定といたしております。

次に、議案108号をお願いいたします。議案第108号、市道和板系瀬線道路改良工事(トンネル)の工事請負契約の締結につきましては、特定建設工事共同企業体8社によります一般競争入札の結果、契約金額3億9,915万2,250円、うち消費税額1,900万7,250円で、上滝・大川特定建設工事共同企業体、代表構成員、長崎県長崎市新地町5番17号、株式会社上滝、代表取締役上滝満氏、構成員、対馬市上対馬町比田勝956番地12、株式会社大川建設工業、代表取締役真崎龍介氏と、トンネル工233メートルを含む道路改良工事720メートル、車道幅員5.5メートル、全幅員7メートルについて工事請負契約を締結しようとするものであります。なお、平成18年6月20日に仮契約を行い、完成は継続事業でありますので平成20年3月25日までの予定といたしております。

以上が議案第104号から議案第108号の5議案についての提案理由でございますが、今回の漁港工事4件、道路改良工事1件のいずれの契約案件につきましても平成17年度の国庫補助事業の繰越事業であり、来年度への繰り越しは認められないこととなっております。

また、地域の生産活動、またその支援等に供する施設整備でございますので、一日も早い完成に努めてまいりたいと考えております。よろしく御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（波田 政和君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。（発言する者あり）11番。

議員（11番 宮原 五男君） ちょっと伺いますが、この入札方式、この入札方式はどういうふうな、新しい入札方式が今度取り入れられたと聞いておりますが、その詳細をちょっと教えていただきたいですが。

議長（波田 政和君） 建設部長。

建設部長（清水 達明君） 御質問のように、新しい入札制度、低入札価格調査制度をもって入札を行っております。

議長（波田 政和君） 11番。

議員（11番 宮原 五男君） その内容を、現場ごとに一つの入札制度の枠組みの中でどうなったかという内容をちょっと聞かせていただきたいんですが、そしてその枠組みの中で今度、その行政の方で業者の審査をするという内容になつとると思うんですが、その業者のその審査内容はどのような判断で認められたか、決定なされたかということまで詳しく教えていただければ、その、1カ所ずつをお願いしたいんですが。

議長（波田 政和君） 建設部長。

建設部長（清水 達明君） 入札の状況につきましては、お手元にお配りしております入札結果一覧表で状況は大体わかりというふうに思います。

いずれの5件の案件につきましても、今回行いました低入札基準内価格での落札ということで、低入札基準内価格の一番下と言いますか、第一候補とっておりますが、第一候補者に落札を決定したということでありませう。

基準内価格での応札があった場合は、工事の品質加工等について調査をするということになっておりますので、その点につきまして担当部の方で調査をいたしております。

調査内容につきましては、工事費内訳その、それは実行予算に近いものを出していただくということで、内訳書を出していただいで検討いたしております。また、不渡り、賃金不払い、労働災害等に関する報告も受けております。

それから、市発注工事の実績一覧等、また技術者配置状況等の提出をいただきまして、建設部の課長2名と課長補佐4名でそれぞれの工事について事情聴取を行っております。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 11番。

議員（11番 宮原 五男君） ちょっと内容がようわからんとですが、現場内で、現場現場でちょっと教えてくれんですか。余り質問ができませんね。

議長（波田 政和君） 建設部長。

建設部長（清水 達明君） 現場現場と言いますか、現場現場でそれぞれの、先ほど言いました見積書、あるいは工事設計一覧、技術者配置状況表等を提出をいただきまして、事情聴取という形での調査でございます。それぞれ業者の責任者の方を呼んで、おいでいただいて調査をいたしております。

議員（11番 宮原 五男君） 議長、ちょっと休憩取ってもらいたいと、そのよろしいですか。

議長（波田 政和君） はい。休憩。

午前11時27分休憩

.....  
午前11時28分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

質疑ありませんか。10番。

議員（10番 桐谷 徹君） 今宮原議員の質問とちょっと関連するんですが、もともと大体この入札制度は私は疑問を持つとったんですけど、高浜漁港、これが早田さんが落札なんですよ。ね。

そして、新藤さんが2億1,987万2,000円でこれは不適格、そして早田さんが2億1,990万7,000円でこれは落札なんです。2億1,990万ぐらいの額で3万5,000円しか差がないんですよ。それは、果たして何を基準でこの3万5,000円で片や不適格片や落札、私はこういうことが出てくるんじゃないかなあと思っただんですけど、その辺が何か、たまたまこの3万5,000円の間線が入ったということであればそれはそれでいいんですが、ちょっと説明をお願いします。

議長（波田 政和君） 建設部長。

建設部長（清水 達明君） この件につきましては、先ほど申し上げましたように低入札基準内価格から下回ったということでございます。低入札価格調査判断価格を下回ったということでございます。（「議長、ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

議長（波田 政和君） はい。暫時休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時31分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

総務部長。

総務部長（内田 洋君） 高浜漁港の件につきましては、低入札価格判断基準価格がございます。それを99.00%から99%までの間でやると。その下一けたと下二けた目をそれぞれの入札参加者の方に引いていただいて、入札をするときに一本ずつくじの棒を持っていってもらいます。その中で、1番の方に下一けたのくじを次にまた引いてもらう。で、2番の方に下二けた目の数字を引いてもらうという方法で取っております。その結果、99.59%というのが判断基準価格になりましたので、判断価格になりましたので、そのところで差が出たということに今回はなっております。

以上でございます。

議長（波田 政和君） 10番。

議員（10番 桐谷 徹君） たまたまその3万5,000円の間に入ってるんならそれはそれでいいんです。しかし、2億1,900万の額の工事をたった3万5,000円で片や落札片や失格ということであれば、私はやっぱり失格になった人は3万5,000円ぐらいだったらどうでもなるんだがなあという悔しさがあると思うんですよ。その辺のところを納得した上で、業者の方には納得をしてもらってるんですか。

議長（波田 政和君） 総務部長。

総務部長（内田 洋君） この入札を執行いたしますまえに、そのようなことを十分説明をいたしておりますので、当然納得していただいているものというふうに思っております。

議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第104号から議案第108号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号から議案第108号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第104号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第104号、工事請負契約の締結について（阿連漁港地域基盤整備工事）を採決

します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第105号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第105号、工事請負契約の締結について（内院漁港地域基盤整備工事）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第106号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第106号、工事請負契約の締結について（高浜漁港地域基盤整備工事）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第107号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第107号、工事請負契約の締結について（赤島漁港地域基盤整備工事）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第108号に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第108号、工事請負契約の締結について（市道板系瀬線道路改良工事（トンネル））を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

午前11時37分休憩

.....  
午前11時38分再開

副議長（畑島 孝吉君） 再開いたします。

#### 日程第14．議会運営委員の辞任について

副議長（畑島 孝吉君） 日程第14（「議長」と呼ぶ者あり）はい。（「休憩をいれんとですか」と呼ぶ者あり）これまでして休憩するようにします。（発言する者あり）これまでやります。（「はい」と呼ぶ者あり）議会運営委員の辞任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、波田政和君の退場を求めます。

〔波田政和君 退場〕

副議長（畑島 孝吉君） 平成18年6月21日、波田政和君から議長に選任されたとの理由により議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（畑島 孝吉君） 異議なしと認めます。したがって、波田政和君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

昼食休憩入りますか。どうですか。（発言する者あり）暫時休憩します。

午前11時39分休憩

.....  
午前11時40分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

日程第15．議会運営委員の辞任について

議長（波田 政和君） 日程第15、議会運営委員の辞任についてを議題とします。

平成18年4月4日、中原康博君から厚生常任委員長を辞任したことを理由に議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、中原康博君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

日程第16．議会運営委員の選任について

議長（波田 政和君） 日程第16、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、作元義文君、上野洋次郎君を指名したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は作元義文君、上野洋次郎君を選任することと決定しました。

暫時休憩します。昼食休憩とします。済いません。12時45分から再開します。（発言する者あり）わかりました。訂正します。したら13時から。

午前11時41分休憩

午後1時00分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

日程第17．発議第7号

議長（波田 政和君） 日程第17、発議第7号、平成17年9月8日に執行された入札に関する違反事件の告発にかかる取り下げについてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。19番、島居邦嗣君。

議員（19番 島居 邦嗣君） 発議第7号、平成17年9月8日に執行された入札に関する違反事件の告発にかかる取り下げについて、平成17年11月29日に開会した平成17年第4回対馬市議会臨時議会において、平成17年9月8日に執行された入札に関する違反事件の告発について、発議第10号の松村良幸市長に対する競売入札妨害罪、発議第11号、廣田貞勝助役に

対する競売入札妨害罪及び偽証の罪、発議第12号の株式会社イチケン代表取締役古賀浅治氏に対する記録提出拒否の罪及び競売入札妨害罪、発議第13号の有限会田口建設代表取締役田口太恵子氏に対する競売入札妨害罪、発議第14号の大石建設株式会社対馬支店支店長主藤庄八郎氏に対する競売入札妨害罪、発議第15号の坂本建設株式会社代表取締役坂本好市氏に対する競売入札妨害罪の決議を行ったところであります。

その決議を受け、平成17年12月13日付対馬市長が地方自治法に違反した議決であるとして、対馬市議会議長に対し「再議請求」をされたところであるが、平成18年3月6日の平成18年第1回対馬市議会定例会において再議決を行ったことにより、平成18年3月7日付対馬市長から長崎県知事に対し、地方自治法第100条第9項に違反しているとのことにより、議決の取り消しを求める審査の申し立てがされたところであります。

平成18年6月5日付、長崎県知事より平成18年3月6日に対馬市議会が行った本件議決は議会の権限を超えていると判断せざるを得ないとのことから、本件議決を取り消すとの裁定がなされたところであります。

対馬市議会としては、長崎県知事からの議会の権限を超えた違法な議決であるとの裁定を真摯に受けとめ、議決を行った平成17年の発議第10号から発議第15号までの6件に対する告発については取り下げのべきであると判断し、ここに告発にかかる取り下げについて議会の議決を求めるため発議案を提出するものであります。

平成18年6月23日、対馬市議会議長波田政和様、提出者、対馬市議会議員島居邦嗣、賛成者、対馬市議会議員三山幸男、同じく兵頭榮、同じく小宮政利。

以上です。

議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号、平成17年9月8日に執行された入札に関する違反事件の告発にかかる取り下げについてを採決します。この採決は起立によって行います。（「議長投票」と呼ぶ者あり）（「起立」と呼ぶ者あり）はい。ただいま発議7号について、投票による採決の要求がありました。会議規則第70条第2項の規定により、3人以上の賛成者が必要であります。無記名投票採決を求める方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（波田 政和君） 起立が3人以上であり、要求は成立しました。したがって、発議第7号は無記名投票で行います。

議場入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

議長（波田 政和君） ただいまの出席議員は22人です。

投票箱を点検します。職員は議員に向かって投票箱を見せ、異状のない旨を議長に報告してください。

〔投票箱点検〕

議長（波田 政和君） 異状なしと認めます。

〔投票用紙配付〕

議長（波田 政和君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、1番議員より順次投票願います。

〔議員投票〕

.....

1番	小西 明範議員	2番	永留 邦次議員
3番	小宮 教義議員	5番	三山 幸男議員
6番	小宮 政利議員	7番	初村 久藏議員
8番	吉見 優子議員	9番	糸瀬 一彦議員
10番	桐谷 徹議員	11番	宮原 五男議員
12番	大浦 孝司議員	13番	小川 廣康議員
14番	大部 初幸議員	15番	兵頭 榮議員
16番	上野洋次郎議員	17番	作元 義文議員
18番	黒岩 美俊議員	19番	島居 邦嗣議員
20番	武本 哲勇議員	22番	桐谷 正義議員
24番	扇 作工門議員	25番	畑島 孝吉議員

.....

議長（波田 政和君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（波田 政和君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に小川廣康君及び大部初幸君を指名します。両議員の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（波田 政和君） 投票の結果を報告します。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票22票、無効投票ゼロ。有効投票中、賛成13、反対9。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。それではただいまから10分間休憩します。よろしくお願いします。

午後1時14分休憩

.....  
午後1時21分再開

議長（波田 政和君） 再開します。

お諮りします。各議員へ配付のとおり、追加議事日程として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程に追加して議題とすることに決定しました。

追加日程第1．発議第8号

追加日程第2．発議第9号

追加日程第3．発議第10号

議長（波田 政和君） 追加日程第1、発議第8号、基地対策予算の増額等を求める意見書についてから、追加日程第3、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書についてまでの3件を一括して議題とします。

各案について、提出者の趣旨説明を求めます。総務文教常任委員長、小川廣康君。

議員（13番 小川 廣康君） ただいま追加議案として一括上程されました発議第8号、基地対策予算の増額等を求める意見書について、発議第9号、最低賃金の引き上げを求める意見書について、発議第10号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書について、本3件について提案理由の説明を行います。

まず、発議第8号、基地対策予算の増額等を求める意見書について、会議規則第14条の規定

により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。平成18年6月23日、提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、同大部初幸、賛成者、同作元義文。対馬市議会議長波田政和様。

基地対策予算の増額等を求める意見書（案）、我が国には多くの自衛隊や米軍の施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因するさまざまな問題が発生し、住民生活はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしている。そのため、基地施設周辺の市町村は、基地所に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

こうした基地関係市町村に対しては、固定資産税の代替性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び基地交付金の対象外である米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村助成交付金）が交付されている。

また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため、国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。しかし、基地関係市町村の行財政運営は、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい状況にあり、国による基地対策のさらなる充実が必要である。

よって、国におかれては基地関係市町村の実情に配慮して、下記事項を実施されるよう強く要望する。

記。1、基地交付金及び調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずるとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。2、基地周辺対経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年6月23日、長崎県対馬市議会。提出先はお示しのとおりでございます。

続きまして、発議第9号、最低賃金の引き上げを求める意見書について、会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。平成18年6月23日、提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、同大部初幸、賛成者、同作元義文。対馬市議会議長波田政和様。

最低賃金の引き上げを求める意見書（案）、最低賃金制度は、労働条件改善による労働者の生活の安定と地域経済の活性化、企業間の公正競争ルールの確立の上で重要な役割を担っています。

都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るとして毎年中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に、地方最低賃金審議会の審議を経て改定されています。しかしながら、その改定は一般労働者の賃金動向に比べてわずかな額にとどまるとともに、そもそも水準が低いため、本県の最低賃金額は時間額608円と著しく低くなっています。

そのため、地域のパート・臨時労働者や派遣・請負労働者ら、非正規労働者の賃金は低く抑えられ、青年単身者では1カ月10万円ほどの生活を余儀なくされている人が少なくありません。

こうした低賃金の蔓延は、社会保険料未納者の増加や経済的自立ができず結婚できない人の増加、少子化の加速など、この国の社会基盤を危うくさせる大きな原因となっています。

以上を踏まえ、政府においては法定最低賃金制度を早急に改正し、時間額を大幅に引き上げて労働者、国民の生活改善を図ることや、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度の導入で地域間格差を是正し公正競争ルールを確立すること、最低賃金制度の周知徹底と監督体制の拡充などが求められています。

ついては、下記の内容を早急に改善されますよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記。1、今年度の地域別最低賃金の改定に当たっては、最低賃金法の趣旨に基づき、生計費原則に基づいて「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されるようにすること。2、早急に最低賃金法を改正し、社会保障制度との整合性を図るとともに、国民生活の最低保障の基軸となり、農林漁業、中小企業、地域経済の活性化に結びつく全国一律の新しい最低賃金制度を確立すること。平成18年6月23日、長崎県対馬市議会。提出先はお手元にお示しのとおりでございます。

発議第10号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書について、会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。平成18年6月23日、提出者、対馬市議会議員小川廣康、賛成者、同大部初幸、賛成者、同作元義文。対馬市議会議長波田政和様。

地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書（案）、現在、経済財務諮問会議は2010年代初頭までにプライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化を目指すとし、「歳出・歳入一体改革」を議論している。

与謝野金融・経済財政政策担当大臣の中間取りまとめでも、その「歳出削減」の一環として「歳出の大幅な削減、基準財政需要額の見直し、現在の基準を見直すことによる、不交付団体数の増加を初めとする地方交付税制度の改革等を加速する」としている。

竹中総務大臣は、プライマリーバランス改善のために「地方交付税は6兆円減可能」（3月29日経済財政諮問会議）と試算したが、この歳出削減については6月に出される骨太方針2006に反映される。

地方交付税は、地方の固有財源であり、国の借金のつけまわしとして、しかも地方の代表者もいずれに改革するというのは許されない。地方交付税制度は、憲法で地方自治体に保障された「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する」ことを実現するためのものであり、その削減は住民の暮らしや福祉のためのサービスを切り捨てるものである。

地方の事務の中で、国は法律で義務づけているものは消防や保育所など、住民の暮らしに密接にかかわるものである。国が義務づけているならば、その財源の保障を削るべきではない。地方

交付税は、地方自治体と住民サービスの命綱とも言うべきものである。よって、下記の内容について国に強く求めるものである。

記。1、地方交付税制度は財源保障機能と財政調整機能をあわせ持つ制度として充実させること。2、国の財政の歳出削減の一環として、地方共有の財源である地方交付税を一方的に削減することをやめること。3、決定のプロセスに地方の代表者の参加を保障し、「法定率」の引き上げを含む地方交付税の充実を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成18年6月23日、長崎県対馬市議会。提出先はお手元にお示しのとおりでございます。どうぞ、よろしく御決定を賜りますようお願いいたします。

議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第8号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号、基地対策予算の増額等を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

これから発議第9号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号、最低賃金の引き上げを求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

これから発議第10号に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書について

を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本議会における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものはあるのではないかと思慮されます。その整理権を、会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することに決定しました。

議長（波田 政和君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

市長よりあいさつの申し出がっておりますのでお受けします。市長。

市長（松村 良幸君） 閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に御提案申し上げました議案につきましては、すべて御決定をいただきましてまことにありがとうございます。衷心より厚くお礼を申し上げます。

議決をいただきました補正予算を初め、条例の改正等につきましては適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。また、今会期中に賜りました御意見や御指摘につきましては、今後の行政運営に十分取り入れられるものは取り入れながら、元気な対馬市づくりの一助とさせていただきます。

一般質問の答弁の中でも申し上げましたように、たび重なる職員の不祥事につきましてはまさに残念至極であります。おわびの言葉もございませんが、議員皆様からいただきました厳しい御叱正は真摯に受けとめていきたいと考えております。

そして、市民皆様から一日も早い市政に対する信頼の回復ができますよう、全力を挙げて取り組んでいく覚悟であります。さらなる認識を今新たにいたしてるところであります。

なお、天気が不順ではございますが、先ほどの地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書案が出ましたが、これから交付税の縮減、先ほどの総務委員長からの話のような、地方交付税制度というものが財源保障機能と財政調整機能をあわせ持つ制度としてこれは憲法で保障されたものであります。

地方自治の観点からも、国の三位一体会議の名において、国の財政改革という中での地方交付税が削減されるのは全く許されることじゃありませんので、実は離島振興協議会、過疎協、こう

いったところと、総務省を初め財務省、関係省庁、また主要な国会議員の先生方、あるいは地元選出の国会議員の先生方、その日程がいろいろあります。

我が市のこともございますので、実は今からその日程消化をしていくわけですが、とにかくきょうの、特にこの意見書の中の地方交付税の縮減ということに対しましては総額確保と、財源調整機能を持った、今先ほど話もされました財源保障機能、これはもう絶対堅持してもらわにやいかんていうことがございますので、国の、改めて申し上げますが、国の財政改革に地方の犠牲をもってそれはまかりならんということで、地方が元気にならなければ国も元気がならないという、こういった持論で私どもは離振協、過疎協の一員として、ここ二、三日の間そういった行動に出てまいらにやいかんようになっておりますので、行ってまいりますので御理解を賜りたいと思います。

どうか、本格的な梅雨の季節に入っていくわけでございますが、議員諸兄におかれましては御健勝にて御活躍をいただきますよう、本当に心より祈念をいたしまして閉会のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（波田 政和君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

6月16日に開会いたしました平成18年第2回定例会は、8日間の会期中で各議案終始熱心に御審議いただき、議長就任後初めての定例会が滞りなく閉会することができましたことに対し、議員各位はもとより、市長を初め市幹部職の皆様の御協力に対し心からお礼申し上げます。

今回の審議の中で、知事の裁定に基づき平成17年9月8日執行された入札に関する違反事件の告発にかかる取り下げの発議が可決され、知事の裁定は議会の権限を超えた決議であるとして議決を取り消す裁定でありました。議決したことにより、本日対馬南警察署に告発の取り下げ申請をする予定であります。

市長を初め、関係者の皆様に対しまして市議会を代表しておわび申し上げます。今後は、4万市民の負託にこたえ、市議会が真にその役割を果たすことが何よりも重要であると考えております。

さて、これからは梅雨本番からさらに酷暑の季節となります。どうぞ、健康には十分留意され、ますます御精進されますよう御祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

会議を閉じます。平成18年第2回対馬市議会定例会を閉会します。大変お疲れ様でした。

午後1時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 波田 政和

副 議 長 畑島 孝吉

署名議員 糸瀬 一彦

署名議員 桐谷 徹